

學界を裨益するものなり。其の擧げられし傳記資料の一に、同郷の後輩加藤良齋の筆録、一昔話の一齣あり。それに據れば、「圓珠庵契沖なども親かりし也。」とありて、契沖門下とする近世時人傳の說に扞格すとなり。忠肅の業績としては、元祿十年五月(時齡五十)に成れる萬葉集類句十二冊、其の後成れる三代集類礎(廿一代集全部に及す計畫にて、次いで新古今集と續後撰集との分産れり。)の如き和歌索引を編せる點に在り。其の書を靈元法皇に獻上して嘉納せられしは、彼の光榮も亦極れりと言ふべし。

昌喜

難波なる榎並屋半次郎即ち入江昌喜(享保七—寛政二)は、高津に卜居して老し、幽遠窟と云ふ。著述少からず。其の契沖を師とすとの說あれど、年代合はず。契沖崇拜者と見るべきか。

萬葉類葉抄補闕

萬葉類葉抄補闕 十五卷(内閣文庫所藏 寫本に據る)を著す。言詞部七卷、名所部八卷(卷八以下)より成る。(類葉抄には元、此の二部存せず。)兩部共其の卷末に、「奉 妙法院一品法親王令謹補權大納言藤原宜胤卿所撰萬葉類葉抄、闕 寛政九丁巳年三月浪花入江昌喜謹撰于時七十六」とあり。著作の趣旨並に年紀明白なり。

言詞部は萬葉集の語彙を色葉辭書の體に輯集加註せるものにて、例へば安部を見るに、
 あり 第十四廿七 そぎのおアコッ 安路許會えし

あは 第二廿六 ふる 安幡爾勿落

注云。あはと云は淡也。和名抄淡路阿波是語類也。沫は日本紀、舊事紀、和名抄、當集共に阿和に似てかたがへり。容易に撻而と有は、淡緒、倍、字歟云々。

とあり。一斑以て全豹を知るべし。

名所部は、第八卷即ち名所目錄類字にして、イロハ別に、何の森、何の野、何の池等を混合して標出し、第九卷以下即ち山城より對馬に至るまで國別にして、名所を註記せり。山城國にては、大江山、入野、伏見、石井、十羽松原、宇治といふ順に列載せり。一項毎に證歌を擧げ、註は有無相半せり。註の中には八雲抄を初め、勅撰名所集、檜山拾葉を引用し、又神社考、和州舊跡幽考の如きをも參考せり。契沖、若沖の說を出せる亦注目せらる。奥に、「右依契沖門人海北若沖之勝地篇所編集也。且聊加代說今案而已。」と斷りたれば、若沖に負ふ所最も多きを見るべし。

儀竹取物語抄

小山儀伯タケシと號す。昌喜の從兄に當る。儀、竹取物語抄二卷(國文註釋 全書の内)を著す。昌喜之に頭書を加ふ。契沖の河社の考說に負ふ所あり。此の物語の註書の陳吳たるものとす。

五 壺井義知及び野宮定基

義知(鶴翁)

壺井義知(明曆三—享保二〇) 一六五七—一七三五) 本姓源氏、通稱安左衛門、鶴翁又温故軒と號す。尤も典故に通じ、述作する所多し。文學上の物にては、

五 義知及び定基

紫式部日記傍註

紫式部日記傍註 二卷 (文政四)

あり。其の享保十四年の跋に曰く、

蓋聞斯書紫式部之所記也。式部寛弘三年之臘。始宣仕中宮。後號上東門院。是也。若其博覽俊才。則固世所編知也。其宣仕之間。見聞所及。進退所經。聊注錄以成一書。其雅趣藻詞。實與源語相爲伯仲。然此書本非日次之體。而呼之曰日記者。未審。姑且依舊題。不輒改之。其間難解者。略標記傍注。以便看讀。門人谷村光義。更撮取言。五節舞姬之事。者。以附後。而與本書相發。遂附之。別關。以與子門下之士。

と。之にて本書の性質を知るべし。卷首に紫女系譜を載せたり。本文は處々異本の異同を註し、或は「脱字アルカ」と疑ひ記せるあり。又段落を明にするため「菊綿ノ」御産氣ノ」など標目を註せり。傍註は主として本文の右傍に漢字を當て、語意を明にしたるものなるが、中にはいかゞはしきもあり。又長文に互るものは、「注上」として、頭書となせるが、其の多くは、故實、引歌等に關せり。上下兩卷とも本文の終に後附として、寛弘年間の公卿の人名を載せたり。卷末なる門人谷村光義(石清水社士)の後補は、五節舞姬の考證と日蔭(羅)の考按とを收めたり。本書は註釋としては極めて疎略なれど、此の種の物に先鞭を附けたるを多とすべし。

光義

尙義知が國文學書に對し、故實を註要として著作せる物に、

源氏官職故實秘抄 七卷 (國文註釋)

清少納言枕草紙裝束撮要抄 一卷 (春曙抄)

源氏官職故實秘抄
枕草紙裝束撮要抄

あり。前者は源氏物語の桐壺の卷より權の卷までに就き、主として其の文面に表れたる官職故實を註せる物なり。(少女の卷以下未完とおぼし) 後者は枕草紙に就きて、「櫻の直衣の事」以下裝束に關する十六項を註記せる物なり。門人多田義俊の跋に、「壺井先生兼て先達注し置る、諸抄に漏れたる事のみを拾ひて、古記文に考へ、二三子のために著述せらるゝ所なり。」と有るが如し。借、前者は源氏の諸抄に據るよりも、寧ろ直接に有職故實の古書を引抄する方法を採れるものにして、精詳なること頗る多とすべきものありとす。例へば受領を註するに、

すりやうさは、諸國の守に任じて、其國にくだりて、其國の事を知るをいふ。近國は一任四ヶ年、太宰府、陸奥、出羽國の邊國は五ヶ年にてかはるなり。承和二年の格文にみえたり。承和以往の例はたびありて定まらず。又國に下らざる守を遙授の國司と云。又兼國あり。是等は多種守なるべし。

と、一般的解釋を下して、附するに職員令の本文と江次第除目篇任受領注文とを以てせるが如し。裝束に關する事項も宗碩の源氏男女裝束抄に比して、更に委しきを見る。例へば二藍を宗碩の抄には、花鳥餘情を引きて、「二藍は、あかばなど青ばなどにて染るなり。」と註したるに止れるが、本書には左の如く詳述せり。

(前略) 赤花と青花とにて染るがゆへに、二あるの名を得たり。赤花をあか藍ともいひ、青花をあな藍ともいへる故也。色は大マサキ概うす紫のごとし。故に又二ある紫とも、三條裝束抄にみえたり。

次に後者も亦諸記録及び雅亮裝束抄、三條裝束抄等の諸抄を参照して私按を加へたる物なるが、取

出で、言ふべき程の事無し。只山鳩色魚陵の事の條に、野宮定基との關係を言へる一節は、史的觀察上見漏し難し。曰く、

ひこ、せ野宮卿と恐ながら是を論じて、後二條關白記、江次第、雲圖抄等已下をもて、一物にあらざる事を申あきらめし、是あまれく人のしれる所也。彼卿も我も盛なりしころなれば、つりてよしなき事を論じ、已不與となりたる事ぞくやしき。

と。要するに、國文學上の故實方面は、當時地下人にては、義知の獨擅場たる觀ありしなり。

義後

義知の門人多田義俊(元祿一—一六九八—一七五〇)は、秋齋又南嶺と號す。其の述作の多き、近代名家著述目録の載する所四十餘部を算す。而して其の學の主とする所は神道に在りて、故實に及べり。されどいかに論述すべき程の事無し。只其の三十箇條故實辨に幸若舞の本の語釋を載せたること、群書一覽に言へるが如し、是稍注意すべきものなり。

定基

義知の業績を述べたる予は、義知と交渉ある指紳野宮定基に言及せざるべからず。兩者の關係は、前に掲げし外に、安齋隨筆前編に、「定基卿有職の名人なり。同時代地下に壺井安左衛門源義知、新井筑後守源君美等問答す。皆有職の名人なり。」とあるもの亦一證とすべし。定基(寛文九—正徳元—一六六九—一七一)は元中院通茂の子にして、野宮氏を嗣ぎ、權中納言に進める人なり。而して正親町公通の次子なる定俊(元祿一—一七〇二—一七五七)入りて定基の後を承け、權大納言まで進めり。

定俊

平家物語
考證

平家物語考證 十二卷(國文註釋
全書の内)

は、松堂閑人四醉生編とあり、即ち定基の原撰にして、羽林中郎將藤原定俊補とあり、即ち定俊が左中將たりし享保中に補修せし物なること、故星野恆氏の考究を経たるが如し。此の書は撰者未詳の平家物語抄と共に、有力なる平家物語研究資料たり。卷頭に作者の辨あり。定基は「此書不出一人之手歟。」と考へ、定俊は「行長モ作者ノ一人ナルベシ。」と説けるに止り、これには別段の意見無し。又定俊は異本、流布本の事を述べ居れど、大略に過ぎず。琵琶法師の事に就いても、大槪「琵琶法師ノ平家ヲ傳ル者、一部十二卷ニ通ズルヲ一部平家ト云。其上ニ鏡劔ノ卷トイフ事アリ。大秘事ト稱シテ謾ニ唱ヘズ。故ニ其ノ文段ヲ知ラズ。」と言へるに止れり。因みに灌頂卷の意義に就きて、書中定俊の説けるは、左の如し。

按ニ華嚴經等ニ轉輪王四大海水ヲ汲テ灌テ事アリ。釋徒此ニ依テ宗學ノ秘要ヲ授受スルヲ灌頂ト稱ス。女院ノ剃髮シテ世ヲ通レ、上皇ニ對シテ六道ヲ談ジ、崩祖ノ時作佛ノ祥アルヲ以テ此物語ノ肝要トス。故ニ灌頂ト名クルナルベシ。

と。是將一説に止り、未だ剗切なりと認むべからず。抑、定基が本書に思を潜めしは、事實の考證に存せり。その事は凡例に、「此書所載。錯亂虛妄甚夥矣。或拾綴古今。而附會髣髴者。或事蹟可取而年月齟齬者。不可勝計也。今悉從其文。而舉舊記之全章。以示其差謬焉。云々」と言へるが如し。其の所謂差謬を示せる一斑は、予既に別著鎌倉時代文學新論に載せ置きたるが、重ねて二三を舉げんに、卷二、とく大寺いつく島まうでの事に就いては、「此段實否不可考。恐否乎。」と言ひ、卷三、「頼豪の

「事」に就いては、「按、頼豪阿闍梨之事極虛談也。」と言ひ、同卷つちかせの事に就いては、「按此事在于治承四年。今誤爲三年之事。」とて、明月記治承四年四月廿九日の條を引抄し、卷四、(註)きをほが事に就いては、「此一段舊記全無所見。未知其實否。但頼政奔于園城寺爲實。而爲十六日之事者非也。」と説けるが如し。若し夫れ舊記の全章を擧げて、詳註せる點に至りては、「天慶の純友」の註に、日本紀略及び古事談を出し、「敎文」の所に山槐記(中山忠親の記)を引ける類類々たるものあり。中に或秘記とて引けるは、最も目立てり。此く史乘に徴するに努めたる迹歴々たり。故實の解説、語義の説明亦少からず。而して全編に亘りて、定俊の補説夥しきは、其の功許多なるを認むべし。故星野博士が本書を評して、其の識見水府の參考本(盛衰記)の上に卓出すとなせるは、必ずしも溢美の言に非ざるを想はしむ。由來定基の見地たる、此の物語を史籍として取扱へるに傾き、文學書として觀察せるに非ざるは勿論なるを附言し置かん。

中院本萬葉集書寫

尙、定基の事蹟として一言を加へ置くべきは、元祿九年、中院本萬葉集を書寫せる事なり。(校本萬葉集の諸本) 彼が中院家の出身たる事、此の間の消息を推想せしむるに餘有り。

六 徳川光圀 附、諸藩の文學的事業

家康の文藝振起

予はこゝに翻りて、義公徳川光圀(寛永五—元祿一三)の事を述べんとするに當り、想起するはこ

の祖父家康の文教を振起せる事蹟なり。家康は戰國亂離の後を承けて、治國平天下の道を講ずるや、儒臣を登庸し、古書を採訪し、以て政治と教化との恢張を圖れり。儒教主義が爾後永く思想界を風靡せるは、其の基こゝに存せり。家康の血は流れて光圀に傳れり。而して光圀の志す所、専ら修史の業に在り。是に於てか、儒教思想と國家的意識と結合して、特殊の發展を致し、所謂水戸學の一學風を醗酵せり。光圀の尙古思想は夙に古文學の方面にも及び、萬葉集の研究を長流並に契沖に囑せし擧の如きは、諸侯中等倫を見ざる所なり。而して夫の有名なる釋萬葉集は、實に光圀が熱誠をこめたる大著にして、板垣宗愴(聊爾)井上玄桐(挹翠)伴暢(香竹)安藤爲章、藤全昌等をして次々に事に當らしめしものなり。凡例に、

凡此釋京師に田舎に諸書を探り、衆説を集め、あるは儒生に詢り、あるは釋子に問て、二十五年の久しきをへて、稿をかふる事、いくたびにかなりぬ云々。

とあり、年所を閱すること此の如し。(全く成業せるは、義公薨後、享保十八年なり。校合に用ゐられたる諸本は凡例に八通の異本とて、官本、幽齋本、中御門本、阿野本、紀州本、飛鳥井本、六條本、印本を擧げ示せり。元祿庚辰歲(即ち十三年一七〇〇)の契沖の跋を添へたり。左の如し。

萬葉集之不明于世也久矣。如顯昭仙覺雖纒窺一斑。未能通其全。況其他哉。常陽水戸西山梅里公貢文武才。藩于一方。政治之暇。把玩此集。思爲之解。凡歷幾年所。功成爲卷五十。題曰釋萬葉集。尋聞之。日久之。使其臣安藤子爲章。資一

來命ヲ加ニ校正。其爲レ書也。解レ辭達レ意考レ字正ノ點。或違參ニ和漢古今之典。或近就ニ集中一比較前後。自發明精詳周備。無有餘蘊。揭ニ作者之意于千歲之上。解ニ學者之惑于千歲之下。真如レ宵得レ燈而渡得レ船。公之賜不レ大哉。何便須レ有テ所ニ増減ニ也。因述ニ其意ニ以爲レ跋。

元祿庚辰孟秋星夕

難波東高津圓珠庵契沖拜書

彰考館の該本は、草稿本四十七冊の物と淨寫本五十二冊の物と二種存せり。(爲章も年山紀聞に五十冊と云はるが、) 首に總目あり、又別卷ありて凡例、時代並撰者考、諸本の奥書等を收む。註釋の内容は、本文を平假名にて大書し、右旁に漢字本文を細書し、次に註を下し、右何々と作者等を記せり。卷二十下より一例を示さん。

意保伎美能美己等可之古美阿乎久半乃多奈妣久夜麻平古江豆伎怒加半
おほきみのみこごかしこみあをくむのたなひくやまをこえてきぬかむ

阿乎久半を諸本あなくも、今按あなくむと讀て、半を毛に通はすべし。多奈妣久を六條本、中御門本、等能妣久に作る。古江豆を仙覺抄、六條本、中御門本、古與豆とあるは、何れも優劣なかるべし。(下略)

右一首小長谷部、笠麻呂

尙、讀例の一二を擧げ置かん。卷頭の一首は、

かたまも よみかたまち ふくしも よみふくしもち このなかに なつむすこ いへきけ なのらされ そらみつ やまご
のくには おしなへて われこそをらし つけなへて われこそをらし われこそは せなにはつけめ いへをもなをも

とあり。夫の古來難解の歌たる「莫囂圓隣之大相七兄爪謁氣吾瀨子之射立爲兼五可新何本」は、

ゆふつきのあふきてとひしわかせこかいたとせるかねいつかあはなむ

とあり。此等訓點の他本(特に代匠記)との比較研究は、尙今後の萬葉研究家の手を持つべきものあり。予はこゝに本書の一斑を示すに止るのみ。但、此の書世に流布せざりし爲、後の學者を刺戟せし所は認め難し。随つて之が評價の如きも亦殆ど聞ゆるなかりしなり。

参考本の
編纂

弘濟、貞
顯

扶桑拾葉
集

齊昭

又國文學關係の事業は、諸異本の照合をなせる所謂参考本の編纂なり。即ち参考保元物語及び平治物語、参考源平盛衰記、参考太平記にして、保元平治は異本五部、盛衰記は平家物語異本等十一部、太平記は異本九部を用ひて對校せるもの、初、今井弘濟(魯齋)考訂し、後、内藤貞顯(著齋)重校して、元祿二年卒業せり。其の目的修史の助とするにあれど、之を文學上より見て、頗る價值ありとす。其の使用せられたる異本の數々は、尙彰考館文庫に藏せるを、予も一閱せり。異本の性質及び校讎上の成績は、既に其の一部分を、鎌倉時代文學新論に記せるを以て、こゝには言及せず。尙延寶六年に成れる扶桑拾葉集(作者系圖)に和文を蒐集せし擧の如きも、こゝに特筆し置かざるべからず。巨細は一に省略に従ふ。

後、光圀の裔烈公齊昭(寛政一二—萬延元)光圀の志を繼ぎしは、吉田令世等をして扶桑拾葉集の註釋を作らしめ、又同集に倣ひて、小山田與清、間宮永好等をして八洲文藻を編せしめしにも見るべきなり。

加賀藩
利常

編紀

水戸藩の事を述べし序を以て、他藩の文學的事業を一瞥し置かん。加賀藩前田利常の子利常(文祿二—萬治元)和歌を好み、古名家の手蹟を蒐集せるは、最も著名の事にして、今に古雅にして學術上價值多き逸品を傳存す。其の孫松雲公(寛永二〇—享保九)學問に精勵する所あり。されど此の藩の國文學上の編著は殆ど聞ゆる無し。

黒羽藩
増業

時代降りて、下野黒羽藩主大關増業(天明二—弘化二)が、古寫傳本十五種を得て、文政三年日本書紀を校訂上木せる事有り。附するに日本紀文字錯亂備考三卷(此の凡例には、(を以てせるは努めたりと云ふべし。)

紀藩新宮
忠央
丹鶴叢書
常典

紀藩新宮城主水野忠央が弘化嘉永の交、國學上の秘籍を編輯し、丹鶴叢書と題して上梓せる事も亦牢記すべし。山田常典主として之に參與せり。

七 水戸の學者——人見壹、安藤爲章及び吉田令世

壹(道生)

前節に於て、水戸の學者に言及せる所少からざるが尙、述べべき事あり。人見壹(慶長四—寛文一〇)字は道生、林塘と號す。羅山の門に出で、光圀の父威公頼房に仕ふ。土佐日記附註三卷を著す。爲

土佐日記
附註

相手筆本を據とし、惺窩手筆本及び別本を以て考ふと云ふ。季吟の抄以前の物として著名なり。大串元善(萬治元—元祿九)字は子平、號を雪瀾と云ふ。漢學の造詣あり。又吏部王記、小右記

元善

榮花物語
の校正

等の記録を涉獵して、其の記者小傳を編せるは、精勉思ふべし。爲章の榮花物語考に據れば、彰考館本榮花物語は、元善が城所友仙と共に、諸家の秘本を對校し、諸實録をも稽へて、朱を加へし所なりと云ふ。元善の功勞は世に著聞せざれど、亦重視すべし。

爲章(年
山)

其の最も聞えたるは安藤爲章なり。爲章(萬治二—享保元)姓は藤原、通稱新介、號して年山と曰ふ。京師の人なり。父を定爲(村翁と)と云ひ、歌文の才あり。兄を爲實と云ひ、有職故實に通ず。(彰考館文庫に爲實年記二册存す。故實の變書なり。)爲章、兄と共に貞享三年水府に仕へ、鉛槧の事に従ふ。爲章國文學上の造詣あり、(其の學ぶ所自記に)述作尠からず。其の最も著れたるは、

紫女七論
(紫家七
論)

紫女七論 一卷(國文註釋 全書の内)なり。(書名又紫家七論 此は跋に、)元祿十六年重陽の日、江戸小石川の寓居にて脱稿せる由見えたり。而して其の書後に、彼の學統及び學風を自記せるを以て、こゝに摘録して、此の七論の來歴を併せ觀んとす。

そも、爲章、むかし竹園(伏見殿圓實照に侍し時、此物語(著者曰、源氏)を好て、中務大輔冬仲朝臣の講釋をき、先考内匠爲朝の聞書を申請共に中院通村公(著者曰、通村)又乘胤法橋御弟子なり(著者曰、資慶)の談義を傳へ、かつ中院亞相通茂卿臣(著者曰、通茂)の御説を受給はり、水原、河海、花鳥、岷江などの諸抄に心を盡し侍りぬ。其後あづまに下向し、水戸侯(中納言(は通村の子也)の御説を受給はり、水原、河海、花鳥、岷江などの諸抄に心を盡し侍りぬ。其後あづまに下向し、水戸侯(光圀)の彰考館に侍りて、李部王記、御堂殿日記、小右記、權記、左經記、台記、玉海、明月記、玉業記以下ちかき世の二水記などまで、數百部の舊記をよみて、故實に於ては、や、不審をはり侍りたれど、紫家の本意はなほいぶかしくのみ侍りたるに、

七 水戸の學者——壹、爲章及び令世

たま／＼紫日記を得て、しば／＼よみ、かつ章段をわかち侍るまゝに、をのづから其文體と情態と、物語の趣にたがはぬ事を
 さざりて、此七論を草稿して、概になすめ侍りたるに、過しし羅波江や高津の宮のはざりなる圓珠庵契沖あざりのがり行て、
 萬葉集の不審を傳受し侍りしついで、此物語の談にまよびて、愚按と符合したる事どもおほく侍しかば、旅行に友をえたる心
 ちによるこび思ひ給て、かの草稿を清書し侍る事になりぬ。(下略)

是に由りて觀れば、爲章の學問の源流が中院、烏丸の如き指紳家に發せること、水府仕役後益、學殖
 の加れること、契沖に親炙するに至りて、啓發せらるゝ所多かりしことを知るべく、而して契沖の
 歿せる元祿十四年の翌々年に本論の完成せるを思へば、本論が契沖より益を受けしものなるは、察
 するに難からざるなり。

其の七目

本論の成れるは、爲章の自記に存する如く、紫式部日記を精讀して考察せる結果にして、才德兼
 備、七事共具、修撰年序、文章無雙、作者本意、一部大事、正傳説誤の七目を備ふ。初の二目は紫
 式部の人物に關し、後の五目は源氏物語の事に關せり。其の一、才德兼備の條に論ずる所は、紫式
 部は單に英才たるに止らず、有徳の賢婦なりとて、源氏物語及び紫式部日記より舉證せり。例へば
 物語に描寫せられたる紫上、明石上、藤壺の後、總角の君等の婦徳は、やがて紫式部の心おきての
 反映なりとし、又日記に記せる女性觀が雨夜の品定に説ける趣と一致せるは、式部自身の婦徳を推
 察するに足ると言へる類なり。其の學才の方面も日記に據りて詳述せり。思ふに此の考察は一理あ
 れども、式部の全人格を圓滿無碍なりとせるは、其の美點に眩惑せる嫌なきに非ず。式部を世態人

才德兼備
説の得失

情に通せる才女と見んは論無し。其の温良恭儉の徳を備へたりと論斷せんには、其の反證亦日記中
 に存するを奈何。爲章の此の主張は後世弘通せりと雖も、實は過褒の言となさざるべからず。其の
 二、七事共具とは、學匠にして歌人たる爲時を父として生れたる事其の一つ、式部聰明にして神童
 たりしが如き事其の二つ、讀書和漢に互り、音樂亦堪能なりし事其の三つ、禁中の公事さては歌合、
 繪合等に通せし事其の四つ、文質兼ねたる中葉に生れ合せたる事其の五つ、名所舊跡を歴遊したり
 と見えて其の知識に富み、又常陸の如き地方の事情にも通せし事其の六つ、女性たり且中流の身分
 なるが、物語の作者としてふさはしき事其の七つ、此の七つを兼備せりとなり。而して此の素因が
 空前絶後の傑作を成し、所以にして、何ぞ石山觀世音の利益を俟たんやと論せり。此の七件には輕
 重を認むべしと雖も、所説は先づ無難なりと評すべし。其三、修撰年序の説は、日記を引證して、
 河海抄に、寛弘のはじめに出來て云々と有るを肯定し、「いかさまにも、長保の末、寛弘のはじめ、
 式部やものすみにて、里にはべりけるつれ／＼に作りたる歟。」と推定し、且式部の物語著作當時の
 年齒を日記及び榮花物語に據りて、三十歳前後なるべしと推測せり。但、「大和もろこしどもに聰敏
 なる人は、何事によらず不日に其功をなすものなれば、此物語も思ひの外たやすくかける物なるべ
 し。」といふ起稿より脱稿に至る年數の推定に就きては、尙論議の餘地あらん。其の四、文章無雙の
 條は、該物語の文品を稱揚せるものなるが、先づ總評を下して、

文章論

著作年紀
の推定

全篇は富貴溫潤の氣象にして、官祿の文章なれども、中に山林出世あり、貧困哀傷あり、閑情風景は卷ごとに見えて、情をうつし、景をかたごる事、まのあたり其人にむかひ、其所に遊ぶがごとし。全體は傳にして、又おのづから序の躰あり、跋あり、記あり、論あり、書ありて、諸躰そなはれり。

と言ひ、特に兩夜の品定に就きて、其の章段の整頓せるを稱して、

論破あり、論承あり、論腹あり、論尾あり、兼より細にいり、俗より雅に趣き、繁より簡に歸し、波瀾、頓挫、照應、伏案などいふもろこしの文法をのづからそなはり、其氣脈は悠揚として寛裕に、その文勢は圓活にして婉曲なり。これ品定のみならず、一部にわたりて其心をつくべしこれを漢文にて見侍らば、史記、莊子、韓柳歐蘇にひとしかるべし。女の筆にては、めづらかにあやしく、式部は誠に古今獨歩の才と云べし。いにしへより清紫といひならはしたれど、清少納言は才氣狭小にして、さかしたらたる跡あらはに、にくさげおほき物なり。同日に論ずべからず。

紫清優劣論

と述べ、紫清優劣論にまで及べり。該物語が取材の方面多種にして、趣向亦多彩に、景情相適ひ、文脈整へるは爲章の説の如し。されど清少納言の草子を貶して、此の物語を揚ぐるは、早計に失せり。兩者は文學上其の本質を異にし、随つて兩々其の特質を有てるもの、未だ遽に軒輊し難きは勿論なりと言はざるべからず。爲章は尙進んで、次のやうなる意見を述べたり。即ち式部若し男子なら

儒者的見地を離れ

らば、一部の國史を撰びて萬代の鑑鏡に備へしならんに、才女なれば、似つかはしき作り物語を書きて、閨門の風儀用意を教へたるなりと。其の意此の物語に對して誨淫の媒たらんとの酷評あるを辨じたるに出づ。思ふに、此の論一往然る事ながら、歴史を物語よりも重要視せる口吻を漏らせること、文學を教誡の具と看做せることは、彼の見地尙儒者の域を離れざるものと評せざるべからず。此の一種の偏見に對して、後年宣長の卓説の起れるは、蓋し自然の勢なりと言ふべし。其の五、作者本意の條は、如上の該物語に諷誡の意ありといふ説の詳論にして、彼の學説の最も顯著なる部分なり。即ち此は専ら世態人情を描きて、上中下の風儀用意を示し、事を好色に託し、美刺ホソシを詞の上に表さずして、男女を諷諫すこと、物語より其の例を探りて詳述せり。就中、品定は一篇の女誠なれば、あらゆる女に讀み習はせたいといひ、又螢の卷の古き草子を論じたる一條は、やがて式部が意趣と見ゆと言へるなど、彼の見解を卜知するに足らん。此く餘に勸善懲惡の意を含めりと見る事過ぎたるの非は、前に評せるが如し。其の五、十六一部大事の條は、冷泉院の事（所謂物の紛れ）並に薫の事に對する辨明なるが、君臣上下に對する諷諭なりとして、讀史管見、鶴林玉露を引き、式部の筆意大儒に等しと論せり。是亦儒者的見解に陥れるものと言はざる可からず。而して彼が佛教的宿命説を以て此の問題を解決せざる所にも、其の學風の想見すべきものあり。其の七、正傳説誤の條は、先づ宇治大納言物語、無名抄等に見ゆる傳説に對し、其の物語の大綱を父爲時作れりとの説の如き、

舊傳の妄を破す

之を排して、式部一人の作なりと主張し、又著作の年紀に關する俗説（大齋院より上東門院へ物語を所望せられ、其の結果式部新作せりと傳説）の如きも、之を肯はずして、「父爲時はやく身まかり、夫宣孝も卒して後、いまだ宮仕もせで、里に侍りけるやもめすみのつれなく、さる物語作り出たるをきこしめして召出されたる」ものと考へ、又河海抄に見ゆる傳説に對し、式部が幼時より西宮左大臣に馴れしとの説は、年次をも辨へぬ虚談なりと論じ、石山寺に參籠し、須磨、明石兩卷より書き初めきこの説も、之を虚妄なりとし、殊に桐壺の卷より順次筆を染めたりと見るべしと説きたり。其の他該物語は三代實録の後を襲げりとの説、若しくは作者の本意、仁義五常の道に引入れ、中道實有の性理を悟らしむるに在りとの説等に對する反駁をもなせり。此等は何れも舊傳の妄を破せるものにして、其の見解頗る妥當なり。

以上を概括するに、紫式部人格論及び純文學觀に於て、彼の學風より來れる僻見あり。爲に其の批評正鵠を失せるもの有りと雖も、能く舊説を打破して、人をして歸嚮する所を知らしめ、式部の傳記的研究及び該物語の本質論に寄與すべき劃期的名著を出し、は、爲章の學識の凡庸ならざるを證して餘有るものと言ふべし。次に正徳三年小石川藩邸彰考館にて記し終へたる

榮花物語考 一卷（國文註釋
全書の内）
の要領を論述せん。爲章曰く、

總評

榮花物語考

或本に目錄、系圖一卷をそへて、其端に赤染ふもん記之とあり。今委く全書をよみ、かつ赤染家集、紫式部日記などに考へ合するに、決して赤染が撰にあらす。思ふに堀河院より後の男子の手に出て、古記、實録又は赤染、紫以下諸才女の日記、家集などより抜集、女の筆めかしてつくれる物と見ゆ。

と提言し、此の要旨に就きて、證を擧げて論せり。

先づ赤染衛門の履歷を考索するに、赤染家集を以てし、衛門の年齒は、天延二、三年、貞元元、二年の交、廿歳前後なるべく、萬壽の頃、六、七十歳に達すべく、而して此の物語の終寛治六年迄存生せば、百二三十歳とならんと推考し、然らば、此の物語さる老人の作たりといふは疑はしく、又赤染の原撰を後人増修せりと定めんにも、既に初の卷に、其の然らざる點多しと論せり。それより進みて、堀河院以後の人、古き才女の日記等を抜集めたりと見ゆる事の考證に入れり。其の要點二三を摘記せん、第八帖花初に、「秋のけしきにいらたつまゝに、土御門殿のありさま、いはんかたなくをかし云々。」以下廿二三葉に、後一條院御誕生の程の事をしるしたるは、紫日記を全くうつしたるが、或は書換へ、或は書加へたる所も有りと云ひ、かゝる事は赤染の筆としては信じ難しとの説をも加へたり。又十二帖たまのむら菊に、「こよのあかりのよ、あれたる宿に、月のもりたりければ、さどひとたれとしらす、めづらしき豊の明りのひかりにはあれたる宿のうちさへぞてる」とあるは、記者未詳の日記、或は某の家の集などを採り用たるか、赤染ならば、同時の歌を誰ぞ知らずとは

書くべからずと説き、又第廿九帖玉のかにに、「此度の御佛つくらせ給ふ御かざりの御れうには、大和守保昌の朝臣のがり、玉をめしに遣したれば、京の家に奉るべきよしひあげたれば、參らすとて、和泉そへたり。」數ならぬ涙の露をそへてだに玉の飴をまさんとぞおもふ」同じ御料の玉を權大夫爲政がこひたりければ、赤染「云々」とあり。此の卷は此の和泉式部の歌にて名附けたりと見ゆるに、赤染の撰とせば、同時等輩の歌を以て卷に名附くべくもなく、又赤染の歌の作者の書きざまも、自撰としてあるまじき事に思はれ、旁、後人の撰述と見ゆと述べたり。此の物語が赤染衛門の作なるまじき由を主張せる論法概ね此の如し。

考の瑕瑾

思ふに如上の意見は、大様其の然るべきを諾ふべしと雖も、尙精覈ならざる點は、此の物語の第卅帖迄と第卅一帖以下とを前後兩篇として區別せずして、第卅一帖以下の後篇に就きては、右の論法を擬し居れる事なり。而して此の物語の作者を男子ならんとする論據を見るに、續世繼即ち今鏡の序を引き、而も大鏡を榮華と取違へたる如き不備の點有り。此等は該考の瑕瑾なりとす。

年山紀聞

爲章別に隨筆年山紀聞六卷（今百家説林續編上に收む。又）を著す。中に國文學に關する考説を交へたり。其の題目を拾へば、

萬葉集は勅撰ならず 長歌、短歌 柿本人麻呂 山部赤人 猿丸大夫 紫式部 世繼物語 等なり。其の考證精核にして見るべきものあるは、猿丸大夫の説に徴しても知るべし。又萬葉論に

は契沖の影響認めらる。紫式部、世繼物語の兩説は、前述の紫女七論並に榮花物語の要略として、見較ぶべき物なり。

令世 次に時代降れど附説し置くべきは、吉田令世（寛政三—弘化元）なり。活堂と號し、弘道館助教

歴代和歌 勅撰考 たり。歴代和歌勅撰考六卷（存探説）は萬葉集及び勅撰歌集の來歴に關し、近世の學者の説までも參照して考證せる物にて、文學史料として大に價値ある物なり。尙、萬葉綺語標及び永言鈔の著有れど、予未だ探索せず。又小山田與清の事は後節に述べん。

八 野村尙房及び土肥經平

予はこゝに尙房及び經平の事を述べんとするに際し、岡山關係の因みに、少しく溯りて熊澤蕃山（伯繼）の事より説き始むべし。

熊澤伯繼（元和五—元祿四）字は了介、號して蕃山と云ふ。京人にして蚤歲岡山の烈公に仕ふ。

其の事蹟は世人周知の事たり。彼に、源氏物語に關する

源氏外傳 五卷（國文註釋）

の述作あり。（春夏秋冬の四卷に、總論と認むべき數葉を首に附す。故にこゝに五卷と見做す。且奥書に、「源氏物語抄五卷。熊澤氏所作也。曾聞全部五十四卷各抄出之。中院前内相（通茂公）潤色之。且撰切三於時事者爲五册也。」とあり）人或は想はん、蕃山は中江藤樹に師事して陽明學を修めし者、其の國文學書涉獵の事ある一奇なり

元政との關係

と。予は此の事必ずしも奇ならずとする理由を有す。そは深草瑞光寺の僧元政(元和九—寛文八)との交遊此の間の消息を明にするものと謂ふべきを以てなり。蕃山が元政に親交ありしは、先哲叢談、近世叢語等の傳ふる所なり。而して元政和歌を能くし、又國典に通せり。其の艸山集宇に源氏物語の大意を叙べたるを見れば、蕃山に此の方面の著ある、蓋し思半に過ぎん。

本書、其の總論に記す所は、蕃山の源氏物語觀を窺ふに足る。曰く、此の物語は、表に好色の事を書けども、實は然らず。其の意趣は、萬事世の未になれば、上代の美風衰へ、俗に流るゝを歎くと雖も、あらはに正しき書は、人却つて近づけざれば、教がましき筆法をあらはさずして、只好色の戲となして、中に上臈の美風、心用ゐを籠めたるなりとて、單に作り物語と考ふるは淺見なりと言ひ、源氏の君と云ふ好色人の名を假に立て、古今和漢の故事又は其の世の事迄も取集めて負ふせ書けるならんと認めたり。而して古の禮樂文章を見るべきは、唯此の物語にのみ遺れりとて、書中人情を言へる事詳に、音樂の道亦委しく記さるゝ稱し、畢竟するに、此の物語が風化の資輔となり、政道に便益有る所以を唱道せり。思ふに、如上の見解は、未だ舊説より蟬脱せざるものにして、創作に對する純文學觀の低劣なるは、少間問はずとすとも、尙文學を教化の具と考へたる點に於て、儒者的見地を以てせるものなるを知るべし。

本文部四卷は、桐壺の卷より藤裏葉の卷までの摘註なり。其の註する所を見るに、例へば、桐壺

儒者的見地

の卷の「今はうちにのみぞさぶらひ給。」の「うち」を釋して、

うちとは禁中を云ふ。それは心を内といふ義也。心は一身の主宰也。天子は天下のこゝろ也。一身の萬事心より出る如く、天下の命令皆天子より出れば也。又禁中といふ事は、不正を禁する義也。王道は人道也。正道也。道術のかわりたる者、形體の異なる者などは、召入さる法也。(下略)

と言ひ、空蟬の卷の「ひるよりにしの御方のわたらせ給ひて碁うたせ給ふ。」の碁の事を説きて、

碁に碁のこゝろをいひたるは、碁などは精を入る物なれば、身上も忘るゝ事也。左様の所を思ふべき也。教也。うつせみの軒端の萩さの様體どもよく／＼おもふべし。道學を事とし、六經に遊ぶ人の爲には妨なれども、所作なき者は、碁に精を入れて、他のあしき事をわするゝはせめての事也。その爲に聖人の作り給ひしなるべし。(下略)

と言へるなど、文學上よりすれば、殆ど無意義の贅言にして、文章を風教の用と解せるより來れる所なり。中に音樂に關する事を抜き出でたるが比較的多く、其の註には取分け力を用ゐる居る觀あり。禮樂尊重の思想と此の方面の自家の好尚とより來れる結果と見ゆ。例へば末摘花の卷の「中々なる程にてもやみぬる哉、物きゝわく程にもあらで、ねたうこのたまふ。」の所に註して、

琵琶、箏最雅聲にして、淡きこゝろなれども、争はずが、きに風あらわれて、上手下手其人がらはやく聞さるゝ物なり。琵琶はまことの音をひきこむる人、古今まれなる物なれば、大方のけいこにては、耳にこまらず。琴は律呂の響つよく、こりわき淡き物といへり。しからばいよくきゝわきがたかるべし。和琴だに其風をうつしたる物なれば、しちへ出てすが、く程、其人の姿はやくは聞わきがたし。

と言へるが如し。宣長、本書に對して、既に「ひたぶるの儒者ごゝろのしわざにて、ものがたりの

尙房

ために、さらに用なし。」と言へるは、必ずしも酷評には非ざるなり。
儲、梅月堂宣阿の門人野村尙房(慶長以來諸家著述目錄に、寶永三年歿、年六十七とし、國學者傳記集成亦之に従へ見れば、寶永三年歿といふ。されど詳書一覽の風葉集の條に、寶永四年丁亥十月の尙房の歿の事を言へる事怖らくは誤謬なるべし。)一枝軒と號す。岡山の支封備中鴨方藩に仕ふ。其の

榮花物語
事蹟考勘

榮花物語事蹟考勘 一卷(國文註釋
全書の内)

は、注目すべき物なり。初に此の物語の作者を赤染衛門と認めて、其の系圖及び傳記を出し、次に物語時代之事と題して考證せる中に、

又案、疑卷寛弘二年(著者曰、此の年紀、後人の奥書に據れるなり。)十月十九日木幡三味堂供養の處に云、三味の灯をけたすか、げ繼ぐべくば、この火さく出べしとの給はせて、うたせ給ひしに、其火一度に出て、此廿餘年いまだ消す、其日の御願文、式部大輔大江匡衡朝臣つかまつれり云々。しかれば寛弘二年より後廿餘年を経てかける歟。其證此廿餘年いまだきえず云々。寛弘二年より萬壽元年まで廿年也。萬壽年中にかけける歟。

と言へるは傾聽すべけれど、次いで「萬壽年中書始て、堀河院寛治まで年々書しるし侍る物なるべし。」と述べたるは未だ精確ならず。それより順次に物語四十卷時代帝王、同時代年號、物語題號之事、諸卷名并卷々次第之事、卷々入歌之事、物語詞之事を註記せり。中に詞之事を、左の如く記せり。
源氏袞衣におなじかるべし。されども此物がたりは記録のやうにかけけるゆゑ、歌にとり用ひ侍るべき詞などはまれなるよし師説に侍り。ひたすら初心なる人は、心得がたき事も詞も侍らん。源氏心得たらん人は、注釋に及ばざる物なるべし。
即ち記録體にして歌詞と選庭ありとの師説を引けること注意すべし。而して以下、諸卷年表と題し

て、各卷の主要事件を「何々の事」と列舉し、其の人物には系譜の略註を入れ、又年月所見無き所は、其の旨を註し、往々古書(拾芥抄、河海抄、花鳥餘情の類)を引きて私案をも加へたり。而して第卅帖鶴の林と第卅一帖殿上花見との間の事に就きては、左の如き説を持せり。

愚按、中宮威子御産は萬壽三年十二月、ひめ宮長元三年にて、五に成せ給。女二宮御誕生の事物語になし。御堂殿薨御の後なるべし。しかれば此物語長元一、二、三の冬のはじめまでの事を洩せり。これ源氏物語雲隱の卷、源氏薨御の事に八、をこむるの心歟。此卷(著者曰、殿上花見なり)發端に、御堂殿薨御の事を申て、光源氏の事をひけり。かたゞ心相似たる歟。女一宮御袴奉る事、十二月十日餘云々。これ則長元三年の十二月なるべし。

此の考察は妥當なり。該物語關係の帝王源氏系圖、藤氏系圖を添附せり。

經平

土肥經平通稱典膳、岡山藩士なり。尙房に交遊し、益を受く。其の事井上通泰氏がめざまし草に載せられたる湯淺明善(元祿の子)の書翰(國學者傳記集成所收)に、「土肥典膳殿も尙房は吾藩之和學を開き候男は此人に候。拙者も同人の世話にて、少々目もあけ候杯と、毎々物語に御座候。」とあるを一證とすべし。故に師弟の關係はいかゞなれど、經平の事をこゝに繋げんとす。其の述作中、

榮花物語目錄年立 二卷(國文註釋
全書の内)

は、一條兼良の源氏物語年立に暗示を得て、延享二年之を作成せし物にして、其の次第は左の跋に詳なり。

抑榮花物語は赤染衛門が筆作にして、帝の御代年のなまたくしく記せしは、眞名なられど、世々の國史につきたる心なるべし。

榮花物語
目錄年立

されどかな物語のまなれば、一つづつに書つゞけて、移り行年月さみに見出すにまぎらはしきま、一條の禪閣の源氏物語に年立を書置給ひしならひて、此二帖に書付はべりぬ。かの文は作り物語なれば、年の名もなきま、光君、薰大將の御としなもこなたて、しるし給なれば、かくは名付給しならむ。是は夫にはこさかわりぬれど、其例にしたがひしま、外に名をもとめず、榮花物語の年立と書付置しは、桃花のふかき色香をしたふこゝろなりとぞ。

此の書に表れたる經平の考察は、榮花物語を以て大體赤松衛門の筆作なりとして舊説に従へど、更に編制上、初の卅帖は原撰にして、後の十帖は後人(或は出羽辨)の續撰なるべしと推究せる事なり。されば此の論旨は、爲章の説とは逕庭ありとす。經平鶴の林の巻の年立の終に私案を添へて、

爲章の説
この逕庭

此卷末に曰、つぎくの有様ども、またくあるべし。みき、給らん人も、かきつけ給へかし云々。以て是考は、赤染爰に筆をさめて、此次殿上花見よりは、續編のこゝろ歟。此卷長元元年二月迄記、次殿上花見には長元三年十二月より記たり。長元元年三月より長元二年、長元三年十二月迄事關たり。又疑の巻、淨妙寺建立の事を記せしに、寛仁二年道長公の火をうちて燈し給ひし火、この廿餘年いまだ消ぬよし書たり。寛仁二年より廿餘年後は、長曆年中也。又蛛の振廻の巻の後は長曆年後のこゝとなれば、旁此篇までは、長曆中に赤染かきて、爰に筆をさめて、後年又殿上花見卷長元三年十二月に筆を起したる事明也。と論せり。此は尙房の考ふる所とは異なり。又蛛のふるまひの巻の年立の終に後拾遺集の歌に據りて、赤染の年齒を推考し、鶴の林の巻に長元元年筆をさめてし頃は七十歳なるべく、長曆年中草稿を清書せしと思はるゝが、其の頃は八十歳許なるべしと言ひ、此くて次のやうに論せり。

又此物語の終は、堀河帝寛治なり。其比は赤染の年百四十にも及ぶべし。よりて考れば、殿上の花見以下十巻は、後人の續で書たるものなるべし。よて始三十巻鶴の林の巻の終に記すまで榮花のかみの巻といひたれば、次十巻をば、下の巻とやいふべき。大かゞみに世傳

の名をしるせしには、鶴の林までを書たれば、三十巻ばかりをよつぎといふと見えたり。次の十巻のはじめ出羽の辨の歌多く出たれば、もし此人の書つゞけるにや。

此の前後編區分の説は精確にして信憑すべし。作者説に至りては、論議の餘地あり。特に出羽辨の事は尙精査を要すべきなり。

次に年立の編制を見るに、毎帖、年月に繋けて、主要事件を「何々の事」と列記せり。而して、年月關けたる所には、其の旨を註し、又人物には、系譜、年齢等の分註を加へたり。此等は尙房の榮花物語事蹟考勘と大差無し。事蹟考勘と年立とは、兩者表面上の交渉明確ならねど、經平が尙房の研究に負ひしは、有り得べき事ならん。

大鏡目錄
并系圖

大鏡目錄并系圖 一卷(國文註釋
全書の内)

は、大鏡の各巻に互り、至要なる系圖に叙事の筋書を交へ記せり。別に考證めきたる案も加へられず、概略に止れる物なり。尙慶長以來諸家著述目錄に據れば、今鏡系圖目錄、増鏡系圖目錄各一卷あり。大鏡のと同類の書と思はる。

經平別に又、春湊浪話といふ隨筆三卷(存採叢
書の内)をものせり。(安永四年二月の跋あり。既に
老境に入れる由な記せり。)此は國文學に關する考説を含む事少からざれば、一往吟味し置かん。古物語と題して、伊勢物語、竹取物語、住吉物語、宇津保、蜻蛉等の事を論へる中に、伊勢物語に就きては、在五中將の自記に伊勢、御の筆

春湊浪話
中の國文
學考説

削せりといふ古説を守り、源氏物語の頃までは、自記と伊勢御の加筆の物と並び存せしなるべしと考へ、更に左の如き一種の見解をも述べたり。

在五中將の比までは、昔のならばしにて、眞名に書こは易く、かななるは打まかせては書得がたかりけるにぞ、夫故にかな物語など書んには、まづ昔書ならひし眞名に稱して、それをかなに清書せしにぞ有べき。今に傳はりて此物語には、眞名なるさかなるるこ二ツながら有は此故なるべし。

又竹取物語に對しても、右様の見地より、次の如く考究せり。

竹取物語は物語のいでき始の親と源氏にもあれば、伊勢物語より猶ふるきものなるこは明らかし。さらば是もはじめは眞名に書たるもの、後には假名に書改しにや有べき。其時文をも所々改たるにや。伊勢物語より其文古體ならず。かぐや姫を赫変姫と改きたる時の文字のやう、眞名の字の残りたるがごとし。

而して住吉物語に對する考は、同物語に新古の別有るを辨別せざる説にして、適從し難し。其の由予既に鎌倉時代文學新論に述べ置きたり。次に源氏物語と題せる中に注目すべきは、編制上の考察なり。即ち幻の卷の末、「物おもふとすぐる月日もしらぬ間に年も我世もけふやつきぬる」の歌にて擱筆せるが如く、又宇治十帖の初の詞に、「其比世にかすまへられ給はぬ古宮おはしけり。」とあるは、發端の詞めきたれば、初、前後編を別にもものして、後、之を一つに併合せん爲に、匂宮、紅梅、竹川の三卷を列傳の如く書きて一部とせしものと見え、此は年次を次第せず。且匂宮の卷より上、九年間も開けたりと。是亦一説に備へて可なり。次に新國史、世繼物語、赤染右衛門と題する各條

に於ては、畢竟するに、彼の榮花物語年立に見えたると同様の考證を記せり。又宗良親王の題下には、李花集、新葉集の事を述べたり。又徒然草、高師直が艶書を兼好草すの題下には、或は徒然草起艸の年紀を考へ、或は兼好の人物に好意的觀察を下せり。その他、田樂の條には其の由來を稽へ、猿樂の條には、其の四座の事等を述べたり。何れも文學史家參考の料たらざるなきは、經平の功勞少からずと言ふべし。

湯土問答

又湯土問答(日本文庫第六編の内)とて、湯淺元禎(號常山)の間に經平の答へたる二卷の書あり。此は經平の故實に關する造詣を示したる物なるが、平家ノ作者、猿樂の二條存する外、こゝに記すべき程の事を認めず。

九 新井白石

君美(白)

新井君美(明曆三—享保一〇)白石と號す。木下順庵の門に出で、學博く、將軍家宣の帷幕に參して獻替する所多かりしは、遍く世人の知る所にして、こゝに畷々を須るを要せざらん。研精倦むを知らざる結果、述作に富むこと驚嘆すべく、學者として多方面なる人物と認むべし。其の流麗なる文章を以て藩翰譜、折焚く柴の記を遺し、は、文學者の一面を有すと見る可く、其の本朝軍器考の如きは、故實家の一面を示し、讀史餘論の如きは、史論家の一面を具ふること明に、東音譜、東

雅の如きは亦能く國語學史に一地位を占むべきを首肯せしむ。而して前記野宮定基と交渉の存する事、新野問答(一名黃白問答、故實に關して、白石の間に定基の答へたる物)の傳れるによりて知らる。偕今本史上一往論述し置かんとするは、其の正徳六年に成れる

古史通

古史通 四卷(國書刊行會編新井白石全集第三の内)

に就いてなり。本書は國文學書の本文そのままに就いて研究せる物とは自ら撰を異にすれども、記紀の文面を採りて考究せる物なれば、之を本史の論外に置き難きのみならず、其の書中の説は白石一流の創見に富み、後の學者にも影響を及したること尠からざるを以て、順序として論及せるなり。本書の性質と用意とは、其の凡例に要を提げれば、左に抄録せん。

凡此書は先代舊事本紀、古事紀、日本書紀等にみへし所を通じ考て、其義長する所に據りて、其要を撮りて掲げ書し、其文辭の解釋すべきをば、各條の下に低書してこれを注し、其注の解釋すべきをば、細書して分注す。

凡撮要、注釋其説の據る所は、或は各説の初に其書名を注し、或は各説の下に分注す。

凡此書は専ら其義を我國の古書にもとめて、假り用ゆる所の今字に拘はらず。今字といふは即今漢字これによりて古人我國の語言を解釋せし所のものにおゐるは、心の及ぶ限りは尋究むる事もありき。然れども神名神號等に至りては、ひとつに日本書紀に見へし所に據りて書す。これは日本書紀に見へし所は、世舉りて習熟する所なるが故也。但し注釋の文は、多くは古事紀に見へし所にしたがふ。されば古事紀は、俗にいふ所の眞名假名の法を用ひて、古俗の語言を記せし事ども多し。前にいふ所の其義を語言の間に求むる事(著者曰、此の事、大項に記さん。)に其益多きが故也。況ん今此書の作、俗にいふ所の假名の法を用ゆる所なれば、(著者曰、本書漢文を以てせず。古事紀の書、眞名假名の所におゐる取用ゆる所多し。)

國語を先
とし漢字
を後とす

之に據りて、本書の組織は明なり。又卷頭に讀法と標する一篇あり。白石の古史に對する所見の要領はこゝに能く示されたり。先づ「本朝上古の事を記せし書をみるには、其義を語言の間に求めて、其記せし所の文字に拘はるべからず。」と言へるは、國語を先とし、漢字を後とせる本末を辨へたる説にして、卓見の一と稱すべきものなり。即ち古典に於ける漢字の用法に、字義を取りて、字音に據らざるもの(こゝに倭訓生ず。)と、字音を用ゐて、字義を取らざるものとのある事よりして、古事記の序に、「已因訓述者、詞不逮心。全以音連者、事趣更長。」とあるは、假用ゐる字によりて、正實に違ひ、虚偽を加へんを恐るゝ故に見ゆと論及し、之を左の如く詳述せり。

正實にたがひて虚偽を加ふることは、第四十代天武天皇の御時に諸家に傳ふる所の帝記本辭すでに正實に違ひて、多くは虚偽を加ふる事を憂へ給ひしといふこと、すなはち古事記の序に詳なり。そのことよしを推し考るに、舊事本紀に假用ひられし所の字によりて異端荒謬の説を招致されし事多しと見へたり。たゞは伊弉諾尊とあるされしによりて、梵語の伊弉那天これなりといひ、磯取鹿島とあるされしによりて、梵語の唵呼盧の義これなりといひ、大日靈貴とあるされしによりて、日天子、大日如來等の説あり。海神とあるされしによりて、龍神、龍女等の説あり。すべてこれらのたぐひ、盡くにしるすにいまあらず。

尙、字音を假借する時、我が國語には同音語多きを以て、斥し言ふ所に疑を生ずる所以を説き、(例へば比といふに、日、氷、樋、梭等有ること)此の假借に舛誤あり、疑似あれば、事の本實を失ふに至るを以て、其の義を語言の間に探求すべきを絮説せり。論旨透徹最も見るべし。(但、其の例示せる家言の嫌あり。尙後に述べん。)

歴史の本質

次に歴史の本質を説きて、「史は實に據て、事を記して、世の鑑戒を示すものなり。」と斷じ、我が古史を漢土の史に比較し、其の雙方に荒誕の説の存すること、太古朴陋の俗相若く所以を述べ、畢竟其の詞を以て、其の意を害するなからんを、讀史の本旨となせり。

其の見解

尙我が國文に獨得の體製あること（枕詞の類）並に言語に古今雅俗の別あることをも説き、古史の記載に彼此異同あるに對しては折衷の見を持し、「日本書紀の説にのみしたがひて、舊事紀、古事記等の書を廢せん事然るべからず。たゞいづれの書に出し所なりとも、其事實に違ふる所なく、其理義におゐて長せりと見ゆる説にしたがふを、稽古の學とはいふべきものなり。」と主張し、而して古史を解する徒妄に附會の説を傳承し、壹是に神道の不測に歸するの非を排斥せり。

神代の傳説を史實と解す

偕、白石の古史に對する見解は、逸焉たる神代の傳説に對し、之を律するに、全然史實を以てせり。此の故に、其の説く所、例へば、

神とは人也。我國の俗、凡其尊ぶ所の人を稱して加美といふ。古今の語相同じ。これ尊尙の義と聞えたり。今字を假用ふるに至りて神と爲し、上と爲す等の別は出來れり。

と言へる如きは、最も端的に其の意見を代表せるものなり。其の八岐大蛇を解くに、上世、大蛇と云ひ、土蜘蛛と云へるは、惡神の其の類を殘害する者を稱すとし、綿津見の宮といふは、新羅國を指すとなし、殆ど其の間に上代人の詩的空想の包含せらるゝを認めず。此の如き合理的解釋は古語

白石の解釋法の評

の釋義全般にも互れり。例へば、タカアマノハラを多珂（多珂郡）海上之地とし、高千穂のクシフルダケのクシフルを噴火により奇石降る義とし、無間堅間の小船を、竹を緻密に編みて風の透らざるやうにしたる帆布（帆布）を用ゐたる舟の義となせる類、比々皆然り。惟ふに、記紀の神代の叙述には、神話的要素を多分に包含せり。抑、神話を解釋するに、此の如く之を史實として觀察する事は、神話學上所謂 Euhemerism なり。此の名稱はキレネの哲學者 Euhemerus に基づく。彼は神話の神々を美化せられたる人として觀察せり。即ち Hera や Medea や曾て女王なりき、Zeus はクリートの王なりきと説く類にして、Herodotus の如きも同様の説を持せしなり。惟ふに、神話が歴史の背景を保持し、其の裡に自ら社會的乃至政治的事情を反映するは勿論なれど、同時に史實ならざる空想的要素を包含せることを闕却す可からず。神話は之を史的關係に歸せんよりも、寧ろそれ以上に詩的本性の物として解決すべきは、公正なる神話學者の主張する所なり。（A. Fairbanks: The Mythology of Greece and Rome. P. II. Sec. 参照）此の見地よりすれば、白石の古史の解釋法には、今日予輩の據らざるもの頗る多し。然りと雖も未だ神話學無かりし當時に於ては止むを得ざる事なりと謂ふべし。とにかく固陋偏僻の世説より脱却して、時流に拔んでたる見解を持し、殊に能く古言を尊重して、合理的解釋を企てたるは、白石にして始めて爲し得し觀あるなり。

本書添附するに或問三卷を以てす。本文の輔翼として詳細に諸種の問題を解明せり。

一〇 荷田春滿及び其の一門

春滿

前に契沖の業績を検討せる予は、更に轉じて荷田春滿カダツマ（寛文九—元文元）に移らざるべからず。春滿の年紀は、之を契沖に對比するに、契沖卅歳の時春滿生れ、春滿卅三歳の時、契沖易簣せるなり。されど兩者の間に學問上の交渉は存せざりしが如し。抑、春滿（東麻呂と書く）は、山城伏見稻荷神社正預荷田宿禰（祇は）信詮の嫡男にして、通稱を齋宮と云ひ、初信盛と名のれり。信名、宗武の二弟あり。春滿家督を信名に委ね、自ら國學に志して、國史、律令並に古文學を兼該し、獨力を以て自得せり。その享保年中江戸に遊びし事歴は、篤胤の玉禪に見ゆ。又國學校を創造せんとの志を以て上書せしが、病に罹りて成らざりし事も、彼の傳記を飾る一事たり。其の啓の文辭たる條理整齊、立言堂々、最も彼の學殖と氣魄とを表せるを見る。

春滿平生述作する所尠からざりしが、死に臨んで草稿を焚けりと傳ふ。然りも雖も、其の今日に在するもの一二に止らず。之に據りて、彼の國文學研究上の業績を知り得べきものあるは、學界の幸慶なり。以下逐次之を論述せん。

齊明紀童
齋秘説

先づ世に齊明紀童ワカウタ齋秘説と稱するものより始めざるべからず。此は村田春海が齊明紀童齋考と題して、享和二年刊行する所の一冊子に收められたるものなり。もと眞淵が春滿より之を承けて、

春海の父春道に傳へし所なり。其の事情は眞淵の文書（寶曆十二）に委し。即ち左の如し。

かみつよ、のふみらに、えまきがたきとさなる中に、うたにては、やまふみに、まひらくつくれしかくのわざうた、萬葉集に、莫書國隣云々てふうたこそ、おもふに今の都となりてよりこなたなよみえたる人も聞えざりけれ。しかるを荷田のすくれの東（東麻呂と書く）うしよ、よろづのかみつ代々のふりにしと、ふりにしうたらを、さきあかしぬるまに、此ふたくさをも明らか給へりき。さてものならふ人へに、このふたつを、こなばつれにわすれずおもひつゝ、いかでこれさき得るまでふるとなまればたらんぞせしめされにし。おのれはいさ末にまうのぼりて、もの、はし／＼をさひ聞たりしに、かのわざうたのとを、後にはしかもみつべきもの也。今はむそぢになりぬれば、いましにいふぞさて、口のまに／＼傳へ給ひにき。こな後に間に、その荷田の家のいるとにしも傳へ給はざりしはや。萬葉のかの哥をば、こし經て思へど、こはさるべきよさおぼゆるともも得ざりけるに、此ちかき年に、此うたごもをすべてさきしるさんとするほどに、おもひ得つるをなして、かの荷田の家へさひつかはしつれば、うしのをひなる攝津守といふが、今は家つぎてあるがこたへに、凡の意むかしまるしおきたるにひさし。いさ、かなる違は有ぬべし。中／＼にくはしき、そのまされりぞある。こを見て、みそせばかり心入つるかひよさうれしうなむ。されどこはおのがかうがへなれば、こにふかく古とまれぶ人たちの中には、より／＼に傳へつ。たゞこのわざ哥はや、おのれに心ざし傳へ給へりしなれば、大かたにすべからず。こにむら田の春道てふは、世々に家さかえ、うかちやからひろく、物ゆたかなり。そのおほぢ（著者曰、忠之なり）もち、（著者曰、忠友なり）も、ふみ見、哥よむ事をこのみしといふ。今の春道、春野のはらからよくおやにつかうまつり、よく其身をおこなへると、はやき時に市人もさなへしとぞいふ。こはよに聞ゆめるまなびを傳へて、後はたさせばかり、おのがむぐらふのかごなふみならし、ひたぶるにいしへの手ぶりなりぬ。それのみかは、その子の春郷、春海のはらから、まだわか、れど、ち、のこ、ろなつぎて、まもある事世にこに、いにしへのふみの道をしたふとはた深し。か、ればさるべきその道／＼の家といふすら、かくつたへつゝ、違つおやの心しらひに似たるは有がたきぞ。しかれば末がすゑにも絶せざらんとし。われいまはむそぢに多く餘りぬれば、いかにかの傳へもおろそか

にかも成なんさおもへば、けふ春みちへ傳へぬ。そのころさしとほらへなば、春さにとつたへん物さて也。すでにいへる如きことを見ても、ゆめみだりになせそ。かたのうしのみたまの天かけりて見たまはむものぞ。いさもかしこしく。

又開板の顛末は、春海の序文(享和元年十一月)に詳述せられたるが、要は、さばかり眞淵の心をかけし春道も兄の春郷も、眞淵に先だちて世を辭し、次いで眞淵も歿せしかば、此の註を私の寶とのみ秘むべきにあらずとて、同門の橘千蔭、藤原美樹、尾張黒生等に披見せしめ、此くて千蔭に相謀りて剞劂に附したるなりといふにあり。

偕其の秘説といふは、

摩比羅矩。まはとおこすとは、ひら 都能俱例豆例。ふなつなたえきれつらめ也。弘能幣。陀乎選賦俱。弘はふも、幣はふれのへ、陀はとおこすとは、平選賦俱はふれのなれかへりてまへしりへになれ

る也。○今於さ有は弘のあやまり也。つきくのかな鳥さ有にて於ならぬはしるし。能理歌理鵝。能理はふなのり、がりとふかりにて、やがてかちさらなかりて、みくさびさなふ。鵝はよびかけて 美和陀騰能理歌。美はとおこすとは、ふなびさなふなびさやめてふに同じくて、こゑかよへり。

陀はうみ、騰能理はさなりにて、うみのさなりのしらぎなどないふ。歌は騰歌といふ。美鳥能陸。陀鳥選賦俱。かみのとふべきな騰をはぶけり。さなりくにさや相そむきくにならましてふなるべし。

しかへて、このさほる 能理歌理鵝。かみに 甲子騰和與騰。かれさわれさ也。更におもふに、子は子をあやまれるにまじきをそへたり。同じ。美鳥能陸。陀鳥選賦俱。能理歌理鵝。またおが如し。○子にても子に 美鳥能陸。陀鳥選賦俱。能理歌理鵝。またお

の如き訓釋なり。此に注目すべきは、妄に文字を置き換へずして、訓み解かんとせる努力の著しき事なり。而して懷賢の釋日本紀若しくは契沖の厚顔抄の釋義とは全然異なる考案を以てし、船の軸

體相反れるを敗軍の前兆とせりといふ紀の文より着想せる解釋を下せるものなるを見るべし。

萬葉研究

萬葉集併案抄

題號の考

次に春滿の業績中、最も主要なる萬葉研究の事に移らん。

萬葉集併案抄 三卷(萬葉集卷一、書第二輯)

叢書本は帝國圖書館所藏本に據れり。本書は萬葉集卷一の註解なり。初に題號の考あり。曰く、

萬葉はよろづの言の葉の義也。千々の數を極めて云にはあらず。千世萬代なご云萬づと義同じ。葉は言のはの義也。詞花言葉なご云葉と義おなじ。集は其言葉のちりくくなるなをかきあつめたる義也。

と肯定し、重ねて萬代の義を非とする旨をも述べたり。

本書の體裁は、先づ本文を出し、其の次に平假名書きとして訓を示し、句に分ちて註解に及び、一首の大意を述ぶるを常とす。さて其の後に併案として、考異を陳ね、若しくは自見を吐露せり。

本文吟味

春滿の説の如何なるものなるかを吟味し置かんに、本文に就いては、例へば「三吉野之耳我嶺爾」の御製の耳我は耳梨の轉寫の誤にやと言ひ、中大兄三山歌とあるは、御歌とあるべかりしもの脱字ならんと言ひ、其の御歌の中なる「虚蟬毛孀乎」の上に五言一句脱落せしなるべしと言へるなど、誤寫、脱字、脱句に關する見解あり。訓點に就いては、幸子吉野宮之時の人麻呂の歌なる「天下爾」をオホヤシマクニ、とし、「花散相」をミユキフルと訓めるが如きあり。語釋に就いては、「八隅知之」を、八隅は借訓にて息の義、知之は借音にて鹿の義、我が君を伏し拜み敬ふ意の詞とし、又「玉

語釋

訓點

手次畝火」を、玉を飾りたる櫛は官女の掛くるより、采女と普通する畝傍の冠辭とすと言へる類あり。右の如きは創見を出せるものあれど、固より適從し難きもの少からずとす。

難訓の歌
態に對する

尙、書中に見ゆる注目すべき事項を拾ひ上げんに、古來難訓の歌とせらるゝものに對する彼の態度は極めて眞摯なり。夫の額田王の「莫囂圓隣之」の歌に就いては、苦心の迹歴然たり。即ち一往仙覺の訓點を掲げ、僻案三訓ありとて、「夕暮の。山谷ヤタい行き。わがせこが。い立たせりけん。嚴櫃イッカリが本。」又「夕霧の。空かきくれて。云々以下前」を示して各、其の義を説明し、「此外に僻案の訓猶一つあれども、上の句の文字いづれを正字とも決がたければ、あまりにくだくしくいはんもいかゞなれば、もらして先二訓のみをかき付ぬ。かさねて異本異字を見ることあらば、その時又いふべし。仙覺の新點と予の僻訓との是非は、文字の正しき古本を見る人辨へ給ふべし。」と斷れり。因みに此の書き漏せる他の一訓は、眞淵の萬葉考にて知るを得べし。そは、考に、「紀の國の。山越えて行け。云々以下前」と訓み、「こは荷田大人のひめ哥也。さて此哥の初句と、齊明天皇紀の童謠とをば、はやき世よりよく訓人なければとて、彼童謠をば己に、此哥をばそのいろと荷田信名宿禰に傳へられき。其後多く年經て此訓をなして、山城の稻荷山の荷田の家に問に、全く古大人の訓に均しといひおこせたり。」とあるを以てなり。又「綜形乃。林始乃。狹野榛能。」の歌を「三輪山の。しげきかもこの。さぬはりの。きぬにつきなす。目につくわがせ。」と訓めるも、一段の工夫を凝らせるものなり。

次に語釋に就きても、反覆考究せるものあるは、多とすべし。「金野乃美草茹菴。」の美草を、美は發語辭、眞草と同じと釋き、尙此の二字ヲバナと訓む説(定家)と、ミクサと訓む説(仙覺)と古來兩説なれど、文字を見るに、尾花とは訓み難しと辨せり。かゝる詳細なる釋義は手向草の解なども同様にして、問答を設けて縷述せり。

所詳僻案

更に春滿が僻案と謙退せる中には、歌の作られたる事情若しくは場合に就きての推定並に歌風の評など輕々に看過し難きものありて存す。例へば卷頭の雄略天皇御製に關して、
此天皇の大御歌、日本書紀、古事記等にあまた載られたれども、此御製はみへず。あまた有中に、此御製のみを此集にあらはせるは、正紀にもれたるを惜みてしかるなるべし。秀逸を撰めるはみへず。何者、すべて國史に載たる歌は、此集にみへざれば也。又案するに、此御製は天皇吉野の宮に幸行ありし時、吉野川のほとりに、形姿美麗のをとめあるを見給ひて、かのなとめに婚し給ひしことあり。その後更に吉野に幸行ありて、かのなとめの家に留り給ひし事、古事記にみへたり。蓋此とまの御製歌なるべし。このさま相似たり。古事記を見て僻案の可不可を辨へたまへ。

と推測し、中大兄の三山の御歌並に反歌に就いて、
三山の長歌も反歌も、大和國にてよみ給へる御歌にては有べからず。播磨國にて詠給ふ歌なるべし。しからざれば前の反歌の詞に、伊奈美國波良とある句心得られず。天智天皇、皇太子にておはしける時、齊明天皇にしたがひ給ひて、伊豫土佐までも渡らせ給ふ事、國史に著明也。されば播磨國を經給ふ時、伊奈美が原などの本縁をしるしめし、三山の歌をも、阿菩大神の故事より、播磨國にてよみ給へる長歌なるべし。(中略)されば此豊旗雲の御歌も、其時その地の御歌なるべし。

と考定せり。(因みに春滿は反歌、短歌同義なりとし、長歌に屬したるも、屬せぬ)又天武天皇の「三吉野之。耳我嶺爾。」の御製を評して、

句さ、のひ、體そなはりて、首尾も滞る所なく、長歌の本さすべく、すぐれたる御歌也。すべて此天皇は長歌短歌一體をおこし給へる經妙の御製あれども、古來此集の歌の是非を見わくる人もなかりしにや。

と言へるなどあり。以て其の註解の單に語釋のみに止らぬを知るべし。

古書の涉獵

尙、春滿が本書を稿するに當りて涉獵せる古書を檢するに、仙覺抄を最として詞林采葉其の他の諸書に及べるは、以て其の學殖を窺ふべきが、古葉略要集を引用せるは最も注目し値す。彼、此の書を説明して、

今ひく古葉略要集は、見る人すくなかるべし。此書はこの廿二卷の甘さあまりのさき、春日若宮神主大中臣祐宗朝臣やつがれがもとに物まなびに來りしこと有。その頃此集のこまになよびて、彼家に傳へし古葉略要集を、祐宗朝臣もち來りて見せ侍し時、此集の文字のたがひども校合せしなり。古葉略要集いま彼家に有べし。

と言へり。萬葉研究史上の重要事項たり。而して學界の先輩たる長流、契沖との交渉は如何といふに、春日藏首老の歌なる「在根良」(マシネヨクと訓めり。古くはアリネヨシ)の註に、或説とて擧げて曰く、對馬は舟を着けて、日和をも待つによしとほめたる也、つしまの高嶺とてあれば、有根よしとつづけたるなりとて、之を非とせるが、或説の文意は長流の枕詞燭明抄の趣に一致せり。又あらき峰といふ詞なりとの説をも非とせるが、其の説は契沖の代匠記に合せり。されば此等の書を

長流契沖との學說上の交渉

も參考し居りしは疑ふべからざるに似たり。春滿の萬葉研究は本書之が中軸たるものにして、契沖に一步を進めたる點を認むべく、眞淵を起す幾多の暗示を含めるを多とす。

萬葉集童蒙抄

予はこゝに春滿の著として近代名家著述目錄等に載せたる浩瀚なる萬葉集童蒙抄(八十卷と稱すれど、實は然らず)に就いて、一考せん。此の書希有の珍本なるが、幸に文學博士松井簡治氏藏本(もこ卷三乃至卷十六の)を

縁信

閱するを得たり。此の本には、卷頭に「荷田先生藏本縁信傳寫」(明和、安永の交、書寫の識語あり)とあり。縁信は平姓、六友堂と號す。(此の寫本には、六友堂の字を刷込みたる所あり)鑑定便覽に、在滿門下にして、後眞淵門人たりと

信郷

すれど、果して然るか。此の書の縁信の頭書に、「信郷先生」の語あり。(信郷は春滿の男、信満の子なりといふ)されば縁信が信郷に學び、以て荷田家本の此の書を傳へしものなるべし。而して此の書たるや、もこ春滿の説に基づく所ありと雖も、其の手に成れるに非ざるは、書中に春滿の事を宗師と言へる(其の實例、下に引く)にて知るべし。又「當家の傳云々」とある所も存すれば、かたゞ別人の手に出でしものなり。第

本來は信名の打聞

六冊の扉には、万葉集打聞とさへ題せられり。從來疑問たりし此の筆者の事、久松潜一氏が羽倉可亭良信の荷田東丸遺稿目錄の中に、「萬葉集童蒙抄信名筆記」とあるを紹介せられたるに由りて、(萬葉集註釋書の研究參看)明白となれり。即ち春滿の弟信名の打聞なり。

此の書は萬葉集第三卷に始る。縁信の頭書に、「一二卷有れども荷田氏にも秘本とす。」と稱す。實は秘本とすとは遁辭ならん。訝しきは僻案抄に言ひ及ばざる事なり。

本文

此の書の本文は流布本に據らざる所あり。卷三の「矢釣山木立不見」の矢釣山を一本（古本）に據りて、矣駒山と直せるが如し。又卷四の「吾聞爾繫莫言刈薦之亂而念君之直香會」の終の會を、古本に據りて、乎と訂せり。

註釋

註釋は概ね句毎に訓を附して註を加へ、更に之を概括して一首の大意を説けり。卷三の柿本人麻呂の「物乃部能八十氏河乃」の歌に就きては、次の如く言へり。

哥の意は、近江より大和へ上り來れる折しも、宇治川を経て通れるに、川中の網代に波のいさよふ景氣を見て、その當然の風景をよめる也。下の意には、人丸任國に隨て、彼方此方と轉變する身の上を打付所なく、いづこ不定事など感慨してよめるにてもあらんか。孔子の逝川の歎意を含みてよめるなどいふ説もあれど、それは推量の義にて、當然の標題にも見えざる事也。哥は唯軽く當然の實事を詠ぜられたる義と見るべき事也。

釋義、詠歌の本意を捕捉するに努め、臆測偏見に傾かざるは多とすべし。中には疑を存して、強ひて註解を施さざる歌もあり。されど亦異説無きに非ず。

百ヶ傳

縁信の頭書に、「此本に」如此點有は百ヶ傳とて誓昏の上可相傳と信郷先生の傳へ也。」とあり。其の符有る所を見るに、多くは舊説に異なり。例へば卷三の長忌寸意吉麻呂應詔歌の「網子調流」の如きは、「アミコシラブル」と訓み、説を立て、

古本印本にもあごごのふるさよみ來れり。さよのふるさは、歌の詞とも不覺。あごはあみこの略語なれ共、さよのふるの詞俗語に近し。まらぶるとは何にても物をあきらかにわきまへる事をいひて、別面物の音などなわかつ事をいふなれば、こゝも

あみごごもなそれかれさあきらめわかつて、あみを引しむる義にて、上に引さよみ、下に声さあれば、琴などなひきしらべるさの縁の詞あれば、まらぶるとよむかたまかるべからんか。さかく縁語をもて雅情をあらはす所、哥といふもの也。俗語雅言のわかちをまらぬ人は心得がたからんか。

と言へり。是言語上よりの考察なり。又文字上よりの攷究もあり。卷三の柿本人麻呂應詔歌中の、

明大門アカシノナダ（寛永）の大門を「ミト」と訓みて、

師點可秘也。大門は水門也。大は水の字の本此畫の下迄筆つゞかさざるを、後に誤りて、大の字に作れると見えたり。古點はせさよめり。さるを仙覺律師阿波國風土記を引て、奈汰と改點せり。大門をなださよむべき義、證例も不見。門の字はすでに迫門をかきて、せさよみ來り、門計もさよめば、みさ、いふは、神代卷より始、古記いくらも證例不少。古語なれば大の字の誤字と見えてければ、水門とは調するなり。水門はみなさよいふ義にて、衆船の集りよる所なり。

と言へるが如し。

古書の引

古書を引けるは、仙覺抄多し。古葉略類聚抄を引きて、先人未發の説を出したること亦注目すべし。卷三、中納言大伴卿（人）の芳野の歌の中に、古來「永可良思」とあるを、「水可良思」と訂して、「カハカラシ」と訓めり。曰く、

師傳云。此水の字普通の本井古本、印本、点本ともに永の字に作れり。まかるに南都春日若宮神主千鳥家に所持の古葉略葉集に、水の字を記せり。よて數本の詛を、略葉の一本にてあきらめ侍る也。水の字正義にて、此集中、水を川と通じて書たる所數多也。日本紀にてもかはさよめり。古例うたがひなし。川からしとよみて、下の句清かるらしの句よくきこゆ。又反哥にきさの小川とよめるも、長歌に縁有夏をふる也。古來よりこの一字に誰不審をなす人なかりしに、宗師獨歩の發明等は等の事也。

永の字にては不_レ濟_ニ心を付しより數本を漏覽し、已に略葉の正本を見あらはしたるは、數百年の發起なるべし。

ど。而して或抄(或説)と掲げて、多くは其の説を駁せるものは、契沖の代匠記を指せり。(「此或説は契沖の説をいふ也」この頭書もあり。)兩者併せ見るに、符節を合するが如し。卷三の山部赤人の神岳(カミツカ)の歌の中なる「山四見容之」に就いて、

或抄には見容之はあれども、みまくほしさいふ義也と釋せり。心得がたし。(自らは、ウルハシといふ説を立つ。)

とあるは、其の一例なり。

之を要するに、本書は萬葉集の訓詁的研究上逸すべからざる一資料なり。されど世に流布せざりしかば、後世への影響は少かりしなり。

其の他の萬葉關係書

以上直接に検討せし外に、春滿の萬葉集關係の著述には、萬葉集和假名訓五卷(本集卷七、九十、十二、十三の假名の訓を記す。)萬葉集訓釋一卷二(卷十一、中五)萬葉集改訓抄三卷(卷四、十、十一、十二)あり。此等は久松潜一氏の精密なる書史的考證を経たり。尙此の他にも萬葉集問答七卷、萬葉集童子問四卷あり。是亦佐々木信綱氏が既に學界に紹介せられし所なり。次に上代文學の物として、

出雲風土記

出雲風土記考 一卷(内閣文庫所藏 寫本に據る)に就き一言すべし。著作の次第は、在滿の跋(寛保二年十月記)にて知らる。曰く

右一卷。養父春滿往年奉命。授正宮木(著者曰)出雲風土記一日。所記手録以贈下田師古也。師古死後。其父泉翁返す了。以

在ニ于家。

と。内容は字句を抽出して加註せるものにして、其の數例を示せば、

東南宮北屬海 今按、東南山、西北屬海といふ句なるべし。山西二字を轉寫あやまりて、宮の一字に作りたるならん。末にも西を誤りて宮に作りたる所も見えたり。

得而難可誤 今按、此句の上下關文なるべし。

八雲出雲國 一本、八雲の下に、立の字有を是とす。

の如く、主として校字に關するものあり。又左の如く、文義に及べるもあり。

太魚之支太 今按、支太は波太の誤なるべし。太魚は冠辭にて、大魚の體をつけたること葉なるべし。

三身之總打桂与 今按、三身とは、臣津野命の御身ともみゆれども、下の文によれば、身は舟の字の誤りなるべし。總は綱の字、桂は桂の字、与は而の字を轉寫誤たるなるべし。御舟の綱打かけてさいへるなるべし。

以上の例を以てしても、其の原本の善本ならざりしを察すべく、隨ひて校正の勞多かりしを推すべし。本書は註釋の程度此の如きものなれば、今日に於てこそ價値乏しけれ、此の方面に於て、先鞭を附けたる功は、没すべからざるものありとす。更に、

伊勢物語童子問

伊勢物語童子問 七卷(宮内省圖書寮所藏 寫本に據る)

に轉せん。此の書「童子問」「答」と問答の躰を以て考註を施せり。卷末に「荷田宿禰春滿答」と特記せるを見れば、其の述作たるや疑を容れず。但、其の年紀に至りては詳にし難し。此の註は幽齋

業平自記
説を排す

の闕疑抄を根據として是非の論に及べるものとす。先づ其の總論に就きて、主要なる意見を徴するに、業平の自記といふに就きては、之を邪説として排斥して曰く、
定家卿も伊勢物語をふかく考へられざるにや、業平の自記といふ邪説をひらき給ふ。明辨もなく疑をのこしたまへり。彼かたるおきなさいひ、哥のとはしらざりければなごいひて、卑下したる類ひにて、業平の自記と思へるは、あまりなる拙きとなり。業平卒に臨て、昨日けふはおもはざりしを詠る哥、此巻尾に載たるにあらずや。是にて自記の物語とせば、落命の病床に、此物語の全條を書かはられるにや。且存命の身ながら、自らむかし男とかけらんや。おもはざるとの甚しさいふべし。しかのみならず、業平卒後の事あまたみえたるをみわきまへざるは、くらきとの甚しさいふべし。

著作年代
の説

と。以て一部分をも業平の筆に成れりと認めざる説を出せり。次に伊勢の御の作といふに對しては、物語の文體、婦人の筆とも見えず。且時代相違せる條々ありとて、亦之を非とせり。偕著作年代の論に移りては、

此物語は拾遺以後の作のみゆるなり。もし拾遺よりふるくとも、後撰には先だつべからず。古來不勸の説には、古今より以前の作とおもへり。これ業平の自記か、又は伊勢が作かとするが故也。物語全篇の詞もふかく考へざるあやまり成るべし。

源氏物語
はこれか
敷衍なり
この説

と言ひて、用語の如何を以て論據とせり。而して本文第一段の註の條に、此の物語は畢竟作り物語にして、實録には非すと唱へ、源氏五十四帖も所詮は此の百廿四段を敷衍せる物にて、共に好色不義の作り物語なりと説き、業平の傳、三代實録に在るを見るに、眞實の人とは見えねど、此の物語の昔男の行跡は餘りの事と言ふべし。此の物語に多く業平の詠を採りて贈答の作意をなしたる故に、

資料論

古來之を業平の行狀と心得たるは、業平にとりては冤罪なり。若し業平の魂魄今世に在りて、物語の事眞に業平の行狀ならば、此の辨を恨むべけれど、然らずば、我が言を喜ばん。わが此の説中古以來の歌學者流の説を無みして、業平を無みするに非すと喝破せり。然らば資料論は奈何。其の説に、此の物語の内には、業平の集若しくは古今、後撰に據りて作れるもあらん。皆其の本書を見て證を取るべし。夫の貫之集の「ちか隣なる所にかたがへに云々」の詞書ある女との贈答十首は、拾遺集にも初の二首存せるが、其の何れかを採りて、此の物語を作れるかと論せり。

舊註打破

本文の註は主として舊説打破に努めたり。例へば「雨ををふる」は細雨降るを言ふ。「そほふる」と書くべしとて、壯雨などある舊註を斥け、「野とならば鶴となりてなき居らんかりにだにやは君は來ざらん」の「かり」を狩と見るを非とせる舊註を駁して、歌道を辨へぬものと答め、「くだかけ」の註に、元眞の「こゆるぎの渚の風の吹しからくだものこさず波のよせけり」の「くだ」を海士の家と見るは、天福本の勘物を眞とせんがため牽強したるなりとて、門人正辰の案なる百濟鷄を正義とせり。中には強ひて自説を主張せざるものありて、夫の「なりはしほじり」の如きは、兩説（一は鳴即ち鳴澤は川尻の如く音高しの意、一は形は壺鹽をうつ伏せたらんやうの意）を擧げたり。

本書に於ける勢語臆斷の影響は濃厚ならず。されど怖らくは參考に供せしならん。勢語述作年代の考説の如きは、春滿は契沖と結論に於て近似せり。(因みに本書に對して、度會末維の修刻一巻あり。)

在籍

春滿の甥在滿アリマロ(實永三——實曆元)養はれて其の子と爲り、家學を繼紹し、最も制度服飾に通ず。江戸に出で、門戸を張り、又一時田安宗武に仕へて寵遇を受く。其の著す所國文學に關するもの尠きは、彼の本領の此にあらざればなり。故に本史に取扱ふべきは、寛保二年に艸せる

國歌八論

國歌八論(單に歌源論と題せる寫本もあり) 一卷(續日本歌學全書第一編の内)

に止る。此は寧ろ更めて歌論史の題下に取扱ふを至當とすべければ、本史に於ては單に概要を論述せん。八論の目は歌源論、翫歌論、擇詞論、避詞論、正過論、官家論、古學論、準則論是なり。其の主張の要領を擧げんに、歌源論は委しく言へば、起原論、韻律論、歌體變遷論を包含せり。抑、歌は言葉永うして、心を遣るものなりとの概念の下に、うたはざれば心を遣り難く、うたふには言葉永うす。我が國の歌はうたふと云ふ事を要件とすと反覆之を説き、此の意味よりして、歌(謠へるもの)の起原を八雲の神詠に歸せり。而して韻律論に入り、既に謠ふを要件とすれば、概ね五言、七言をたくむこと、聲の長短の調節を得る所以なるに、高姫命の歌の如き、六言、九言、十言、四言など長短不揃なるは、八雲の神詠等に比して劣れりと述べたり。此は上古一句の音數不安定なりしを認めざる説にして、疑も無く謬見に屬せり。次に變遷論に轉じ、記紀の歌、萬葉集、古今集、新古今集を劃期的代表作と認めて、左の如く考察せるが、此は概ね妥當なり。

古事記、日本紀等の歌は、うたはん辭のみにして、詞花言葉を取らざるは非ざれば、其詞の巧拙を論すべからず。萬葉集の歌は

歌源論に起原論、韻律論、歌體變遷論を含む

うたふもあり、うたはざるもあり。其うたはざるは詞を取らざるのみならず、もとより巧拙を論すべく、歌ふも又巧拙に向はらざるにはあるべからず。古今集に至りては、大歌所の歌、東歌の類を除きて外は、歌ふことを見えず。此時に至りては、詞花既に隆盛の時に至り、專巧拙を論じて、其優なるを擧げたる事、序文にて明かなり。是より後今の世に至るまで、同じく其詞花言葉を取らざるが故に、あるは風姿の幽麗なる、あるは意味の深長なる、あるは景色の見るが如き、あるは難題をよみ得たる、あるは連続の機巧なるを悦びて、其優劣を定むるにおいては、異なる事なし。されど古今より後、其時々々の風體いさ、かづ、かはりもてゆき、新古今の頃に至りては、其體華美を極めたり。それより後は、又實にかへりぬ。

歌の效用は娛樂にあり

翫歌論には、歌の效用論に及びて、六藝の類にあらねば、政務に益無く、常行に助くるなしとて、要は娛樂に在りとなせるもの、如し。其の古今集序に歌の徳を稱へたるを過信せざる彼の態度に非難を加へし者あれど、予は在滿の見る所決して謬らざるを思ふものなり。和歌本質論に移りて、「我國自然の音を用て、聊も漢語をまじへず。冠辭或は心を轉じて言をつくる句などに至りては、西土の言語の及ばざる所あり。其吾國の純粹なるを悦ぶのみ也。」と言へるも、概ね剴切なり。

古言を重んぜず

擇詞論及び避詞論に述ぶる所は、用語論に關す。以爲らく、詠歌の要は、世と共に推移して、詞花言葉を翫ぶに如かず。それには古言は質朴にして、迂遠、急迫、細碎なるものあれば、そを除かずんば幽艶ならずと。此の説も非難の焦點となるものにして、即ち万葉の特色を認めざる點、首肯し難し。されど固陋なる堂上派の歌風より覺醒し來りて、歌は元來法令制度の如き筋合のものに非ずとて、規矩準繩の無用を喝破し、歌學者流の制の詞を云々するを晒ひ、「何様の詞を用て、何様に

規矩準繩の無用

よみたればさて、誰か咎むべき。されど詞花言葉を翫ぶから、幽艶にせんさて、詞にも取捨する所あるは、各よむ人の心によるべき也。」と言へるは、肯綮に中れり。正過論は、歌に過失あるを正すは、宗師に依らず、當然の理を以てすべしと説き、官家論は、右に續きて、堂上歌人が當然の理を論せずして、緩急のみを論するを非とし、一大痛棒を揮ひたるものなり。

古學論には、歌學の要は古歌の研究にあり。而して最古の歌書たる萬葉を學ばずば、歌學といふべからずと説き、堂上歌人の尊崇せる定家を貶して、「彼卿歌學を得たりとも見えず。」と縷々論證し、却つて清輔、顯昭等を揚げ、又古今傳授無價值論に及べり。此等の言宛然茂睡の加擔者たる觀有りとす。

最後の準則論は、いつが歌の精粹なる時にして、誰が歌の法則たる人かといふに對する彼の主觀的考察の結果は、集にては新古今集、人にては後京極良經なりといふにあり。其の古今、新古今比較論に曰く、

古今集を以て花實兼備永世の法則とすべしといふ人あり。但予が僻意なるにや、彼時世は猶實に過て、花やかならずとこそおもへ。新古今集をば學者只學に過て、實少しとしてとらず。然れども詞花言葉は、もさより華を貴ぶべし。然るに華に過たるをいふ事、未だ會通せず。歌の最盛なる事は、新古今の時世と思はる。

さて、かゝる事は各執する所に因るを以て、他を律すべからずと断れり。此の古今、新古今勝劣論

は、畢竟するに各人の好尚に基づく。客觀的評價の歸一すべくも非ざるなり。在滿の所信は、自家の獨見もあらんが、想ふに春滿の歌風より受けし影響もあるならん。

如上の和歌起原論、歌體變遷論、和歌本質論等は、國文學の史的研究に觸れたるものとして、注目すべし。概して識見超凡、思想自由にして、學殖も豊に、其の漢土の事に比較を取りて論究せる所、用意自ら備り、自見發表の態度いかにも堂々として、文に氣力をさへ帯びたるは、大に多とすべく、有数の文學論と認めざるべからず。其の微瑕の如き、姑く措きて可ならん。

本書に對しては、田安宗武の國歌八論餘言を魁とし、甲論乙駁頻々相踵げり。反響を起せる事の盛なる、此の書の如きは稀なりとす。此の間の消息既に濱臣の泊活筆話に述ぶる所有り。曰く、

おなじ人(著者曰、在滿を指す)の國歌八論ひさわたりいはれざるにあらず。されども人のおもてくのかはりたらんやうに、心々はたひさしからぬものなれば、其得失を評論する人多し。そのかみやむことなき御あたりには、此書を論じ給へる國歌八論餘言拾來りてより、それに次ぎて、在滿またおのれのおもへる御論のかはれるを論辨せし一帖あり。又縣居翁の國歌八論餘言拾遺(著者曰、改稿して)あり。後に寶曆十一年に大菅中養父といふ人(著者曰、近江の人、名は圭、字は瓊)の國歌八論斥非といふあり。在滿の新古今を好めるを難じて、われは古今集に香火し、貫之に戸祝せんといへり。明和五年本居氏その八論を斥非との得失を評して、くはしくいはれたるあり。又荒木田久老神主の評言もあり。本居氏さすこしたがる事もまじれり。又後、関田子蒿蹊の評あり。かく諸俊傑の論やまさるは、畢竟八論の餘光といふべく、また八論の面目といふべし。(下略)

ど。如上の諸書に就きて詳述せん事は、今一に省略に従ふ。

本書の影

御風

在滿の嗣御風學殖ありと雖も、こゝに述べべき業績を遺さず。

蒼生子
古今集校
本

在滿の妹に蒼生子(享保七——天明六)あり。古今和歌集の校本(刊本)を作る。其の校訂に意を用ゐるたることは、跋に之を悉せり。今その要所を抄出し、處々説明を加へん。

序の初に、ひさの心を、顯昭の本には、ひさつ心とあり。ひさつ心ならでは聞えれど、今の本みなひさの心とあれば、人々のよみきたれるまゝに、ひさの心と書て、かたはらにひさつ顯本とあるし侍りぬ。

集中の哥も菅家萬葉、六帖、朗詠など詞の異なるあれど、數多ければ、とゞくはあげず。唯ひさつ心の例にて、一本の宜しきをば、皆かたはらにふるし侍りぬ。

此の實例は、

つ眞名伊物
うへしうゑば秋なき時やさざらん花こそちらめ根さへかれめや
もみちばのながれてとまるみなこには紅ふがき涙やたつらんぞたちける六帖
玉くしげあげば君が名たちぬべき夜ふかくこしを人見けんかも

の如し。

序の中、六義の所、おほさ、ぎの尊をそへ奉れる哥、此詞と六義の例に引る哥は、みな後の人の添じ物なれど、是も今の本に皆かくあれば、人々のよみ來れるまゝにのぞかすして置侍りの。

序の中、細字にしるせる類は、是又六義の哥よりも後にしるせる物なれど、右の例にて其まゝにおき侍りぬ。

序の中、花をそふとの詞、或説には花をこふとのあやまり也とあれど、後拾遺集の序を考ふれば、花をもてあそぶのもてあの三字落たらんと見えぬれど、書そへんもさかしらなれば、是も又其まゝにして、上つかたに後拾遺の序をあげて、其あや

まりなるべきやをしらす也。

此く序文には殊に注意を拂へり。

哥の左に、これは其人の也なごある事多かり。皆後の人の書添たるなれど、のぞかす。

伊勢物語に出せる哥の詞書、例よりはいさ長きもあまた有。是はいせ物がたりを古今集より古き書と思ひし人の、此集の中に書入たるなるべけれど、そのまゝにこれものぞかす。

此の言には契沖の學説の影響あるが如し。尙、墨けしの歌を其の儘記せる事を言ひ、假名遣を糺せる由を言ひ、(尤も疑を存したるものあり。「君により我名は花既歟に春霞野にも山にも立みちにけり」の如し。)又童幼の爲に清濁スミコリを註せるをも言へり。(「人はいさ心もしらす故郷は花ぞむかしの香に匂ひける」の如し。)尤も中には濁音ならざるを濁音とせる誤あり。又清音と注意する迄もなきを注意せるもあり。されど概して言はゞ、蒼生子の素養は、此の校本のいとなみに其の片鱗を示せりとすべし。

一一 賀茂眞淵

眞淵

契沖に次いで、其の業績の最も見るべき賀茂(又岡部)眞淵に對し、子の論述の筆は進まんぞす。

眞淵(元祿一〇——明和六)は遠江國敷智郡岡部新宮の禰宜定信の子なり。通稱參四、後、衛士と改

む。號を縣居アガタキといふ。享保八年(廿七)濱松の梅谷氏の掣養子となりしが、同十八年(卅七)志を立て、上京し、春滿に師事す。後、元文三年(四十)江戸に下り、延享三年(五十)在滿の推薦にて田安家に仕ふ。此の前後より教を受くる徒漸く多く、名聲藉甚たり。寧ろ晩學なりし彼は、比較的天壽を保ちて、明和六年(七十)長逝せり。

學風

眞淵の學風として、最も觀るべき點は、支那思想に感溺せず、直に我が古典に憑據して、古意、古言を闡明せしに在り。宣長が其の玉勝間一に、眞淵の學を稱揚して、

此大人の學の、いまだおこらざりしほどの世の學問は、哥もたゞ古今集よりこなたにのみさまりて、萬葉などは、たゞいそ物ごほく、心も及ばぬ物として、さらに其哥のよきあしきを思ひ、ふるさちかきをわきまへ、又その詞を、今のおのが物としてつかふ事などは、すべて思ひも及ばりしことなるを、今はその古言をおのがものとして、萬葉ぶりの哥をもよみいで、古ぶりの文などをさへかきうるといふは、もはら此うしのをしへのいさをにぞ有ける。

と言ひ、又

古事記、書紀などのイシノヒメ古典なうかゞふにも、漢意にまごはされず、まづもはら古言を明らかめ、古意によるべきとを、人みなしれるも、このうしの萬葉のなへのみたまにぞありける。

と言へるは、當に然るべき所にして、必ずしも其の學ぶ所に阿オモホりたるものに非ず。眞淵の述作上の業績より見るに、其の最も力を用ゐし所は、萬葉集の考究にして、其の他の著述は其の延長若しくは緒餘と觀て可ならん程にして、全述作を通じて瀾漫せるは、萬葉研究に用ゐたる古典考究の精神

主要著述の年紀

なり。

國文學に關する彼の主要著述を年代順に列ぬれば、

- 寛保二年(四十六歳) 古今和歌集左注論、萬葉集遠江歌考
- 延享三年(五十歳) 延喜式祝詞解
- 寛延二年(五十三歳) 萬葉解
- 寶曆七年(六十一歳) 冠辭考
- 同八年(六十二歳) 源氏物語新釋
- 同十年(六十四歳) 萬葉考、大和物語直解
- 明和二年(六十九歳) 古今集序別考
- 同三年(七十歳) 神遊考
- 同五年(七十二歳) 祝詞考
- 同六年(七十三歳) 日本紀訓考

の如し。彼の學殖を傾注せる著にして、又學術的價値の見るべき物の多くは、此く其の晩年に成れる事、特に注目すべし。以下此等に就きて細叙せん。

記紀の研究
古事記頭書
記紀に關して、眞淵の考究せる所素より尠少なからざるは、彼の諸種の著述に徴しても明なるが、近代名家著述目錄に擧ぐる古事記私記一卷は、予之を知らざれど、古事記頭書三卷(内閣文庫所藏)は一覽するを得たり。内閣本の奥書に據れば、伴直方が天保四年朽木氏所藏本を以て書寫せる所なり。此の

書は元來一著述といふにあらで、眞淵が延佳本に加へたる書入を何人か書抜けるより起りし物と見ゆ。上中下三卷一冊なるが、その三卷はそれ〴〵古事記の卷々に當れり。上卷の末に識語あれば、眞淵が之を校正せる年紀詳なり。曰く、「寶曆七年八月、病間閱之。雖正訓義、猶訓儒書之舊謬多矣。後來一變者、恐爲「皇朝古語乎。」と。概ね摘註なれば、精密ならざれども、校字に訓話に彼の識見の反映を見ざるなし。而して延佳を非とせるもの多きと、在滿の説を引けることは最も目立てり。訓に關する一例に、

訓ニ高下天ニ云ニ阿麻トアルハ、カ、ル天原ナドアル所ノ唱ヘテシラセテ云也。サテ高天原トツケテ唱フル時ハ、多加麻乃波真ト訓ヘ古義也。然ルニ此本ニタカアマノハラト訓ノ付タルハ誤也。惣テ此類ハ、磐余彦ト申テ此記ニ伊波禮比古ト有モ、伊波ノ波ニ阿ノコモレバ、略ノ如クニテ余チ禮ノカナニ用ヒタルチ、俗ハイハアレヒコト唱フルニヒトシ。此本チ出セル延佳、古學无シテ古語チ不知ヨリ、訓ニ誤甚多シ。下以テ朱改メタルチ見ヨ。今年八月病テ半コヤセルツレ〴〵ニ、或ハ臥ナガラモカキ付レバ、筆ノ立所モ不定。或ハ朱、或ハ墨、近クニアルニマカス。語モ患フレバ考ヘズシテ筆ニマカス。

とあり。此の言は序の意をも含めり。尙此く延佳のをもとけるは、「碁登母」の碁をキと訓めるを非とし、古本に「所燒」とあるを「所燦」と改易せるをも非とせる類なり。又語義に關する一例(佐備)には、左の如きあり。

こ、の佐備は進の意にて、勝たる心す、みに、物をあらし給ふ也。又遠乃古佐備は男振也。神佐備は神備ともいふにて、上利の反備なるをなす。上の進といへるは、萬葉に、「さ、なみの國つ御神のうらさびて定たる都みればかなしも」と訓しは、近江

の國の神の御心の進みに、京を荒して故宮とせしと云にて、すさのの御狀を思てよめる也。

日本紀訓考

以て彼の語學思想を窺ふべし。又記紀二典に對し、古訓を考へ記せるものあり。古事記訓考一卷は前記の目錄に其の名見ゆるのみにて、今之を手にし得ざれども、日本紀訓考(賀茂眞淵全集第四の内)は、容易に之を探り得べく、隨つて古事記訓考の體裁も推測に難からず。本書は前記の目錄に神代紀訓考二卷とある如く、眞淵の勞作は、神代紀上下に訓を附けしにあり。其の事明和六年正月にして、彼の易簀の年に當れり。後、文化五年門人眞龍之を増修せるもの五卷迄存す。全集本に收むる所の如し。記紀二典の優劣に就きて、眞淵の考ふる所は、記を先とし、紀を次とせり。此は延喜式祝詞解の附記の一節、引用書の事に左の言を爲せるを證とす。

古史チ引ニ、古史記を先トシ、日本紀チ次トス。日本紀ハ上古ノ數書チ選定セラレタレド、儒士紀朝臣清人專コレニ與テ、漢文ニ泥タレバ、上古ノ事實ニ達ルモ多シ。(中略)古事記ハ上古實直ノ國史也。且國語ヲ專トシタレバ、上古ノ風ヲ見、古語ヲ知、古文ヲ察スルニ及モノ無レバ也。然レ日本紀ハ古語ニ漢字チ配シ支理委キ故ニ、事ニ從テ先ヲ舉ルモ有リ。

即ち古事記を以て、古意古言を察する第一の古典と推稱せるなり。此の思想は後人に影響せる所多し。眞淵別に記紀の歌謠を考註して、左の二部を撰べり。

日本紀和歌略註 三卷(賀茂眞淵全集第二の内)
古事記和歌略註 一卷(同)

日本紀和歌略註
古事記和歌略註

契沖の厚顔抄に自説を追加せる物なり。先づ前者より説述せん。上卷は神代紀以下、中卷は神功紀以下、下卷は允恭紀以下なり。序に曰く、

この書よむに、後の世の人々のいへるよりはいさよろしきこと有。されど事ある言どもは、あやまりたり。此人西の國などのふみのころ、むつかしきものならひしあかまたよくあらはへざれば、やゝもすれば、なづめる事多し。いさもかしこき此すべし御國のいにしへのふみをさかんには、清き瀬にはらひ身をそぎして、いさ、かのけがしきあかなき心もて、思ひもほしていふべし。さかくにおもくにこれる心あらまくするものぞ。よりに此かしらにもいさ、かふるし、餘りてわろきをばけしもしつ。そもいそがはしければ、筆をばしらせ、立かへり見もせれば、ひがこと有べし。いさあらん時なほしてんとてなり。

と。而して明和二年十二月の跋に、此の本は若き時の書寫にて悪しかりしが、今年伊勢の神に仕うまつる小田のぬし、東に来て乞ふまゝに、此の紀の歌の事云ふ序に頭書をものせる由を述ぶ。之にて其の成れる年代明なり。(小田主殿は山田の御師にて、縣居門人録に見ゆ。)若き時の書寫云々あるにて思へば、本書下卷は粗寫にして、契沖の註を出さず。あらゝ自註を加へたり。中卷迄は、自説は一々眞淵云として記せるに比ぶれば、體裁を異にせり。

自見

本書を通覽して心づかるゝは、眞淵が自見を開陳せる態度の堂々たる事にして、其の如何に自信の強かりしかは、想察に餘有りと言はざる可からず。例へば八雲の神詠の條に、「此歌、紀に記さぬは流言としてとられざるか。されど古事記にのりしからは、古へより傳へいふ事有つらん。さて雲の立に付てよみませるてふ事は取ことなけれ。そは古歌しらぬものゝ言にてさへあるなり。」(八雲

立つは單に冠辭のみとの説より爾言ふ。)と述べたる、古今序小註の事を「かの古註は、總て物しらぬ好事のわざなり。是のみならず、四十條ばかりひが事有なり。」と難せる、「今の紀の訓は、多くは後人の訓にて、古訓は三分一ばかり残り。仍て他の古書に例有を先いひて、たらぬ所は、今の訓を引べきなり。」と喝破せる如きはなり。隨ひて、古人に對し忌憚無き批評を加へたるものも少からず。即ち「私記の説は多くひがことなり。はやくより古言は皆うせてぞ有ける。此公望てふは、古き人なるに、古事記、萬葉も見ざりけり。」と言へる如きに見るべし。

契沖の説に對する態度

註釋中、契沖の説を否定せるもの少からず。例へば、「やくもは彌雲なり。八の數などいふは、皇朝の言しらぬものゝくせなり。」と言ひ、「澳つ藻に女をそへたまふは、さる事ながら、しなひたるよしまでいふはわろし。」と言ひ、神風の(枕詞)に就いて、「此註(著者曰、天照大神の吹か)わろし。人麻呂は後世の歌なれば、伊勢の大御神の御心の如くもいひつゞけなせるのみ。此神宮伊勢へうつし奉りしは、後の事にて、神武の御時、其事あらんやは。たゞ神風の息てふ言を、伊勢の伊の一言に冠らせしのみと意得よ。」と言ひ、應神紀の「知婆能。伽豆怒塙彌例摩。」の御歌に就いて、「是は今の京の地なり。むかしよりこゝに人家多かりつらん。故に百千足家庭とのたまひしならん。國の秀は即其人家多きあたりをの給ふと見ゆ。矢にはと云へるは、彼細矛の言に泥めり。此人傍の據により過すくせ有。」と言へる類、比々皆是にして、序文に動もすれば泥める事多しと非難せるは、此の謂

なり。

釋義

釋義に創意の見ゆるものには、神代紀の「阿妹奈屢夜。乙登多奈波多廼。」のタナバタは、タナバタツメと有るべきを後に誤れるならんと言ひ、仁徳紀の「知破椰臂苦。于泥能和多利耳。」の歌は、「此歌既に入水してよみたまふべきにあらず。譬へば神武の御時、大むろやに夷を娶したまふ時、歌を聞て一度にきるてふごとく、伏兵へのしらせの歌なるべきを誤れるなるべし。」と説きたるなり。尙、語釋を別著萬葉考に譲りたる所あり。

次に古事記和歌略註に就いて一言すべし。此も前者と同時の稿なるべく、粗寫本にして、歌謠の原文を假名書とし、契沖の註を省き、單に自説を記せり。其の註する所、契沖の説に異なるもの多し。例へば、神武紀の「阿米都々」の歌に就いて、「片歌なり。天地をも手に取なんとして、とくさかしき目見をするにやと、此命の目さしの大に利を笑ひ給ふなり。一説、とさける目は、罪によりて目をさかれしとも、或は黥とするもあり。」と註せるが如し。而して一般に歌體（長歌、短歌、片歌等）を識別し、韻律を吟味せる點は注目すべし。神武紀の「あしはらの繁こき小屋に」の御歌を、人皇に至りての卅一文字の歌の初なりと言へる、景行記の「をこ女のとこのへにわがおきしつるぎのたちそなたちはや」に就きて、「四五五六六、共に五句、尊崩時の御歌なり、よつて句亂れたるなるべし。」と言へるが如し。

古意古言の尊重を力説せる眞淵が、又祝詞(八所歌)に對して考究する所ありしは、洵に當然の道程なりと認むべし。即ち延享三年

延喜式祝詞解

延喜式祝詞解 五卷(賀茂眞淵全 集第二の内)

を撰せり。此は命に依りて田安家に上りし物なること序文に見ゆ。(因みに、此の書はもと寫本にて傳ふ。其予の藏本には芋芋苑文庫の舊印あり。)其の五卷の内容左の如し。

- 其一、一章十段 皆新年也。
- 其二、八章 春日、廣瀨六縣山口 龍田、平野、
- 其三、一章 大祓。久度古開、六月々次段同 祈年 大殿、御門。
- 其四、十五章 鎮火、道饗、大嘗、鎮魂齋戶、伊勢宮新年、月次、神衣、月次、九月神嘗、豐受宮同祭、同神嘗、齋内親王、遷宮、遷却崇神、遣唐使時奉幣。
- 其五、一章 出雲國 造神賀

後、廿二年を経て、明和五年再び修訂する所ありて、

祝詞考

祝詞考 三卷(賀茂眞淵全 集第二の内)

を成せり。(刊本は久老の上梓せる所に係る。五十槻園藏版であるは、此の謂なり。久老の跋に、彼亦祝詞追考なものを由を記せるが、其の存否を詳にせず。)に眞淵の祝詞研究の業績を觀るには、勿論前者を措きて、後者に就かざるべからず。そは老熟せる學才の結果に成ればなり。先づ從來の祝詞の考究に就きて眞淵の言ふ所を見るに、

從來の考究を非す

このりごご世に有ふれども、よく解しらせしものなし。荷田在滿が同大人の言によりて、かつしるせし有つるを、在満いごわか、りし時のわざにて、となることなく、神賀の詞はそのころいまだ心を得ざりし、今はいひもしなやごいひたりき。是が外の人々は、たゞ大祓の詞のみを解なんごせし多かるを見るに、事有事はすべて違へり。古意古言をひろくふかくおもひたらず。その事にのみむかひておもへるなればなり。中々にかち文にならひ、天然の教によりなごして、おもくふかくなぐらにさりなすつ。

とて、其の師家荷田氏にも精細確實なる所傳無く、所謂中臣祓何々抄などものせる輩は、牽強附會の説を專とせるを慊らすとせるなり。古言を正解し以て古意を闡明せんことは、正に真淵の双肩に懸りしなり。

ノリトの語義

偕、祝詞の語義は如何、真淵之を釋きて、祝詞はノリトゴトなり、略してノリトといふ。ノリはミコトノリなり、トはタベ(賜)の約轉なりと。即ち其の説く所左の如し。

祝詞、是をこには、乃里刀其登といふ也。古事記に天津兒屋命、布刀詔戸言禱白。萬葉十に奈加等美乃敷刀能里等其伊比波良倍など有もしてしりぬ。たゞ乃里刀そのみいふは、略也也。大祓詞に、天津祝詞乃太祝詞事宣氣さ有は、重れいひて、文を飾る故に、上を略いひつ。又事と言は古へ相通はし書事萬葉に多し。字に泥む事なけれ。伊勢神嘗祭に太祝詞辭も書たり。乃里刀其等ちふ言の意は、神祖高木神の詔賜し御言を承て、見屋命の天岩門の前にて、宣申すなれば、古事記に詔戸言書たり。然れば乃里は皇祖神の美古刀乃利也。戸は假字にて、賜と崇る辭なり。その多倍を約れば、且さなるを、刀に轉しいふは音便の常のみ。

製作年代

真淵は本書の序文に、此の祝詞は神代の意詞を傳へ、修辭の妙を極めたるを言ひ、さて其の製作年

代に論及せり。曰く、

先出雲の國造が神賀の詞は、飛鳥岡本の御代(著者曰、舒明天皇御宇也)の言なるべし。こま葉まきしくしてみやび、心たくみにしてゆたか也。巧みのこまやけきは、いご後によれ、ご、しらへのゆたなるぞ上つ代の残れるなる。次に六月、十二月の大祓の詞は、大津清見原の御代(著者曰、天智天武兩朝也)の辭也。言おもしろく雄々しく、心巧みにしてまのへるもの、ゆたならずかたりに聞ゆるは、つさめて古へなうつせれば也。そが次に崇神を却、大祓祭の詞は、藤原の宮(著者曰、持統文武兩朝也)の末につくれるならむ。今一きざみおさりにたり。祈年、廣瀬、立田の祭らの詞は、奈良の宮の始つころいへるにて、おやじ古言もすれど、ふみちふものを心に得ていひなせしならねば、また一きざみおさりにたり。そがつぎの詞は、いやくだちにくだち、まよわらに弱らひつゝ、更にあげつらふべくもあらずなもある。

と、それらの祝詞に就きて考覈せり。(之に對して宣長が異見を立てし事は、後節に述ぶべし。)

本書三卷、上卷は祈年祭以下、中卷は大祓祭以下、下卷は道饗祭以下を收む。卷冊の分合、祝詞解と異なり。又本書に於て、祝詞の順序をも改めしあり、大祓、鎮火、道饗の次を大祓、道饗、鎮火と正しゝが如し。

註解

本文の註解は、各祭儀の題意、其の祭祀の起原等を概説した後、語釋に入れり。語釋は其の體、本文の句毎に割註を以てせり。尙、頭書をも加へたり。祭儀の題意、祭祀の起原を説ける一例を祈年祭に採らん。即ち左の如し。

祈年祭、登志其比乃萬部里と唱ふ。年とは五穀の中に、専ら稻をいふ。初春に種子を水に浸より、冬をさむるまで一とせを經故

也。さて二月四日に祭らる。令に仲春新年祭。義解に欲令歲災不作時令順序。即於三神祇官祭之。故云「新年」。此祭は崇神天皇の御代に始れり。其御代萬の大神を崇み給ふまゝに、天地の神うづなひまして、雨風時にしたがひ、百の種つものなりぬさいふ事、紀にしろされ、且下の風神祭にも見えたり。祭の日、其式などは、いさ後に定められしものなり。

語釋をものするに當りて、本文の校合に意を用ゐたる點は所々に歴然たり。即ち今本の誤字を訂正し、若しくは衍文を指摘せるものあり。又大祓詞の條には、度會神宮の本並に卜部の本に就いて其の非を擧げたり。

語釋は眞淵一流の語學說より割出されたるもの頻々相次げり。例へば、カムロギはカムスベララギミ、カムロミはカムスベラメギミの略言とし、イハヒ(齋)はイミ(忌)の延言とし、トネ(刀禰)はトネリの略、トネリはトノモリの約(ノモの約ノなるがネに轉ず)とせるが如し。(本文の訓點及び語釋にせること亦後節に述べん。)總じて語釋に失考あり、粗略なるものあるは、眞淵の時代としては、尙止み難かりしなり。註釋中、事實の考證に資せしは、記紀、古語拾遺、令(義解並に集解)貞觀儀式、延喜式等にして、其の研究法の漫然獨斷、傳會を敢てするものと其の選を異にせり。又語例を徵するにも、毎に記紀、萬葉、宣命等を左券とせり。左に祓といふ儀を古史に徵せる説明と、遷却崇神祭詞に出でたるウスハクといふ古語の解義とを擧げて、彼の考究の程度を示し置かん。

古書を徵證す

敢ちふ事は、古事記に伊邪那伎命の萬葉に到まして、穢給へるを、清め給はむとて、筑紫國の橘の小門にして、大御身に着ま

し、物をぬぎ捨給ふをいふ。穢を拂ひやりふよし也。次に海淵に没て、大御身を洗給ふ。是を身洗といふ。身の穢をあらひそぐよし也。このふたつで祓みそぎのよしなる。又須佐能男惡事轉あるによりて、贈物をせめ出させ奉りて、祓つ物として逐給へり。上の御自物を捨給ひ、他より責てものを出さずるも、事の意ひさしければ、この二大御神の御わざを合て、祓みそぎの法として、人の代にも行へり。その伊邪那伎命は祓身瀧をしまして、遂に貴き大御神たちを生給ひ、須佐能男命は贈物を出し、御身を逐はれまして後ぞ、清き神み心と成給ひつ。此御わざの大なる功ある事を知るべし。かゝれば右の三つの事を行ふよしなるを、後には中の祓みそぎといひて、その事をしらすのみ。仍て紀にも式にも祓みそぎのみ書つ。

事實の考索、其の體を得たるを見るべし。ウスハクの語に就きては、

この言は古事記に、問ニ大國主神云々。汝字志波流原中國者云々。萬葉(著者曰、卷五)に字志播吉伊麻須、諸能、大御神等。また字を借ては、牛掃神、牛吐なども書たり。こゝに字須と有る音かよへり。かくて言の意は、丹波道主王と申を美知字斯ノ王とも書たるをむかへて、うしは主の意なるを知。波伎は張也。萬葉に山吹を山振さ書、芽子を波利ともよめる如く、伎と利を通しいふ事常也。然らばこゝは山川を主張坐ちふと也。

契沖が何ぞなく鎮坐の意と解せらるごのみ言ひて、詳述せざりし所を、眞淵は此く歩武を進めたるなり。

文章上の見解

文章上よりせる眞淵の見解亦一顧を要す。彼は上つ代の美妙なる成語に注目せり。即ち「谷蟻のさわたるきはみ、鹽沫のどゞまる限云々」の如き是にして、祈年祭に此の語句の存するは、古來の成語を借用せしものと解せり。又用語と時代との關係に敏感なりし彼は、此の點より語句を難せるあり。鎮火祭の祝詞の文を評せるを見よ。而して古事記の文の妙所を稱揚して、之に對較すれば、

萬葉研究

古雅なる出雲神賀詞も尙遜色ありと見做せること、亦一隻眼を具ふと言ふべし。子は轉じて彼の萬葉集研究を見ん。是彼の學術的事業の樞軸たるものにして、其の學殖の傾けられ、其の努力の盡されし點に於て、最も重大視すべきを以てなり。

其の研究法

眞淵の萬葉集に關する主著は萬葉考なり。されど其の萬葉研究は考に至りて大成せられしものにて、萬葉集遠江歌考(後述)の如き、萬葉解の通釋并釋例(賀茂眞淵全集第四の内)の如き、考に先だちて成れるを見れば、多年に亘れる研究の過程を想察せしむるものあり。特に解の方は寛延二年(五十三歳)の稿にして、考の總説部は既にこゝに基礎を置けり。萬葉の名義、時代、部類、諸本、今本の錯亂、誤字の論より、彼の萬葉研究法、語學說等早くもこゝに詳述せられたり。其の研究法を自ら語る所に、彼の面目の躍如たるものあり。曰く、

萬葉を讀んには、今の點本を以て、意をば求めずして五行よむべし。其時大概訓例も語例も前後に相照されて、おのづから覺ゆべし。さて後に意を大かたに吟味する事一行して、其後活本に今本を以て、字の異を傍書し置て、無點にて讀べし。初は、さ心得がたく、又はおもひの外に先訓を思ひ出られてよまる、事有べし。極めてよまれぬ所をば、又點本を見るべし。實によくよみけりとおもはる、も其時に多かるべし。かくする事數篇に及て後、古事記以下和名抄までの古書を何となく見るべし。其古事記、日本紀或は式の祝詞ノ部、代々の宣命の文などを見て、又萬葉の無點本を取て見ば、獨大半明らかなるべし。それにつきては今の訓點かくは有まじきか、又はいさよく訓せし、又は決て誤れりといふ事を知、且文字の誤、衍字脱字ならんといふ事をも疑出來べし。疑ありとも、意におもひ得んとすれば、また餘事出來るなり。千萬の疑を心に記し置時は、書は

勿論、今時の諸國の方言、俗言までも見る度、聞こに得る事あり。さて後ぞ案をめぐらすに、おもひの外所に定説を得るものなり。

と、以て其の學風を想見す可し。以下主として萬葉考に就いて、此の方面の業績を検せん。

萬葉考の成立

萬葉考 六卷、別記三卷、人麻呂集一卷(以上古刊本あり)並に狛諸成追補本十四卷(賀茂眞淵全集第三の内)

本書卷一、卷二及び別記の三卷は、初篇として明和五年の出版に係れるが、其の稿の成りしは、卷一の端書の終に、「寶曆のまゝ、せかみな月に、賀茂眞淵がしるしぬ。又此考をすべて彼これ正しなし助けなせしは、藤原宇万伎、尾張の黒なり、むら田の春郷なり。」とて、藤原維寧、楫取魚彦按と記されたるを以て、其の年紀を知るべし。寶曆十年は眞淵六十四齡なり。卷三、卷四及び別記の三卷は、二篇として文政八年の發行にして、卷五、卷六及び別記の三卷、人麻呂集一卷は三篇として天保六年の刊行なり。此の卷三以下の出版に就いては長瀬眞幸の功勞多きに居る。本書を繙く上に忘るべからざる事なれば、其の記せる跋を示し置かん。

縣居翁の萬葉集の考は、すべて六卷にて、卷ごとに別記あり。又人麻呂集一卷をひたり。さるを一二の卷とその別記は、はやく板に添りて、三より末はなほ寫まきのまゝにて、もたる人はた多からずなむ有ける。今は三十とせあまりなちつかた、眞幸江戸に在けるなり、翁のありし世にわきてしたしく教を受たりし人々の家さひてたま〜得たりけるを、その六の卷は翁の自らの手してかゝれたるにて、其餘の卷ごもは、ミリン〜に寫せるなれば、もじの書たがへ、又かきもらせるなども多かりけれど、よみかむがふべきこと巻もなく、そのまゝ寫して持歸りつゝ、我家のうづ寶と、ふみばこのそふかくなをさめおさける

を、おなじくは國遠くささかりて、得がてにすまいふあたりにもあまれからしめむとて、いにし文化の七させいひける年の八月の頃、武庫の里の書あき人中村の何がしにはかりて、一二の巻さびさしく、みなふりまきになさしめつ。かくて其板まだなからなもふらぬほどに、何がしあつしく病て、終にはかなくなりぬ。なりしも其子まだわかくて、事さげむよしなく、あまたの年月むなくすておきつ、過しつるを、今はや、さかりの年にもなりぬれば、やうくおもひおこして、かのふりさしたる板ごもさりいで、またく彫をへじめつるは、父がいさを、あらはすのみか、このこと思ひたちぬる我心ざしの、十まり五させの春秋、いたづらにうもれつ、有けるなさへはるけるは、いこもうれしきま、に、そのよしいさ、かまきのしりに書つけつ。文政の七年の八月の二十あまり肥後熊本長瀬眞幸。

此の如き次第なれば、眞淵の原著としての面目の最も見るべきは初篇にして、二編以下には、撰述の不整頓若しくは粗略有るを免れず。

諸成の追補

次に卷七以下の追補本は狛諸成の盡瘁する所たり。今の全集本は故井上頼国氏藏本を原として收めたりと云ふ。井上本の出所は不明なるが、萬葉集書目提要を閲すれば、紀州古學館、新宮丹鶴書院、小林歌城等それれ之を藏する所ありし趣なり。借、諸成が天明五年三月に讞せる序文は、能く其の來歴を語れり。其の言に聽くに、眞淵は、契沖及び東麻呂に繼ぎて、萬葉集に思を潜め、勞多かりしに、年高くして病に罹り再起せざりし悲を陳べ、進んで卷七以下の未定稿(中に、竹取翁歌の遺れるを修補せんとするに、容易の業ならねば、眞淵が友とせし藤原菅根に問ひ、且故人藤原宇萬伎の手記をたよりに物せんとするに、尙不十分なれば、眞淵がつかへし「やごことなき御殿」(田安宗武を)

にも源清良を介して御説を窺ひ、(諸成も彼の段に仕へ、今傍、尾張黒生、橘千蔭にも謀りて、事成れる由を、譬喻を用ゐたる雅言にて縷述せり。是に由りて之を觀れば、眞淵の萬葉考さびさしなみに言ふべき物に非ずして、眞淵の著を追補せる物と目すべきなり。屬者心の花(大正十四年七月號)なる品田大吉氏の歌泉漫筆を見るに、同氏所藏中に、諸成の書入を寫せる由の奥書ある萬葉集寫本廿冊ありて、其の書入は此の追補本に共通せりとの事なれば、此の如き諸成の手記が發展して、眞淵の考の續編となりしなるべし。尙内容に關しては後にも述べんとす。

大考四條

古歌に據りて上代を知る

萬葉考の成立此の如し。以下主として眞淵の原著に就いて論究せん。卷一の初に萬葉集大考四箇條あり。其の一つに言ふやう、遠き御代の事は、古き御代つぎの書に記されたれど、古き世の歌こそ古き代々の人の心詞そのまゝなれ。即ち記紀の二百ばかり、萬葉の四千餘の歌、詞はみやびたる古言、心は直き一つ心のみなり。之を究め明むることやがて皇國の上代を知る道なりと論じ、己が萬葉研究に志し、由縁に及びては、己が若き時こゝに思を致さで、古今集若しくは物語書に心を注ぎしが、そは「たをやめのをとめさびたる」はあれど、「ますらをのをとめさびせる」は乏しきに心づきてより、たゞ萬葉こそと思ひ、六十の齡にて解き記せりと述ぶ。其の二つに言ふやう、上つ代には、天つ神王(カミミヤ)の道のまに、天皇はいかくを、しきを表として治め給ひ、臣等は武く直きを専らとして仕へ奉りけるに、中つ代より多く唐國の制度を採用せられては、次第に文を尊び、武を卑

國意考

しみしたため、皇神の道衰へたりと歎き、上世の雄々しく大らかなりし政治の下に、都鄙を問はず、詠める歌のをしく直かりしを反覆絮説し、而して表は美しき教を立て、下に汚き心を藏せるは唐人なりと附言し、かゝる意を辨へんにも、亦万葉を見るに若くはなしと論せり。是、彼が別著國意考(明和二年)に漢意を排する旨を詳論せると相通せる意見なれば、それを併せ觀るべきなり。其の三つに言ふ所亦前條と大差なし。以爲らく、古人の歌は故意に設けて詠ます。さればふつゝかなる如くにして、玩味すれば雅かなり、眞實なり。俗談平語のやうなれど心高し。之に反して、後の歌は寛なる如くして實は苦しげに、理有るやうにて實は虚言なり、巧なる如くして却つて淺しと辨じ、以て万葉崇拜の意を表し、心の底ひをいひ出づるわざを得てこそ千々の事にも涉らめと説きて、漢籍の教を貶して、固陋にして世に通せずとせり。其の四つには、先づ歌風の變遷を五度とし、譬喩を用ゐて論じたるが、其の詞を摘めば左の如し。

歌風五變の說

- 初の移ろひ 高市崗本の宮の時(舒明の朝)より、み冬つき春さり來て、雪水のまけゆくがごとし。
- 二度の移ろひ 藤原の宮(武統、文)となりては、大海の原にけしきある鳥ごものうかべらむさましておもしろきいほひぞ出來たる。
- 三度の移ろひ 奈良の宮の初には、此の勢あるなまればうつせしまゝに、おのがものともなくうちせばくなりぬ。
- 四度の移ろひ 其の宮の中つ比には、ゆかしき隈もなき海山を、風はやき日に見んがごと、あらびたる姿なりぬ。
- 五度の終の變りぬ 古今集によみ人しらすとふ中の古きしらべなるぞ、此の宮の未ゆ今の都のはじめの哥也。そは後の荒びた

りしがうらうへになりて、清らなる庭に山ぶきの咲きをめらんはして、ひたぶる味に似るすがたとなりたり。

歌の極致

諸歌人の評

以上第四變迄を萬葉集の歌風としたるが、眞淵が心詞の面白みを鑑賞して、最も價値を認めたるは、二度の移ろひたる藤原朝の歌なるを知る可く、随つて彼が極致と思考せる歌の如何なるかも想察するに難からざるなり。次に美辭を用ゐて、集中の諸歌人に對する批評を記せるが、能く其の觀察の精到なるを示せり。即ち讀人不知の「おきそ山三野の山」「吾をしぬばする息長のをちの小菅」の類、古の實にしてあはれなるものなり、後の秀歌と雖も、之に比し難しと言へるを始め、人麻呂に對しては、

柿本朝臣人麻呂は、古へならず、後ならず、一人のすがたにして、荒魂和魂いたらくまなんなき。そのなが哥、いきほひは雲風にのりてみ空行龍の如く、言は大うみの原に八百潮のわくが如し。短うたのしらべは、葛城のそつ彦眞弓をひき鳴さんなせり。ふかき悲しみをいふまきは、ちはやぶるものをも歎しむべし。

と激賞し、之にむかへて、赤人には、

山部宿禰赤人は、人万呂さうらうへ也。長哥は心も言もたゞに清らを盡せり。短うたこそ是も一人のすがたなれ。巧みななす、有がまに／＼いひたるが、妙なる哥と成にしは、本の心の高きが至りたり。譬ば檣櫓の車して大道をわたるぬしの、あから目もせぬがごとし。

と評を加へ、適切に兩者の特色を言明せり。又憶良に對しては、

山上臣憶良は、言ふつゝかにして、心愛し。久米のさもの雄々しきすがたしてたつ、舞せらんおもほゆ。短うたの中にたゞ言

にいへるはいふべくもなし。

と評し、旅人、家持の父子に就きては、

大伴宿禰旅人のまへつぎみの短哥は、雄々しくてかなし。酒をよめるに、すめら御國のこゝろをいひしはたごし。こはしらべ
なすて、心をさるべき。長きはしらす。それが繼なる家持のぬしは、事をよくしるしてにほひなし。たごへば幸の大みさも
のつらなめでたく記せるふみの如し。短哥はいと多かれど、あらびてうらくはしきはまれになんある。

と言へる、其の家持の長歌の評亦剴切なり。尙其の他にも及び、女流にては、額田姫王を始め、
「石川郎女がなよびたるすがた、譽謝姫王のよろしきしらべ」をも稱揚せるなどあり。其の論評學究
的なると共に亦大に詩人的なるを見るべし。想ふに、かゝる歌人の批評は、契沖も既に之を爲せる
所にして、守部の墨繩に引ける人麻呂に對する評(全集本三四七頁、代匠記初稿本の文)の、如何に力強きかを見よ。而し
て前に引ける眞淵のご兩々對比せば、一段の興を覺ゆるならん。

總説
次に「くさくさ」の考」と標せる總説の部にては、先づ集の名に就き、春滿の説を多として、數多き
言葉の義を採り、万世の意を非とし、集めたる人は、橘諸兄といふ舊傳を重んじたるが、時代は高
野の御時(孝謙天皇の天
平勝寶の時)と云ふよりも、少しく溯りて聖武天皇の御時ならんとせり。但こゝに豫め心
得置くべきは、眞淵の見解にては、眞の萬葉集とは廿卷中一、二、十三、十一、十二、十四の六卷
にして、同時に撰ばれしもの、其の他は之に與らずとなせる事なり。撰者及び時代の論等皆之より

割出されたるものとす。即ち卷の次を辨じて、廿卷の次第を立て直せり。此の事は卷一の別記に詳
述せる所にして、彼の學説の重要部分たり。其を摘録すれば本來の萬葉集の組織は、

- 卷一(今の卷一) 古き大宮風にして、時代も歌主も著きを擧ぐ。
- 卷二(今の卷二) 古き大宮風にして、時代も歌主も著きを擧ぐ。
- 卷三(今の卷三) 古き大宮風にして、時代も歌主も著きを擧ぐ。
- 卷四(今の卷四) 古き大宮風にして、時代も歌主も著きを擧ぐ。
- 卷五(今の卷五) 古き大宮風にして、時代も歌主も著きを擧ぐ。
- 卷六(今の卷六) 古き東歌を擧げて、卷を結びたるものと見ゆ。

此の如くにして、其の他は家々の集なり、中にも、今の三、四、六、八、九、十七、十八、十九、
二十の卷々は家持の家の集なること必せり、而して一二の兩卷最も整頓し、卷三乃至卷十六は事の
様も、時代年月も相前後せりとして、

- 卷七(今の卷七) 凡そ古歌なるが中に、藤原の古にし里まよめる言あれば、奈良の始の人の集ならん。
- 卷八(今の卷八) 是も古歌にて、集の體右さひとし。右兩卷は誰ぞ一人の集め也。
- 卷九(今の卷九) 山上憶良の歌集ならん。末に天平五年六月の歌あり。
- 卷十(今の卷十) 天平五年の秋に、遣唐使の發船する時の歌あればなり。
- 卷十一(今の卷十一) 中臣宅守は石上乙万呂と同年比に流されしと見ゆれば、天平十一年の比の歌ごも也。誰が集めしとも知ら
れず。
- 卷十二(今の卷十二) 天平十三年と注せる歌有り。又久邇京より奈良の古郷へおくれる歌もあり。
- 卷十三(今の卷十三) 是にも久邇京より奈良へ贈りし歌あれば、右と同年比也。
- 卷十四(今の卷十四)

卷十四(今の) 末に天平十六年七月と有り。
 卷十五(今の) 久邇京の荒れたるを悲しむ歌有り。こは天平十八年九月より後の事也。
 卷十六(今の) 前後に古く由有る歌もあるな、中には歌も聞えず戯れくつがへれるを載せて異様なり。中に河村王、大
 件家持の歌も入りしかば、古き集にあらず。家持の集の内ならん。
 卷十七(今の) 末に天平廿年正月とあり。
 卷十八(今の) 末に天平勝寶二年二月とあり。
 卷十九(今の) 末に天平勝寶五年二月とあり。
 卷二十(今の) 天平寶字三年正月の歌迄にて巻を終へたり。

と考へ定めたり。尙、念の爲に、今本の巻次より右の推定の巻次を見れば、

- 一一 二一二 三十四 四十三 五十九 六一五 七一八 八十二 九十一 十一七 十一四 十二五 十三
- 一三 十四一六 十五一十一 十六一十六 十七一十七 十八一十八 十九一十九 二十二十

論断の辯

此の論断の辯疏に努めたる跡を見るに、今本の巻次亂れたるは延喜以後ならんとし、其の證として、古今集序に、万葉集に入らぬ古き歌云々と書きながら、其の集に、万葉の歌七首あり。筆者豈万葉を正し見ざらんや。即ち其の所謂万葉とは、卷一二と其の外の事にて、七首は家々の集より採りしを、今廿巻を万葉と總稱するよりの相違ならんと説けるが、此の推論に確實性を缺けるは蓋ふべからず。又家持自身の集に年月の前後有るべからず。然るに、天平十六年二月のは、今の卷三に有り

端詞の讀

て、同五年八月のは、今の卷八に載れるは、今の三は八より以下の巻たらざるべからず。巻次の錯亂ある證なりと言へるも、亦遽に首肯し難き節あらん。借、端詞の論に入りて言ふやう、古は歌の端の詞も、歌と同じく假字にて書き、又字の意もてせるも、この言もて訓むべく書きけんを、奈良朝となりて、多くは唐風を模し、此の集にもさる書き様多し。されど歌をこの言もて唱ふる上からは、端詞も然らざらんやとて、漢文を純國語もて讀むを主張し、御字は「あめのしたしらす」に借れるもの、宣命にも其の例ありといひ、御製は大御歌なること、古事記に照して知らるといひ、挽歌は「かなしみ歌」、詩また賦とあるは共に「うた」と讀むなど言へり。是拘泥する所あるに過ぎたり。「ふるき本、あたらしき本」とて校合に用ゐたる諸本に就いて言ふ所を概括するに、今本(板本)一本(活字本)古本(荷田大人藏古寫本並に古葉類要集)の數種なり。更に文字の考を述べて曰く、此の集もとは草書に書きたるを、仙覺などや眞字となしけん。今疑はしき所を草體に還して見れば、誤寫の過程を知ること。眞淵は此の見解を以て校字をなせるなり。尙、別記には、國所の事、作者の傳、古言の解、左註の論等を收めたりと斷り、冠辭(即ち枕詞)の釋義は別著に譲る。但、それと違へるは本書の方に據れと斷り、終に「ことを解と」「哥を解と」を論せり。前者にては、古言は五十音を能く知らずでは解くべき由なし。別著語意考に詳なりと言ひ、後者にては、後世此の集の歌を解かんとせし人々有りしかど、ふりにしことはやき代より失はれたれば、今は難き業な

り。近年契沖、春滿相次いで斯道に功あり、眞淵其の後を襲ぎて勞きたるが、尙後生の考定を待つ旨を縷述せり。(因みに以上の大考さくさん、の考を、今の全集本に除きたるは、洵に心なき業なり。此は古版本に據らざる可からず。)

予は此く總説部を見來れる順序として、こゝに述べ置くべきは眞淵が萬葉集の目録、左註及び類聚歌林の如き古集に對して取りし態度なり。目録に就きては、元來無かりしものにて、今見る所は後人の所爲なりと考へ、左註に就きては、多くは信用するに足らずとして、之を削除し、又憶良の類聚歌林は偽書とし、(むげに降れる世の物ならねど、)人万呂哥集、古哥集も眞淵の所謂萬葉六卷の撰まるゝ時には未だ世に聞えざりしものと考へたり。此等は獨斷に過ぐるものあるを以て、後の學者の非難を招けるものあるは、故無きに非ず。

予は更に進みて、眞淵が萬葉の本文研究に就いて述べし。校字に就いては、草書の見まがひより轉寫の誤を生せりとの見地に立ちて、流布本の文字を改易せるもの少からず。「奈加弭」を「奈留弭」と改め、(一の三)「冬木成」を「冬木盛」と易へ、(八の二)「神之書」を「神之御言」と改め、(四の二)「且露」を「天露」とし、(七の二)たるが如し。又單に私意を以て「高山」を「香山」と改め、(七の二)「在根良」を非として、「百船能」又は「百都舟」を以て之に擬し、(七の二)たるが如きもあり。此の如きは古典の研究としては、慎重を缺き、獨斷に走せたるものにして、眞淵の如き見識の人にして敢行せし所、常人の企つべき方法には非ず。考異上の注意の見ゆるは、「石見乃也。高角山之。木際從文。我振袖

校字

獨斷に失

乎妹見都良武香。」に、或本、初を「石見爾有。」末を「吾扶振乎。妹見監鴨。」とせりと註せる如きあり。(二の二)又今本の本文を捨て、「一云」とある方を取れるものあるは、「春去來者。野毎。著而有火之。」を人麻呂の口吻に非ずとして之を措き、一本の「春野燒火乃」を用ひ、(三の三)たるが如きに見るべし。

訓點

訓點に就いては、今本の訂せるもの多し。「背齒告目」をセトシノラメと訓み、(二の二)「遊士跡」をミヤビト、と訓める(二の二)は、春滿の考に依りしもの、又「清明已曾」をアキラケクコソと訓み、(八の二)「東。野炎。立所見而。」をヒンガシノノニカギロヒノタツミエテと訓める(二の二)類は、自見に出づる所なり。

解釋

解釋に就いては、長歌には段落を明にして其の意を釋きたるがあり。(卷二の明日香皇女木甕殯宮之時柿本朝臣人麻呂獻忍坂部皇子哥の如き)其の用意のほどを見るべし。語釋上、冠辭は多く別著に譲りたれど、其の他は詳解を施すに吝ならず。「潮左爲」を釋きて、「潮の滿る時、波の左和具をしほさる」といふ。ゐは和藝の約め也。「といひ、集中より「浪乃搯左猪」等の類例を出し、(九の二)「石根左久見」を釋きて、「岩が根を踏裂てふ言なるを、其きを延て佐久美とはいへり。」とて、祈年祭祝詞等より類例を出せり。(二の四)此く釋義と共にクォーテーションに努めたるは、契沖の代匠記にも見る所なるが、眞淵亦古學の造詣を示せり。其の他「波思吉香聞」のハシキはクハシ女、細馬のクハ

シの上略なりといへる、「安騰毛比」は率ゐる義にて、雁にも、船にも言ひ、日本紀に誘の字を訓めりといへる、孰れも古言の闡明に學識を傾倒せる跡歴々たり。卷一の別記に何佐備といふ語の四種を辨明せるなど、考察の精緻なるを見るに足れり。

語學的說

古語の釋義に語學的説明を加へたるは、右にも例を擧げたるが、尙「名告沙根」は名を告也とし、サネは二たび延べたる言にて、名ノレのレを延ぶれば、ラセとなるを、又セを延べてサネと云ふと説き、此く言を約めも延べもして、歌の調をなすは、古の常なりと論じ、「余知」は同じ類を云ふとて、下はトモンノの上のトモを略き、下のモを籠め、我が朝に初より濁る言は無し。上を略く時は有るなり。チはツレの約ナなるをチに轉せしにて、共連の義なりと説けり。此の如く延約通略の原則を以て、古語の成立を律せるは、彼の慣用手段にして、其の結果迂遠に過ぐるものあるは、上の例を以ても知るべし。語法に關しては、漸く分解的説明に入り、コソは物の中より取擧ていふ辭と斷り、「射立爲兼」のイは發言、タ、セリはタ、シと同じく崇め云ふ詞、ケンハケルランの略にて、過にし事をいふ辭也と言へる類あり。かゝる觀察の緻密なるものには、「戀乍不有者」のアラズハをアラズアランモノト知ナバの約なりとして、其の類例を別記に詳述せるにても窺ひ知るべし。此等の研究的態度は、流石に多とすべきものなり。

延約通略の利弊

句格、歌風

句格に就いて一言せるものも所々にあり。即ち長歌の末を五七七七のみにひとちめて、七言一つ

にて終れるものあることを認め、又五言の所の四言なるには其の旨註せるなどの用意あり。歌風に就いて、或は對句の妙を稱し、或は序詞の用ゐざるを愛でたるあり。批評としては、入麻呂の高市皇子尊城上殯宮之時の作歌に對し、「此哥大段は四つ、句は百四十餘ありて、この人の哥の中にも秀たり。後の世人はかゝる哥の有をもしらぬにや。一度見ば、庭すゞめおごりがり、わたのいさなのいさみつべし。」と言へるは、簡にして含蓄あり。尙、歌の排列の前後せるもの、後人の書加へし歌のある事なども言へるが、さまではとて今省けり。

右に論述せる所にて、本書の内容の如何なるものなるか、隨つて價值如何といふ事も、自ら明なるべし。素より契沖、春滿の上に研究を重ねしなれば、今日尙本書より採るべき説多けれども、採るべからざる事も亦多し。そは創意に富むと共に、獨斷に陥りたればなり。萬葉集書目提要に、

此記(著者曰、代)は歌の意を解く事の精細しきに過て、考(著者曰、萬)の直くやすらかなるにはしかず。又古言古意を解く事、考(匠記の、こ)のかたはるかにまされり。但し延約を専らせしは泥み過たるにて、此記の泥まざるにはしかず。考は文字も訓も今本はいたく誤れりさて、妄りに改めたるを、此記は大方本のまゝにて注したるは、穩當なりと云べし。たゞしあまりに今本をおし貴みて、かへりて曲説をなしたる事もあり。されど臆斷をもて忽に改易して、古書の面目を失するにはまされり。又引書の博き事、考は遠く不及。しかれども徒に群言を會萃して遂に折衷する事あたはず。これ考のすみやかなるにはしかず。これら大かた二書のおこりまさりなり。

とて、代匠記と本書と相互に優劣あるを言へるは、妥當の評と謂ふべし。

次に眞淵が人麻呂集とて、別巻に取纏めたる事に就いて、彼の意見を窺ひ置かんぞす。曰く、

此二卷(著者曰、萬葉考四、五、)の初めに、今本には柿本人麻呂哥集の哥、古哥集中の哥あるは、いご後に加へし事しるれば、除て別巻として、下の他哥集(十二)の初めに置めり。かく爲は、三つの據あり。一つには、人麻呂哥集の書體、助辭を皆省き、文字甚少くして、から哥さまになしたれば、惣て萬葉の體と異にて、此巻の同筆にあらざるなり。二つには、其人麻呂集に擧たる哥、此四五の巻に再のれるあり。同巻ならばか、らんや。三つには、集中に古哥の異を注せるに、他書はもごより、此前後の哥をも、或云、一云など書した、人麻呂集をば、皆柿本云々と注せしは、此集の中ならぬゆゑなり。か、れば此巻七より下の哥集もよりいご後に得て、此作者なき巻に添しもの也。

と、理由を陳べたり。而して歌數を検して此の人万呂哥集の歌數今本に百四十九首と註せるに、實は百五十一首あり。目錄に正述心緒歌百四十九首とあるに、實は百卅首あり。寄物陳思歌三百二首とあるに、實は三百四首あり。か、れば本亂れて彼此入りしなり。又百五十一首の中にも體の違へる有るは、一本を追加せしなるべしなど言へり。註釋は前例に準じたるが、中には註を缺ける所もあり。

追補本

次に諸成の追補本に就いて、其の内容上の所見を陳べ置くべし。此の部分は前に言ふ如き次第を以て成りしかば、眞淵の自記に非ざるは勿論にして、又講説の忠實なる筆記とも言ふべからざるは、眞淵を第三者の地位に置きたる書きぶりにて、「眞淵いへり」「眞淵はなげきぬ」「眞淵の何々の義なるべし」「何々は何々に眞淵委く云」など言へるに徴すべく、中には眞淵の説に反せる言さへ認めらる

は、卷七に「大宮人之。蕪有カウナナ。なるの奈は爾阿の約、さて此かつらなるをかづらげると訓んど、眞淵考にあれど、そは卷十九に、家持の歌に、足日本之夜麻之多日影可豆良家流ともよめれば、さも訓べし。されどかつらなるにても、歌の意とほれば、よみこしに暫したがふ。』の如き例あるを逸すべからず。以て諸成が私意にて取捨せるもの少からざるは観察に餘ありとす。彼の自説は隨所に明言せられたり。一例を示せば、卷十五の「韓衣。服ヤナシ檜乃里之。鳥待爾。玉乎師付牟。好人欲得。』の歌に、「諸成考るに、奈良の島まつは、男のおのれにたとへ、玉は前のかゞよふ玉をいひて、其玉を吾によそへなん好人をねぎおもへると見んぞやすからめ。さらば同じ相聞にて旅の意もおのづからつゝみて然らん。』とあり。此の如くなれど、諸成の創意に富める自著として認め難きは、亦其の自序にも言へる如く、其の根柢に眞淵の説の多分に横たはれるものなればなり。故に眞淵の條に附説し置く所以なり。諸成が他説に聽ける事情は、自序にも言へるが、書中に散見せる所にては、藤原菅根(全集本二五一〇頁に其の説見ゆ。以下做之。)源清良(二七六頁)田安宗武(やごこななき御説とあり。)(二五二頁)橋千蔭(二四五頁等)の説存し、又本居宣長(二五〇頁)の説、友人筑前の大藏種信(二四五七頁)の説をも加へられたるを見る。以て博引旁搜の勞多きを認むべし。たゞ其の註や概して簡略にして、後世典據として採るべきもの蓋し幾許も無からん。尙一言添ふべきは卷十二の終に、寛政七年六月の穗積與人五十三齡といふ識語ある事なり。此は諸成の自序に見ゆる天明五年に後るゝこと十年なるが、此の時諸成本を書寫せ

るものか。奥人の考説の頭書もあり。

予は萬葉考に就いて論述を了へたり。眞淵には尙萬葉集に關して、萬葉集遠江歌考、萬葉集竹取翁歌解、萬葉新採百首解(何れも賀茂眞淵全集第四所収)等有り。此等亦不問に附し難きを以て一言を費すべし。

萬葉集遠江歌考一卷は、寛保二年江戸にて撰述せし所。後年夏目薺麻呂開板して、世に傳へたるものにして、其の跋(文政三年正月識)に言ふ所は能く事情を盡せり。今左に摘録せん。

萬葉集遠江歌考

此遠江歌考は、其濱松の里なる渡邊直之が家によりて傳へたるになむあるを、おのれをさし秋のころ、此翁の五十年の祭儀(ウツリガハ)後、清原重年神主、石川依平等と、もにしばしかこに有けるほど、一日直之來りていへらく、此書よ、何ばかりの物なられど、この國人の古の歌とて註したまへるものなれば、此地の人にも、なべての世にも、知らせまほしかるを、年ころ事おこなひしのみ給ふさうけたまはれる彼類葉の書ども、櫻木に彫らする其てびごもの暇のひまに、是なもやきて取出て見するを見るに、まがふべくもあらぬ翁の筆にて、彼萬葉考註されたるほどよりは、早き世の考にして、さしも委しからぬ物にはあれど、まご直之がいへるごとく、かく埋らしてのみあらむも、れむなきことの爲れば、やがてもちかへりて、かゝるさまには物せしなりけり。

内容は集中の遠江に關する歌即ち卷一の「引馬野爾仁保布榛原」の歌を始めとして、卷十四の遠江國相開歌、卷二十の防人の歌等總て十九首を抜き出で、註を加ふ。其の註は、後の萬葉考と共通のものを検するに、略相似たるものなるが、考よりも此方の委しきあり。又此方の考に訂し、ご見ゆるもあり。「阿良多麻能。伎倍乃波也之爾。」の歌の「由吉可都麻思自」(雪賦積りし意)は、考の方には、「由吉可都麻思目」(雪か積りし意、目は助辭、自は濁音の假名なればごて目に改む。)ごあるが如し。

萬葉集竹取翁歌解

萬葉集竹取翁歌解一卷は、卷尾に「明和三年二月三日に仰せありて五日に奉りぬ。賀茂眞淵」とある如く、萬葉考初篇脱稿後、同開版前の執筆に係る。田安家に上りし物と見ゆ。此の書岸本由豆流門下の替師蘆野屋麻績一が開板する所にして、其の次第及び丸林孝之、葛田常之兩人の校正に従ひし事、且此の時既に荒木田久老の同名の書上梓せられ居りし趣等、由豆流の序並に麻績一の跋(共に文政七年正月識)に見えたり。抑、萬葉集卷十六なる此の歌は、古來難解の物とせらる。眞淵先づ歌風を論じて曰く、

この竹取が歌は明らかならぬをよくみるに、奈良の宮の初めつかたの人、強て古へめきて作れるものにて、實には古へさまにあらす。いにしへは言少く、物おろそかにいひつゞけしごとく、ふさはみえて、よく考れば、くはしき理りぞあるを、この歌は句並の長き短き、言の略きさまも強たることしられて、明らかならぬことおほし。

と。契沖が唯高古なりと評せるに比して、其の考の委しきを見る。眞淵又其の意義に就いて思ふやう、

さて此歌の意は、さかくにからごこによれりごみゆれば、文君が白頭吟、または唐詩に代り悲し翁と歌てふ詩などによよりけん。されご持統天皇の御時は、唐の則天皇后の時なれば、藤原の宮人は唐詩にはよらじ。こは奈良にいたりての歌ごみゆれば、さもあらむか。

と。而して契沖の註には探る所少しといひ、又例の今本の文字を改易し、工夫を凝して、自註を下せり。

萬葉新採
百首解

萬葉新採百首解三卷は、眞淵が「いにしへの歌は、あめつちのなしのまに／＼なる海山のごとし。しかありてあらたまの月日ごゝもに移りゆく雪風、花もみちにつきていひ出つれば、今に有ても其時をみるが如く、まこと有てめでたくなむ覺えける。」との持論に基づきて、萬葉集より短歌百首を抜萃し、以て古意古言を知るたづきとなせし物にして、卷上、春、夏、秋、冬、相聞、卷中、羈旅、卷下、遊覽、古京、皇居、雜事、宴會、賀の部立を以て之を編し、每首註解を施せり。歌の出し方は、漢字の本文の次に平假名書きのを並べ載す。註は同一の歌のを萬葉考のに較べ見るに、却つて詳細なる所多し。卷末に「附て記す」といふ數條の答問あり。中に詠歌の箴規を陳べて、歌は唯意なり、姿なり。即ち「古き詞の中に正しくも、みやびやかにも、憐にも、面白くもあらんを選びもて、其物につきて、直き一つ心をよみ出るのみ。ひどつこゝろなる時は、短歌にても思ふこといはるゝなり。」と言へる、亦彼が平生の懷抱にして、此の百首は具體的に規矩準繩を示すの意に出でたるなり。本書脱稿の年紀を闕くと雖も、「やむごとなき仰こをかしこくうけたまはり」たる結果撰述せし趣なれば、寶曆明和の交田安家に上りし物と思はる。

尙、萬葉問目、萬葉再問、萬葉疑條など傳れり。此は宣長の萬葉集中の疑義に對し、眞淵の答へ

たる物にして、彼の説を窺ふに便あり。

次に萬葉研究と密接の關係ある

冠辭考

冠辭考 十卷 (賀茂眞淵全
集第二の内)

古歌の様
式の發生

に就いて觀ん。此は枕詞に關する考究にして、卷末に「寶曆七のごしのみな月にかうがへ畢ぬ。」とあり。眞淵時に六十一歳なり。其の序文は、古歌の様式及び修辭に關する思想を披瀝せるものなり。以爲らく、上世には人の心率直なりしかば、言語も少く、形式修飾共に單純なりしならん。されど感情の發する所、言語もて謠ふ。此に於て五、七の詞あり、是天地自然の調なれば、言ふ語の少き時は、上下に言添ひて調成る。冠、杳など身に着くるが如し。即ち「はしけやしわざへの方ゆ雲る立ち來も」の類なり。是頭を旋らすといふ歌の片へなれば、片歌と名づく。又此く謠はんにも言足らずば、上に美辭を冠らしむること、「高ゆくやはやぶさ別のみおすひがね」の類なり。此の二歌の類は、後に本を混ふといふ歌の根本なり。(上の句を本、下の句を末といふ。本に末を混へたる如くなれば、混本歌の名あり。五七七の體なり。)其の頭を旋らす歌の始は、「天つちちどりましごゝなどさける利目」の歌に答へて「をどめにたゞにあはむとわがさけるとめ」と和せる類の、二つの片歌を合せて、一つに謠へる物なるべし。(旋頭歌は混本歌を二つ合せたるにて、本かと思へば末となり、末かと思へば本にかへる。依りて其の名あり。)
「いざあき振熊が痛手負はずは、には鳥のあふみの海にかつぎ

冠辭の種々相

せなわ」の類なり。此くて思ふ事多き時は、數々謠ひ連ぬるに、いよく上にも中にも冠辭を以て姿を裝ひ、調を成せり。いすぐはし鯨云々、みづ／＼し久米云々の類にて、長歌といふ。又三十一言を五句に連ねたるも、おのづから此だけにて謠ひ終れるにて、「蘆原の繁チヤき小家チヤに菅たゝみやさやしきてわがふたりねし」の類なり。是短歌の人代となりての始ならん。而して其の言足らざる時は、主想を末に言ひ、他語を本に冠らせて、短歌の調を整ふ。此は後に生せし物ながら、其の意は上世の片歌に異ならず。即ち「みもろの嚴イカシ櫃イカシがもと櫃イカシがもと、ゆゝしきかも櫃原をどめ」の類にして、後にいふ序歌フイデの始なるべしとて、古歌各種の様式の發生を考究せり。其の説く所、歌調と言ひ、歌體と言ひ、技巧の餘に出でずして、殆ど時代を逐うて自然に成れる如く論じ來れる點に、眞淵の古歌觀の特色を想見すべきなり。次に冠辭の種々相を分類して、

- 象カガチを譬ふるもの……………ひさかたのあめ
- 故を言ふもの……………そらみつ大和
- 性を舉ぐるもの……………ちはやぶる神
- 本ホを稱ふるもの……………たらちれの母
- 類ルビを引くもの……………わか草のつま

とし、本書掲ぐる所の冠辭三百四十餘（其の用の方よりすれば約六百）に達せるを言ひ、更に冠辭は歌のみならず、文章にも及べる（眞髮ふるくしなだひめ、青雲の白肩の津の類、）を言ひ、此くて

冠辭の特徴を高唱して、我が國語の宮振ミヤウラは之に若く無し、之を精しく知るは、古意を明むる所以なりとなせり。

次に「附ていふ」と題せる例言あり。先づ枕詞を荷田東方呂の「かうむりことば」と云へるに賛し、枕詞とは古き雅言ミヤヒゴトと聞えず。枕は夜の物にて片より、冠は日の物にて専ら也。物を上におく事を冠らすといふも、古今に通せる語なれば、之に據る。公望の日本紀私記に之を發語と書けるを以て、枕詞といふ語は延喜承平の比迄は無くて、後に言ひ出でしなりと言ひ、次に冠辭の意も詞も、後の世に思ひ來しとは異なるもあり。「ひさかたの空」の如し。又清濁によりて異なるは、「さゝなみのしが」「さゝら波いそこせち」の類なり。今の眞名の訓を改めたるに、「みくさかる」を「みすさかる」とせる類もありと斷り、或説に「天降アメノリつくかく山」「花ぐはしさくら」等は冠辭ならずとすれど、故由をいふを冠辭ならずとせば、「ちはやぶる神」等を奈何せんと辨じ、冠辭の起原は邈焉として遠く、藤原、奈良の朝に起りしは少しと斷じ、其の用法に變遷ありて、用を體にいひなせるもの始り、奈良に至りては、「青によしくぬち」「あしびきの岩ね」などいひ、平安京となりては、「たちちね」を母、「もゝしき」を大宮の意とせりとて、源流を究めずして、末に走るなからんを誠め、本書は冠辭を以て排列したれば、他部に擧げたるを彼是参照すべきこと、「秋山のしたべる妹」「春山のしなひさかえ」「夏草のしなえ」の如しと注意し、本書の排列は、五十音順なる事を言ひ、序を

用法の變遷

五十音の

以て、古語を辨へ知るには五十音に據るべき由に及び、こゝにも縦横の通ひ(縦韻、横韻)反りは勿論、ことおこすこゝる(發韻)ことをはるこゝる(竟韻)こと過る(過去)韻、おほする(令)韻、うごく(用)韻、うごかぬ(體)韻、のぶることば(延語)つゞむることば(約語)回りて通ふ語、ふたゞび通はせる語、正しく濁る語、便りに(音使)濁る語、清むと濁ると通ふ語、半ば濁る語等の例をも擧げたり、委しくは別著語意考に譲ると言ひ、又假名は古語を解く鍵なれば、古事記より和名抄までの古書を準據として書けりと言ひ、尙、古は語を主とし、字を奴として用ゐたるを一言し、万葉集などに後人の誤寫あるものは元に還して見るべきこと、記紀共通の事項は記を據とす、されど紀にて其の理の明なるは、之を取る、舊事紀は採らざること等を言へり。

右に擧ぐる所によりて、本書の内容、組織並に研究法等は略了解せらるべし。今予の所見を加へんに、先づ本書に採録せる枕詞は大體に於て妥當にして、諸書より拾ひ來りて、能く其の性質、用法を甄別せし勞の多大なりしは、推測に餘有りと言はざるべからず。然れども、中には、往々枕詞と目し難き語をも編入せり。例へば萬葉卷三の「旦開。擄去師船之。」同卷九の「朝開。擄出而我。」の「あさびらき」の如き是にして、眞に千慮の一失か。後の千蔭の略解、雅澄の古義に、之を枕詞として取扱ひ居らざるは、寧ろ至當の事なり。

本書の具體的記載例を言はゞ、「あかねさす」の條にては、万葉卷二の「赤根刺。日之盡。」等を引

解釋の例

證して、赤き氣のさす日とつゞけたり。阿加禰の加禰の反は氣也。約めては阿氣といひ、延べては阿加禰といふ。茜も根も借字なりと言ひ、次に万葉卷十三の「赤根刺。晝者終爾。」等を引證して、日の一言にかゝることは異にて、明き意にて晝と續けしならん、萬葉卷十一に、「赤根刺。所光月夜邇。」とも、同卷一に、「茜草指。武良前野逝。」なども言へるを以てなり。紫も赤き氣の匂ふなれば續けたりと説き、萬葉卷十六に、「赤根佐須。君之情志。」も同意にて、丹着妹、朱羅引子の如く、紅顔を言ふと釋けり。又梓弓の條にては、引くと續けし例を擧げ、末ども、本末ども、末中ども續くるものあるを言ひ、萬葉卷三に、「梓弓。引豊國乃。鏡山。」は、弓を引きたよむと云ふ語を略き通はせて、ひきとよとは續く。又弓を引けばたをみて、本末のよる故に、「梓弓引けば本末わが方によるこそまされ」とも語を足していひ下すは、「舊衣、着檜の山、吾妹子に、衣借香、」の類なりと説き、「よる」を「よら」と轉じて言ひ續けたるもの、「張る」と續けたるもの等にも言及せり。

研究資料

其の研究資料として取扱へるは、萬葉集の用例を主とし、溯りては記紀に及び、降りては古今、後撰に及べり。例へば「大幣の、引手あまたに、」は古今より採り、「水の沫のうたがた人に、」は後撰より採りたるにて、萬葉以前に用例無き物たり。

解釋の得

眞淵が枕詞の釋義を下すや、一方ならず心を凝らし、は、「凡いにしへは人の心なほければ、いふことも、なすわざもやすらかなれど、世くだち、語轉りて、今より思ひはかるには、いとしもかた

き也。」と言へるにても推察せらる。されば本書に説く所、永く後人の典據となれるものあるは當然なれど、中には餘に迂遠にして、異説の起るの已むなきを致せるものあり。例へば「あらたまの」は、明玉の貴しといふ意にて、年に言掛けしならんと説き、「なまよみの」は、生弓の返るを甲斐に言掛けしなるべしと説き、「おしてや」は、襲ひ立てる浪急之崎の意にて、おしてやなにはのささと云ふと説けるが如し。而して考究の餘、兩説を立てたる物もあるは、「いなめの」は、且の目といふ語にて、アシを反せばイ、タとナとは通韻なりと説くと共に、寢目明とも心得べしと言ひ、「しながごり」は、息長鳥にて鶺鴒なりと言ふと共に、鶺鴒鳥の略かとも説けるに見るべし。

本書には契沖の説を駁せる所あり。「あきやまの」の條の細註に、或人の説と擧げたるを、代匠記に引合せ見るに、まさしく契沖の説なり。尙、本書の解説が、長流の燭明抄及び契沖の代匠記と如何に異なるかは、「あさもよし」の條の細註の初のは燭明抄に對して云爲し、次のは代匠記に對して云爲せるものにて、最も適例となすに足れり。其の引用して贅せる他説には、流石に其の師春滿のを尤とす。「いなむしろ」「うまごりの」の條に其の例あり。在滿の言を採れるも亦見え、門人下部高豐の説にも及べるあり。

之を要するに、本書は長流の燭明抄及び契沖の代匠記を凌駕して、枕詞研究に一時期を劃せる文學並に語學上の名著にして、最も能く彼の學識の圓熟を證するに足る。其の永く後人を裨益せるは、

他説に對する態度

價值

今更言ふまでもなし。而して此の種の研究を促す機縁を作りしは看過し難く、其の増修本の出でしもの一二に止らざるは、後節を参照すべし。

記紀の歌謠を註したる眞淵が、更に神樂、催馬樂、風俗の方面の撰述をなせるは、當然の徑路にして、又興味有る事とす。左に之を一瞥せん。

神樂歌考

神樂歌考 一卷 (賀茂眞淵全 集第二の内)

催馬樂考

催馬樂考 一卷 (前)

は、共に聯關せる物にて、同時の著述と思はるゝが、前者には類似の別著にして、明和三年の稿なる旨の自跋ある

神遊考

神遊考 一卷 (賀茂眞淵全 集第二の内)

あり。之に就いて思はるゝは、守部の入文に、「岡部氏の考と云にも、今は三本あり。其一本は釋言いとあらし。今一本は少し詞數あれども、まだしき説多かり。それには頭に近頃の人の書入有て、宣長、久老其外の人々の説を引るもあり。又今一本は、江戸の安田躬弦といひし人少しづゝ改て、更に注せしさまに直せしなり。凡如此三本はあれども、もとは皆一つ物にて云々」と言ひ、直好の梁塵後抄に、眞淵の考、魚彦の補ひたる寫本有りと言へることなり。されば類本の數種に上れるを知るべし。

神樂歌の註なる前記兩著を比較するに、神遊考は神樂歌考とは別の本に據りしものにて、歌の順序に前後の異同あり。且終に東遊歌、駿河歌、毛止女子歌、於保比禮を附加せり。而して神樂歌考は本文を平假名交りにて出せるに、神遊考は樂家傳本の通に眞字假名にて出せり。註釋は神遊考の方神樂歌考よりは遙に詳なり。例へば、總角を神樂歌考には、「あげまきは男の童の髪を卷あげて有をいふ。」とのみ註せるに、神遊考には、「先、凡にていふ時は、八歳より十五六の歳までは、男女ともに髪ゆはで、わらゝけて有故に、わらはといふ。又男のわらはゝみづらゆふとて、ひたひ髪を分て、二所にゆふをあげまきともいふなり。(下略)」など註せるが如し。神遊考が増修本なるは想察に難からず。

神遊及び神樂の事、神遊考の冒頭に述べたる中に、

古今歌集の大歌所の御歌の條に、かみあそびの歌と標して、それに爰の取物の歌どもを擧たるに、かぐら歌といはで、神あそびの歌と云るせし事、其比までも皇朝言にては、神あそびといひし事顯かなり。か、れば加具長てふことばは、後にからさまに神樂と書初たるを、しんらくともいはず、中々に神をば訓、樂をば音に唱へし俗言語成べし。

さて、「かみあそび」を雅正とし、「かぐら」を俗とせるは、彼の學說の一端として注意すべし。

篠波の中の「いこせに、まいこせにせむや」の語を釋きて、「古本、伊止己世とある世は女の誤なり。寢床妻に眞寢床妻に爲んといふなり。此末歌に、與女乎江須止天といへるは、即この言

なるをむかへ見よ。是を從兄弟といへる説は、歌の理も聞えず。又女を兄と云ふも無きことなれば、從ふべからず。」と言へる如きは、舊説の上に自説を立てたる一例なり。畢竟するに兼良の愚案抄に一步を進めたる著なり。

催馬樂考は全體に粗雑なる物にて、神遊考に比して遜色あり。催馬樂に對する考察左の如し。

神樂に前張有。それが拍子にうたふ故に、是もさいばりの名を負しものなり。其三度拍子になること、上の巻にいふが如し。然るにこれをばからの唐の世に、催花樂てふ樂の有しなもて、好事の者の後に催馬樂と書つらむを、三代實錄にもしかるせしか。さて後々の人其字につきて、或抄(著者曰、兼良の愚案抄のことなり。國文註釋)の如き説をなせしことあるし。か、る説は後人のくせなり。催馬樂と書ても、猶さいばりと云べくおほゆ。

神樂の前張を名義の原本と言ふは一説に備ふべし。催馬樂と書きても、さいばりと訓むとは、何人も首肯せざる所なり。語釋は大略に止り、而も誤謬さへ散見す。眞淵の名を重からしむる所以の述作にはあらず。尙、彼の紀行文たる旅のなぐさ一名西歸の中に、催馬樂の貫河及び櫻人に關する考説あり。併せ觀るべきなり。次に

風俗歌考

風俗歌考 一卷(賀茂眞淵全集第二の内)

は、乎津久波、小由流木以下の風俗歌の略註なり。先づ本文を平假名にて出し、催馬樂考の如き程度の釋義をものしたるに過ぎず。唯此の方面にては、似閑の萬葉緯と共に有益なる資料と目すべきのみ。

古今集關係の撰著

次に古今集に關する撰著の傳れるものを見るに、數種あり。

續萬葉論

續萬葉論 廿卷(賀茂真淵全集第一の内)

古今和歌集打聽

古今和歌集打聽 廿卷(同前)

と、別に同集假名序のみに就きて、

古今集序表考並別考

古今集序表考 一卷 同別考 一卷(同前)

古今序考

あり。此の序表考並別考は内山真龍の寫せる所にして、別考の跋に、「明和二年の春加茂真淵六十九の齡にて考侍る」とあり。此の真龍本には別本あり。予の藏本は古今序考と題し、上下二卷合一冊の寫本なるが、同一本文に關する考と別考との文を併合せる物にして、全集本と體裁を異にせり。

古今序註釋

又宮内省圖書寮に古今序註釋(二卷、寫本)といふを藏せらるゝが、此は全集本の別考と同一物なり。(帝室和漢圖書目錄に、了弊撰とあるは誤也。)此の真龍本(寧ろ予の藏本)を執りて、續萬葉論の序註に較べ視るに、兩々符節を合するが如し。故に此は別著として行はるれど、續萬葉論の一部と考へ置きて可なる物なり。尙特殊の問題を取扱ひたる物に、

古今和歌集左注論

古今和歌集左注論 一卷(予の藏する寫本に據る)

あり。(之を在滿の著と傳ふるは誤と認む。)卷頭標題の次に、更に委しく、「寛保二年九月徳川金吾君に奉る(著者曰、田安家書に延享三年とあれど、之に據れば在滿を介して其以前より置書を察せり見ゆ。)ほのく」と明石の浦の哥の作者論并古今和歌集左注論」とあり。

真淵四十六歳の撰にして、遠江歌考と共に、彼の著作中最も早く成れる物なり。(予の藏本は天明四年羽根真清の寫せるを、更に寛政十二年宇宙亭保光の寫せるなり。)書中論ずる所は、「ほのく」との歌の作者の事外左註卅九項に就きて、(日本紀和歌略註に、古今の古註の事を四十條許御事ありと言へるにも合へり。)概ね其の謂はれ無きを考證せり。殊に「ほのく」との歌を人麿の作とする註に就きて、其の然らざる所以を卷首及び卷尾に詳論せるは注目すべく、各條皆彼の超邁なる識見を示せり。

又真淵全集に續萬葉集秘説といふを收む。されど仔細に檢するに、真淵の述作に非ず。同書卷尾に、「圓珠庵契沖師説、賀茂縣主真淵考書加筆、谷川淡齋士清同、本居春庵宜長同、」とあるにても知らるゝ如く、後人が契沖の餘材抄の要領を抄出して本文とせるものにして、且真淵其の他の説を頭書とせるなり。頭書には尙、「敏云(小篠氏)」「經雅云(荒木田氏)」とあるもの見ゆ。何の故に之を真淵全集に加へたるか。人をして惑はしむるものと謂ふべし。

論と打聽との差異

續萬葉論は註解詳細に互り、且或間を設けて反覆絮説せる所さへあるが、打聽は概して簡略なり。

例へば貫之の「袖ひちてむすびし水のこほれるをはるたつけふの風やとくらむ」の註、前者は、

そでひちては、袖ひたしてなり。多志のつゞめ知なり。さればひたしても、ひちても同事なり。和語のならひ、約言、延言と云事有て、二語三語ないし五言六言にても、一語に約め、又一言を二語三語に延ていふ事もあり。歌の詞にはそりわき多ことなり。是を辨ぜずして、語を解せん事は有まじきなり。結びし水とは、手して斟もてするは、物を結ぶがごとくなればいふなり。夏時に手にむすびたりし泉などの冬に成て水れるを今春立風の吹て、其水のとけ行ことを、かくいひつゞけたるにて、たけたかく餘情有なり。袖ひちて結びしといふに、風や解らん語を合せたる、古詠の格なり。(後略)

とし、後者は、

是は時々に移行をいへり。二句は夏、氷るは冬、其間に秋を省けり。さてその氷をば、春立今日の風は解らんさよめり。萬葉に冬こもり春べを戀て植し木の子なる時までかたまつ我ぞこよめるも、年月の移行事也。

とせり。打聽の内容概ね此の如しと雖も、論に比して、却つて能く要領を得、後世の學者亦多く之を參考せる跡あるを以て、是に依りて眞淵の古今集研究の狀を察知せんことは、妥當なるべきを想ふ。故にこゝには論の方を擱けり。

打聽の成

抑、打聽は野村長ひらの妻ごもひ子(縣居門人録に、「櫻田大膳大夫殿」が眞淵に問ひ學べる筆記にして、奥辨ひごあり。毛利家に仕ふ。)が眞淵に問ひ學べる筆記にして、長ひらの弟遜志(ソノモト)が上田秋成の友なる關係より、秋成之を修補して、寛政改元歳開版せる書なり。而して秋成の言ふ所に據れば、稿本は往々師翁筆執り代り、又宇万伎の助勢せし筆跡も多しこのことなり。

見解

本書を通覽するに、眞淵一流の精到なる見解の隨所に存するを認む。彼は古今和歌集といふ題號の和歌(併せて假名序のやまご歌)に就いて、其の頃、歌をやまご歌と云へるを以て和歌と書けるが、萬葉集に和歌と書けるは、答歌の事なり。或は漢詩(カラウカ)に對して日本哥(ヤマト)と書けるもあれど、漢籍に泥めり。唐國は代々天子立代りて、國號も異なれば、周詩、漢詩、唐詩など云へど、それも其の代には云はず、世代りて云ふなり。我が國にては更にやまご歌と云ふべきに非ずと論じたるあり。假名序の古註に就いて、此は凡そ天曆の末より圓融、花山の御比などに、古の事を能くも心得ぬ人の所業なり。仍つ

て註毎に難有りと言へるあり。(集中の左註に就いても同様に見よ。其の文意左註論に合致す。)又假名序に授人の摺入あるを看破して、左の如く論せるあり。何れも注目すべし。

さて、のかくつたはるうちにも云下に、「奈良の御時よりぞひろまりける。かのおほん世や哥のこゝろをしらしめしたりけん。かのおほん時に、おほきみつのくらゐ」此章は後に書そへたるものとみゆるは、先萬葉集を委しく見るに、飛鳥藤原の御代にこそ、上下共に哥を心得てさかりなりけれ。奈良にいたりては、や、おさるへて有ける、そのうへ、人丸も奈良の比まで在し人とおもへるにや。云にも足ぬ事也。人丸始は東宮の舍人にて、末に石見掾(イソミノサマ)か、目の間にて、藤原の末に石見にて終られし事、萬葉集に見えたりしを、正三位(マサミチノミヤ)と書るは、より所もなき事也。是必貫之の言にあらじ。

諸本の對校

諸本の對校に就きては、殊に意を用ゐたること最も顯著なり。「野べちかく家のしせれば」は「をれば」「すれば」といふ本を取らず、「せれば」に一決し、「たをりもてこむ見ぬ人のため」は、「たをりてもこむ」を非とし、古今六帖に據りて此く定め、「木づたへばおのが羽風にちる花を」は、二の句顯昭本には「おのが羽吹(ハブク)に」とあり、六帖並に定家本には羽風と見ゆ。元は羽吹なりしならんと註し、「よそにみてかへらん人に藤の花はひまつはれよ」の末句、今本「枝は折るごも」を、六帖に據りて「とかんまをだに」と改めて出し、理由を註して、「此僧正の口ぶり也。枝は折ごもといへるは、とわりつきす、詞もよしなし。さて立よりて即(ヤカ)かへりける故に、しばしもごめばやご名殘思ふよしにて、藤かづらの其人にはひまつはれよ、それをごかむあひだをだにごめばやご也。彼をどめのすがたしばしごめむに似たり。」と言ひ、「白雲にはねうちかはしご雁のかげさへみゆ

る秋の夜の月」と出しては、顯昭本の「影さへ」の方を採りて、定家本の「數さへ」に従はず。そは新撰萬葉にも影さへとありて、左の詩に秋天飛翔雁影見さへありと辨せり。此等其の識見は稱すべけれど、考異を示すに止らずして、一家の見を以て妄に本文を改正するに過ぎたる觀ありとす。卷二春歌下の終に一本即ち慈鎮和尚の本といふ物の異同を載せたるは、亦注目すべし。左の如し。

たれこめて春の行へも云哥の次に、

つらゆき

さくらのやま水にちりけるを

ゆく水に風の吹いる、さくらばなきえずながる、雪かさぞみる

又ここならばさかすやはあらぬの哥の次に、

眞之

雲林院にまかりて櫻の散けるをよめる

註釋

註釋上、先註が廣く参照せられたるは明なるが、此の事は秋成の例言に記す所最も之を悉せり。

曰く、

顯昭の注、京極(著者曰、定家のこと)の密勅をいしへて、ちかくは我郷の契沖が抄に到るまで、あまねく見まほしつゝ、さてみづからのこゝろをばこそわられし也。それが中に、其證據を引出たるも、其義理を説なせるも、大かたは契沖がいへるにひきつなりと見ゆるは、古へ學ぶ人の心の異途ゆかされば也。されど彼は猶さき得ざる所の有げにて、此論説はありしなり。

と。眞淵が契沖より益を受くることの多大なるを想ふべし。されど語釋の如き、契沖の餘材抄よりも一步を進めたるものあること、例へば「から紅に水くゝるとは」の「くゝる」を餘材抄には誤り

て、泳也、潜也とせるに、これには、

或家の傳に、泳にあらず、絞也と云ぞよき。絞は絹を紅のくゝり染にせし、それに見なせる也。六帖に木葉皆から紅にくゝるとて霜のあやにもおきまさる哉とよめるも絞染なればこそ、霜のあやにもさいへ。且此哥くゝるにあらぬ證は、水と云詞も見えず。よてくゝり染てふとをよめると思定むべし。

歌評

と言へるが如し。往々其の説には、「春霞立てるやいづこ」の「たてる」を非とし、「たゝる」を古言なりとて取れるが如き僻せるものもあれば、宣長の遠鏡に於ける批評などに照して、本書を斟酌せざるべからず。眞淵は一首の總意を釋くに、句の順序の轉倒を以てせる事尠からず。此は一つには初學に對する一手段とも見るべし。又歌の風體の批評に互れる言辭を爲せるは、本書の閱讀に際して最も興味ある所にして、蓋し出色の文字といふべからん。讀人しらすの「春霞たゝるやいづこみよし野の吉野の山に雪はふりつゝ」に就いて、「奈良の朝の比の人のよめる成べし。此哥のすなほにたけ高きを見て、上の袖ひぢてのこまかなるを思ひくらべよ。今此集の比は、やゝ風躰のくだりぬる也。」と評し、(尙、萬葉考なる歌風五變説を参照すべし。)或は伊勢の「春霞たつをみすてゝ行雁は花なき里にすみやならへる」を、「いとほかなくておもしろき歌也。」と品し、敏行の「秋きぬとめにはさやかに見えねども風の音にぞおどろかれぬる」を「意詞よくとゝのひて明らか也。かく事ひろく打しづまりてよむ事のかたき也。」と評したるなど、鑑識の時流を抜けるを想見すべし。

三代集總

眞淵は尙、三代集總說(賀茂眞淵全 集第一の内)といふ草稿一冊を遺せり。寶曆十二年の撰なり。此は古今傳受の由來、其の三鳥、三草、三木の事及び後撰、拾遺兩集の總考を述べたるなり。轉じて伊勢物語に關する撰著に移らん。そは

伊勢物語古意

六卷(賀茂眞淵全 集第四の内)

なり。此は上田秋成が校正して、寛政五年上梓せる物にして、其の次第を序の中に述べて、「こたび伊勢物語のいにしへなるころをときあかせしふみ、あがたみの翁のしるしおかれしを心はしらすして、宮古にあづまに、千代の古道おなじたどりする人々の藏めたまへるをもちつごへつゝ、ひと言をだもたがへじと物せしを、なほいかばかりのあやまちをやしいでつらむ。讀見む人こそたすけ正したまへ。」と言へり。

總論八條
物語觀

卷頭に總論八個條あり。物がたりはの條は、先づ物語の意義を「實の録のどくはあらで、世の人のかたり傳へ來し事を、眞言、寓言をも問ず、其かたるまに、書集たるてふ意にて、今云むかし、の例なし物がたりに同じ。」と定め、其の「文よく書たれば、こよなき心やり種ごぞなりける。」と言へるが、此は物語の實録に異なる所以を明にし、其の用の遺悶娛樂にあるを認め居れるものにして、妥當なる見なり。而して右に次いで、世人往々此の物語を目して實録同様とするを非とし、更に左の如く、物語の種類を「そらごと」と「實の事」との二つに分ちて實例を充てたり。

竹取翁物語 他國の物語をこゝの如く作る。

伊勢物語と源氏物語 こゝにありし事をあらぬさまに作る。

宇津保物語と落窪物語 據れる所あるか定かには言ひ難し。

大和物語と今昔物語 作者自ら巧めるならで開書なれば虚實相交る。

榮花物語 時の有様を見聞し、又他人の日記等を書入る。

實の事

そら言

伊勢と源氏とを共に準據の存するそら言物語とせる考は、一家の説として注目すべし。これに就きては、素より世に異論もある事なれば、左の如く辯疏せり。

伊勢は、業平朝臣を専らおもひて、それならぬ如く作り、且それがあまりに、いさよまじき事をも書つられたり。さらば實事かといはんに、それならぬことく書なせるからは、此朝臣の状をかりて書るのみにて、そら言物がたり也。源氏は、作れる人の在る世の事を憶ひて書るが、猶其人のありさまを定かにも擬す、さまざま書たり。且むかしのみかごの御名を親などして、罪を逃れたるものぞ。然れば是はたもこよりそら言也。

題號の説

次に伊勢物語と名づけたるはの條は、東麻侶(春滿)の一説を穩にして古意に適へりとして賛せり。そは初の條ならねど、伊勢齋宮の事、又末にも伊勢の事出でたれば、此く名づけたりといふに據るべきか。大和物語は、今の京の事多けれど、大和にてありし事をも書きたれば、此く名づけたりと見ゆるを對へ思ふべしと云ふにあり。

業平朝臣の自らの記ならぬはの條は、今、世に在る本の末に、「在原中將之自記也云々。因茲有作者謙退比興之詞等。」とあるに就いて、其の非なる所以(法を犯し、事を記して子孫に傳ふるが如き)

事あるまじなどの點）を説き、伊勢の御の書たらぬはの條は、此の物語は、女の書けるさまならず、男の而も文に巧なる人の書ける物なりといふを主要なる論點とせり。

著作年代の說

時世のたがへるはの條は、或説の如く單に芹河行幸の事のみならず、各條殆ど相違の事ありとて例證し、又官位等も出づる人毎に違へりと言へり。つくれる時代はの條は、此の物語の著作年代を後撰集に次ぐべきものと考へ、其の理由を陳べて、

古今六帖に合せて見るときは、在原元方、紀友則、壬生忠岑等のをも取て、此文の哥とし、それより後なる天曆の比の博士橋直幹の哥をすらす入たり。これらも彼陽成上皇は天曆のはじめまでおはしまさんに、御母后の密を、あらはならでも、文に作り出ん事有べからず。はたその外にも、其後なるべくおほゆるが多し。

と言へり。（但、順朝臣の名の見えたるは、後人の裏書なりと追記せり。）契沖が天曆の比より遂に後となせるよりは少しく測れども、古今集以後の物とするは兩者同一意見なり。

眞名本を推稱す

古しへの本、今の本、又作者はの條は、六條宮御撰と稱せらるゝ眞名本（前に論述せり）を古本として推稱し、「いにしへをしれる人の筆にて、文もど、のひ、義も明らけし。」と言ひて、著しく研究上の所依とし、今本を第二に置けるが、此の事は春滿に倣ひたる趣に見ゆ。偏失の嫌を免れず。次に物語の作者は多くは名を隠せるものなれば、強ひて穿鑿するは無用なりと言へり。むかし男てふはの條は、此の男とは、業平朝臣を云ふが如しと雖も、そら言物語なるを心得て、

源氏を貶し伊勢を揚ぐ

業平にして業平ならずと知れと説き、併せて此の物語を古文の例として熟せば、未々の物語を釋くこと易し。就中源氏物語は此の文を敷衍せる所多しとの師説は宜なりと言ひ、文品上より源氏を貶し、伊勢を揚げて曰く、「源氏の言葉はまねぶべし。此詞はうつしとる事難し。源氏は後によれる文にて、事を書くし、かつこゝろと葉ともに薄し。伊勢はいにしへにつきたる物にて、心とばと少くて篤き也。」と。此の論、批評の準繩が簡素なる古文に在るより來れるものにして、公平に考ふれば、彼の一種の好古癖に傾けるものなり。

註釋

以下註釋の内容を吟味すべきが、先づ本文に於ては、總論に言へる如く、古本を信用せること著しく、殊更に「ならの花洛」「長安」「浪渡」「五更」等の漢字を該本より採りて充て用ゐ、又古本の文詞に従ひて、今本を非とせるものには、「春日野の若紫のすりごころも」の歌の次の詞を「となんいへりける」と擧げて、「古本かくの如し。今本に、おひつきてと有はわろし。」と註せる、「月やあらぬ春や昔の春ならぬ」の歌の前なる詞も、専ら古本に據りて、「又のとしのむ月に、まへの梅のさかりなるに、去年をおもひ出て、かのにしのたいに往て、立而見出而雖見」に似るべくもあらず。云々」と出せるなどあり。又古本を以て脱文を填補せるには、卷二に「昔男女乎盜而往道介云々」の一段の如きあり。尙又裏書摺入の指摘をなせるは、眞淵の意見として、一の注目すべきことに屬せり。即ち「おもひあらば葎の宿にねもしなん」の歌の次に、「二條の後のまだみかごにもつかうま

つりたまはで、たゞうごにておはしける時の事也。」とあるを裏書と認め、註して曰く、

こは後人の裏書也。今ある古本にもあれど、後に册子（トキ）させる時、表へ出して書る物也。されば古本には、或は行な異にし、或は本文の間に字を闕（ツ）にして、分目を見せたり。さて後人の裏書也と云は、本文はたゞひ業平朝臣の哥（ウタ）を擧るも、端書を異にし、又名を出せる人なば、時世官位をさへいことに書かへて、必其人にあらぬさまに書たるを、かく定々（ツツ）後の御名を出せる事、此文の旨に大にそむけり。

此の類數個所あり。

史實の考

史實の考究は一段の注意を加へたること著しく、卷四の末に添へたる皇太后并御息所大原野に詣たまへる考の如きは、頗る精細にして、自ら「惣てこれらのうたがひは、三十年ばかりおもひ來つゝ、漸しるせり。」とさへ言へり。其の熱心を想ふべし。而して、中に「そもく古事を考るには、先實錄實記を見て、有べき限りは其に従て事を定めて後、よろづを思ひめぐらすべし。」と研究態度を明にせり。此の意味に於て、惟喬親王に關する傳説の如きも、能く謬妄を排して、契沖の臆斷に説く所と歸結を同じうせり。曰く、

此み（著者曰、惟喬）惟仁の太子と御位争ひたまひしてふ事、後に云は流言（ウタガハシ）とみえたり。三代實錄に、此み子出家の、ち、封戸（ア）を辭し給ふ表文三度までありし、其勅答の狀を思ふに、さるみあらそひ有しとは聞えざる也。かの大枝をこえてなご童謡も有しをおもへば、世にはかたむきし人も有けん。さればさまん（い）ひけんかし。

語釋

語釋には舊説を打破せるもの尠からず。芥川を内裏に在りといふを非とし、（自説としては）「延喜式に、攝津國島下郡に、阿久刀神社あり。此所の河を云つらん云々」と示せり。）くだかけを、東國にて家をくだといへば、家鶏の義なりとする説を非とし、そは元眞集の歌の誤解より來れるものと辨じ、又かけは家鶏といふ字音の語なりとの説をも否定して、古事記の八千矛の神の歌を證として、上古に字音の語無きを言へる（自説としては、興津正辰の百濟雞の義とせるに賛せり。）が如し。尙彼の語釋の狀を検するに、多くは反覆丁寧なり。例へば、「みやび」を釋きて、「みやびは宮風に、都の手ぶりを始めて、何にても風流なる事を云。いやしげなる事を鄙風、里風など云をむかへてしらる。さて夫利の約めは備なれば、延ては宮ぶり、約めてはみやびと云。」といひ、「あがた」を釋きて、「あがたは班田の意也。いにしへは、諸國へ班田使をつかはされて、六年に一度、國ごこの田地を改めて、人ごとに頒ちたまへり。故にあがたてふ名はあり。さて御使は國府にごままりて、其事定めたまへば、國府を指て縣ともいひ、又一郡をさせる所も侍り。且るなかとは田居（カ）之方（カ）の意なるを、田を略（ツ）き云ふと聞ゆ。然ればあがたごぬなかは、こまかにいふ時は別なれど、すべては同じともなれり。」といへるを見るべし。古今集打聽の講説よりは、概して詳密なり。

次に考證の一方面として見るべきは、此の物語の歌と他集の歌との關係に就いて、既に契沖が略勢語臆斷に考證せる所なるを、眞淵亦更に廣く又委しく考證せる事なり。其の説數件を抜き出せば、

他集の歌との關係

左の如し。

みちのくのしのぶもぢぢてふ哥は、古今集に入たる融公の哥にて、かの集には、下の句亂れんとおもふ我ならなくにあり。然るを此文には、古哥を引上て云にも、詞をわざとかへて出せるが一つの巧也。下の條に、蘆の屋の瀬の鹽やさいまなみつげのをぐしもさす來にけりさて、蘆屋の里の古哥とせるは、しがの鹽はめかり鹽やさいまなみ柳笛の小柳よりも見なくにふ萬葉の哥を、國とるをも、詞をもかへて戯れたり。此意を得て、此ふみをば見るべし。

「忘るなよほごは雲むになりとも」の歌に就きて、

こは拾遺集に、橋のたゞもさ人のむすめにしのびて物いひ侍りける比、さほき所にまかり侍るさて、此女のもこにいひつかはしけると端書して入たれば、直幹の哥なるを、こゝに似付たれば、一條とせる也。是も又此文は村上の御代の末に書たる一つの證也。

「むさし野はけふはなやきそ」の歌に就きて、

こは古今集に、春日野は云々さて、春の初めの野遊の哥なるを、初の句のみかへて、詞を右の如くいさもこさまに作りて、一つの條とせし也。春日野はけふはなやきそ云々よめるは、えもいはするはしう面白し。且隠れりさは、其野の中にあるを大やうにいへるにて、宮びたるを、此文にては、女も男も草村の中にかくれこもれる事になせるは、語もせまり、意もいやしげにて、古人の意にあらず。まことに笑ひに備ふるのみの條也。然るに顯昭等をはじめて、此文は古今集より前に有しを、春日野とほしてえらびされり云は、いふにも足す、古哥をよく意得ぬさまは、いぶかし。

「風吹けばおきつしら波たつた山」の歌に就きて、

こは萬葉に、海底おきつ白浪立田山いつかこえなん妹があたり見ん、又、二人ゆけご行過がたき秋山をいかでか君がひこりこゆらん、又、玉かつまじまぐま山の夕ぐれにひこりか君が山路こゆらん、これらをも古今集には、風吹けば云々少しかへ

てよみたるを、又此文にそりて、端書を作りて、一つの物語とせし也。さて萬葉などにては、本の一二句はたゞ序にて、末もかくれたる事なし。此文にそりては、白波に遊人の事もふくめて、さる深く嵯峨しき山のぬす人さへあらん所の夜のかよひ路を、女心に悲しめるよしになせるなるべし。いかにぞなれば、拾遺集に、旅人のぬす人にあひたるかたかける所さて、白なみのたつ田の山に入にけりおなじがさしの名にやがれんこよみたれば、此山にはぬす人のなるこいふにつきて、彼白波をもさる意也と云説も、はやくより有しと見えたり。かゝるまことに事を含むるが、此記者の常に侍り。

此の問題は、此の物語の成立を考究する上に重大なる交渉を有せり。此の意味に於て、眞淵の考究せる所は、有力なる資料となるべきものとす。

尙、總論に春滿の説を引き、源氏物語は此の物語の敷衍たる個所あるを言へるに就きて、其の實例に及べるが、そは例へば、冒頭の一段に、「おもほえず、ふるさどにいとはしたなくてありければ、こゝちまごひにけり。」とあるに對して、考説に曰く、

かゝる故郷に、おもほえず、よろしき人のわびしげにて在るを見ては、不意心にしみておぼゆべき也。源氏のは、き木の巻に、あばれたらんむぐらの門に、思ひのほかにはらうたげならん人のさぢられたらんこそかぎりなくめづらしくはおぼえて、いかではたか、りけんとおもふより、たがへる事なんあやしう心とまるわざなきといふは、やがてこゝを書延つる也けり。此文にはたゞ一くだりにのみ書る事を、彼は委しきに過たるやうにこそ。此わがちを見得て、古文のよろしきを知べし。

と。要するに古意一部は、議すべき點はあれど、契沖の臆斷に一步を進めたる觀ありとす。

伊勢物語と併せ稱せらるゝ大和物語に關して、

大和物語直解 三卷(賀茂眞淵全)

大和物語直解

の撰述あり。此はもと眞淵が此の物語の會讀を行へる結果なり。彼の跋に識す所左の如し。

寶曆十年七月より、たま／＼あつまりて、ひそわたりよみて、おなじ十二月の八日によみはてつ。一月に三度よたびなんよみけるなり。もこの注のあしきなほおほくけしつ。そのむしろにさま／＼のよしなしことをいひわたらひながら、たま／＼かきつけたれば、それはたわろきこともおほかりなん。

而して眞淵の考説を整理し、直解と名づけたるは、源躬弦の所爲なり。躬弦序(寛政五年九月記)して曰く、

この物語の注、世におこなはれたるは、ふようなることも、ひがめるも、いと多くなありけるを、縣居の大人つばらかに考正して、もこの注をけち、あるはかき加へなごし給へりしを、我友村田春海のしが家にひめおけり。そなこひ寫して、此度はうしのほいのまゝにかきつられたり。いち早くこの意を思ひ解む料にさして給へるなれば、しばらく大和物語直解となん、これが名をばおほせにける。(下略)

と。尙、本文の傍に眞字を記せるは、おのが思ひよりなる由をも断れり。全集本は故井上頼因氏藏本に據りしものなり。それには諸家の説の書入存するを以て、眞淵の眞説を見るには、惑はざらんを要す。

總論

此の物語の總論と認むべき部分より、要項を摘めば、題號は伊勢物語に對^{ムカ}へたる名なるを肯定し、山城の都にての事を書きたるを、大和物語と由無きに似たれど、そは都物語の意なりとて、山城の都を指しても、やまこと云へるならんと言へるが、此は遽に承け難し。作者の論は強ひて説を立てずして、在原滋春作といふは、時世異にして、言ふに足らず。花山院の書かせ給へりといふは、

著作年代の說

確に知り難けれど、其の御代の手ぶりと見えたり。但、その頃まで在りし人の歌も入りたれば、覺束なしと言へり。次に時代の論に進みて、

さて此ふみに先帝と有を、延喜の御代とし、おほきおほいまうち君とあるを、眞信公とし、今のひだりのおととあるを、小野宮とのとすにつけて、天曆などの頃に出こしなごいへど、こは條々異にて、古なる後なるまじれり。(中略)たゞ平兼盛のこは、専ら天曆の御時にみえたる人にて、花山の御時の頃までも有つらんこと、誰のいへるも同じ。且こごばのさま、古言の残れるも、誤れるも、又これかける人のみづからよみつらん見ゆる歌の有に、其歌ども、圓融、花山、一條のはじめつがたの御時までのてぶりごこそみゆれ。

文體論

と言へるは、概ね安貼なり。更に文體論に轉じ、此の物語は詞多くして弱く、巧拙混淆せるが、さすがに初と末との條々は好く書ける所もありとて、古雅なる伊勢物語と、後の世ざまなる源氏物語との間に置くべきものとせり。而して其の取るべき點を揚げて、「さて此物語の言葉は、さはいへどなだらかにして、古き意もまじれ、ば、末の世の人の、いにしへにかへりのぼらんはしの一きだとならずしもあらず。」と陳べ、書中の歌も、見るべきものなるを言へり。此は眞淵一流の見地よりせる批評なり。終に伊勢、大和の類を以て、世教の裨補と説くの迂愚なるを駁せるは、肯綮に中れりどす。

註釋

註釋の部分を見るに、季吟の抄を踏襲せるもの多し。中にはそれに比して少しく精密なるものあるは、「おほさはの池のみづぐきたえぬともなにかうらみんさのつらさは」の歌の「さが」に就い

て、抄に、「嵯峨に惡をそへたるべし。」とあるを、本書に、「さがは性なり。神性、休祥など紀にもかきて、うまれつきごさざしをいふより轉じて、くせのかたへもいふなり。惡といへるはわろし。それはさがなしごそいへ。さて嵯峨の地名によせたり。」と言へるが如し。たゞ抄の註に一言を加へしのみなるは、「かしは木に葉守の神のましけるを去らでぞをりしたりなるな」の歌の所に、抄に、「此仲平公の哥は、としこにぬしある心を讀給也。」とあるを承けて、本書には、「もとの心あらずば、かくはよみたまはじ。」と言を添へ、又「いづこにかたまをもとめんわたつみのこゝかしこともおもほえなく」の歌の所に、抄に、「ある人生田川にての事を、わたつみとよませ給へる、いかゞこいへり。されど波水などのゑを御らんじて、女宮などのかくおほやうにのたまひなすも、さも侍べき事也。」とあるに同じて、本書には、「生田川の記事に海をいふを、いぶかしみおもへる説あれど、かゝはらぬこそむかしのこゝろなれ。」と説きなせるが如し。此くて大體より見れば、本書には著しき創見の認むべきなし。そは想ふに、季吟の抄などを用ゐて會讀せる折の覺書にて、詳註を物せんほどの用意あらざりしに因ればならん。

次に源氏物語に關して、

源氏物語
新釋

源氏物語新釋 五十四卷 (賀茂真淵全
集第五の内)

の撰あり。全集凡例に據れば、徳川伯爵家 (田安) に真淵自筆本を藏せらるると云ふ。又故井上頼因氏

藏本は、寛政三年八月春海、同十二年閏四月嘉卿の奥書ありと云ひ、松井簡治氏も一本を藏せらるると云ふ。而して松井本を底本として、他を参考すと稱せり。(尤も手習の巻のみは、千歴の藏本既に之を缺けりぞ。)

真淵の自跋に、

これは、やくより仰ごことうべつれば、とし月にしるしもきて、寶曆八のとしの四月ぞ、いつそまり四の巻までおはりつ。それが中にやんごなき御おぼしのことを書けるも多かれど、わざとあらはしふるし侍らず。こと物にはそのよし書けるもあり。

とあれば、寶曆八年 (十二年六) に成れる物にて、大和物語直解に先だてり。

惣考

卷頭の惣考に言へる要領を見るに、物語ぶみと題して言ふ所は、凡そ物語とは實録ならで、眞僞に拘らず、人の語れるまゝに書き附けたるを云ふ。是伊勢物語古意に詳述せるに同じ。而して此の物語も同様なるを述べて、「此源氏物語も、いづれの御時にか有けむと書そめ、卷の終には、いひ傳へたる物語のまゝに書付侍るてふことわりをしるして、先は昔物語なり。」と、物語の本質を言明し、書中の時代に及びては、「昔延喜の御時よりの事の様に書たれ共、實は式部のある時に、見聞ことを専らとして、近き代々の事をもかねて書る物と見ゆ。朱雀院、冷泉院など御名をあらはしたるは、唐詩に漢帝をもて時を刺れるが如くなり。されどもまこと延喜などの御事ならねば、前後紛々として、いづれにもかたよらず、作り事のごまを見せたり。」と辨じ、準據説に觸れては、「惣て前後さだかに當れる事なし。」と言ひ消したれど、さすがに光源氏に就いては、「今の二條關白殿、伊

周公などに、過にし高明公などをとりそへて書るなるべし。」と説けり。

轉じて、此ふみ書る人といふ題以下數條(氏やから、出てつかうま、つれる時、學の才、用意)に言ふ所は、紫式部に關する事項なり。即ち此の物語は式部の筆作なること、須磨、明石の卷々より書き始めたりといふは偽説にして、「本意をば、き木の品定に置て、先桐壺の卷よりこそ書つらめ。文體も桐つぼぞ最初なること見え」たること、著作年代は、長保三年四月夫宜孝死にしより、四年ばかり寡居して、寛弘二年十二月出仕したる、その間に書きしものなるべきこと、書中に種々の女子を描きて婦徳を顯したるが、實は式部の心を記したるものなる事等に互り、多くは紫式部日記を引證せり。而して説く所爲章の七論に負ふもの尠からず。

七論に負ふ

文體論

更に文のさまと題する文體論に移りては、大約傳の體にして、規模大に、概ね異朝の書に倣ひて、序跋記傳書等の諸體備り、波瀾、頓挫、照應、伏案等の文法整ひ、總じて濃厚和平の氣象にして、文體華美に、餘情風景卷々に存し、文品の傑出せるを稱揚せり。終に本意と題する所は、雲上の事、臣下の事さま／＼書中に寫されたるが、畢竟するに、人々の用意となる事にして、姪亂の媒と見るは僻せり。總て人情の分る、所、見るに隨ひて、善惡の酌み知らるべきは、日本の神教其の物を以て諷諭せりと言ふべしと説き、物語に諷諭の意ありとせるが、少しく儒者の見に傾けるを見る。次に凡例に記す所は、春滿、契沖、爲章等の新意を採れること、舊註の古語に充てたる日本紀、

萬葉の文字の誤多きこと、其の引歌の信用すべからざること、尙、延約のこと、發語、助辭等のこと、文法(漢文に言ふ所)の事等に互り、本書註釋上の用意を示せり。

註釋

註釋の状を見るに、各卷の初に、卷名、年立、次第(組織、内容等)を記し、主要語を抽出して加註せり。其の註は精粗一ならずして、中には單に誰を指すと云ひ、誰の詞といひ、地の文といふ類の讀解上の注意に止れるものも多々あり。されど彼一流の考察には、後人の参考に資すべきもの尠からず。各卷の冒頭に記す所に就きて考説を拾ひ見んに、彼は此の物語は時勢の陵遲を歎きて書けるものなりとの説を述べたり。此は前にも言へる如く諷諭の意有りとする見方に關連せり。即ちさて此頃の御代／＼は、帝の御いきほひや、おそろへゆかせ給ひて、臣達の世の如くなれば、都の中のみかは、四方の民の心もまち／＼になりて、終に亂れもうちつゞき行くなげきて、帝の御爲ならん筋をおもひてかけり見ゆること多し。(中略)それはたやすくは見ゆまじくかまへて、あらぬ事をも書まじへしなるべし。(桐壺卷)

と言へるが如し。各卷の組織に就きて、豎、並、横などいふは、實は重要な事に非ず、文意を翫味するを證すとて、左の如く論せり。

誰やらん此文に豎横てふ事を云出したるに、其理りを書る物のいひなしわろくて、理り明らかならず。先豎とは本系の事にて、源氏はもこよりにて、葵上、紫上などの本系の類をいふ。此空蟬卷などの類は、本系にはあられど、笹木の卷よりつゞきて、一つの筋なれば、横といふべからず。よりにて豎の並といへり。されど猶是は横もいふべけれど、又横といふ類を一つたていへば、暫並といふのみ。さて横とは蓬生の卷の類なり。その卷はみをつくしの初に書べき事なるを、そこに書ては、こ

この様却てむづかしければ、別に一卷に書たるにて、物の横に出たるが如くなればいへり。横堅をかぬることは、末摘花の巻の類にて、此巻初めには、若紫の事、末には若紫より後の事を書たり。然れば横のごとくして、又一つの並をいひたれば、よこたてをかぬるさもいふなり。是も巻々の惣ての心しらしめん料なれば、さも有べし。されどかゝる事にいさ心をつけずとも、本末をよくよみざる時は、おのづからしるゝなり。今の人はかく様の事にのみ目をくらして、文の意をよくよみさかぬなるべし。(空蟬卷)

次に雲隠説と宇治十帖説とを見るに、前者に於ては、凡そ此の物語の筆法、初を委しくして末を省き、中を出して本末を書かず、又は末をのみ委しくもしてとりくゝなり。紫上の身まかりしに悲の事を盡したれば、光君の終を書かんは、却つて淺薄ならん。依りて之を省きて、卷名のみ擧げたりと論せり。半は舊説より脱し、半は舊説を支持せる觀あり。後者に於ては、式部の一筆なるべきを主張し、凡そ光源氏の物語は、幻の卷にて終れり。初はそれにて筆を止めしならんが、猶飽かず思ひて、匂宮、紅梅、竹川の三卷を添へしなるべく、其の後年や、隔りて宇治十帖を書きしならんを推考し、文品の評に移りて、左の如く言へり。

その程久しくして筆をたてたれば、こゝあらたまりて、此前の卷ごもよりも中々に筆ぶさく、文もよろしき成べし。若又問もおかて書けるせんにも、初の卷には心もひろく、文もゆたか成しを、中ら過るより漸にここの様所せくなりもて来て、末にそに成たれば、今はまた立かへりさまをかへて、たしかにかゝんさて書つれば、こゝなるやうにも聞ゆらんかし。(橋姫卷)
次に語釋の一二を(桐壺の卷のより)採らば、
いさあつしくなりゆき 戸令に、篤疾と云は、今重病と云に同、これを疾あつしく成といふ。

はださむき 高業に、庸業しもさよめる是にて、また家持の妻におくれて、今よりは秋風さむく明なんに云々をとりて、古今集に、秋風の身にさむければつれもなき人をぞたのむ暮る夜ごにてふなごの様をおもひて書たる詞なり。故に常よりもおぼしいづる事多くてと書るなごと思ふべし。然るを後世人將寒意なり(著者曰、湖月抄に)といふは、いふにもたらぬきたなり。

先註の不備を補ふ

の如きあり。概ね先註の不備を補ふに足れり。又引歌に就きて言へるには、帯木の卷の「有しながらの」の註に、

とりかへす物にもがなや世中を有しながらのわが身と思はんでふ歌、或説に引たり。(著者曰、河海抄なり)何より出たるにや、いまだ不考、例の作事歟。

と言へり。總じて古説に感溺せざるは隨所に見えたり。之を要するに、契沖の源註拾遺の後を承け、更に考覈を経たれば、此の物語の研究上有力なる新註の一として取扱ふべきものなり。

眞淵の功業

以上縷述する所を約するに、眞淵の功業は、契沖、春滿の上に歩武を進めたるものにして、其の撰述の量に於て、又質に於て、優秀の地位を占むるを見る。其の研究の態度と方法とは、全く古典學的にして、契沖の樹立せる學風がこゝに最も際立ち來れる觀あり。但其の見解の獨創に富めるだけ、却つて獨斷に流るゝ所有るを惜しむべしと雖も、彼は一大頭腦の保有者として不朽たらん。

一一一 谷川士清

士清(淡齋)正英に學ぶ日本書紀通證

谷川士清(寶永六—安永五)淡齋と號す。伊勢の津の人なり。倭訓栞の著者として殊に世に著る。神道を垂加派の玉木正英に學び、其の學風の影響を受けて、日本書紀通證 卅五卷(寶曆十一年刊)の大著ある事は、こゝに少しく論述せざる可からず。抑、士清の書紀研究に就いて思ひ浮べらるゝは、和田英松氏の所説(谷川士清先生傳所載)に據るに、士清には別に書紀の書入本の存するありて、其の事情一層明細に知らるゝ事なり。此の書入本は現に白石正邦氏の所藏たり。其の奥書に、

朱點據二下御覽社所藏垂加翁本。以五十餘卷(著者曰、玉木正英也)本一册寫之。又以二種給翁(著者曰、松寛保元辛酉十月廿六日記)同第三癸亥臘月。以五條天神社司所藏御板下氏古本及松下氏(著者曰、松下見林の家なるべし)所傳自二ト兼魚之校本と校正。并以二臚見一改二調點一加二標注一。延享二年二月十八日校畢。

谷川士清

士清

用意

とあり。是通證の基礎を成せる物と見るべきなり。(尤も此の本は、神武紀より成務紀迄は、書入を缺けり云ふ。)通證を検するに、先づ其の例言(延享五年三月記)より始めざるべからず。其の要に曰く、書紀の世に布くや、慶長活字本を首とし、坊間にて行はるゝは寛文の重刻たり。然るに魯魚の謬、調點の不正多し。並に之を糺せり。又安貞の跋あるもの以下諸寫本皆卜部家の所傳なるが、今伊勢神宮の古本と先達考ふる所の數本(前記書入本の事。思ひ合すべし。)とを合せて讐校せり。又神代紀は即ち神祇の舊史なり。而して其

の註者數十家、各得失あり。取捨を加へたり。又皇代紀に至りては、釋紀一書のみ。垂加翁の言に皇代紀中神代の遺言遺事間、見ゆ。鹽土老翁に逢ひて、其の傳を受くべし。幸に私淑す。讀書攷索に至りては、竊に輯録して後賢を俟つ。又數説を該舉する者、概ね精義(事象を辨じ、事實を正し、本義を明かにし、微旨を析つこと)を先にし、蘊意(包含する所の奥妙を推して、事物の名義に寄すること)を後にす。因みに此の蘊意の語、正英の神代卷藻鹽草に見ゆる所なり。而して通證著述の本旨は最も能く左の言に表明せられたり。

此書則萬世之本史矣。故爲用漢字之嚆矢。爲說二條訓之典據。是以雖文不滂奇。而必討三字證。雖三語惟尋常。而須通二調養。讀者勿以二張碎論焉。

綱領

卷一、劈頭彙言と標し、編修以下十九條を出す。註に入るに先だちて、綱領を提示せるものと見るべし。其の要を摘まんに、編修に關しては、弘仁私記序、口訣、纂疏等舍人親王及び太安麻呂の撰とせるを排し、文法脈絡、古事記と異なるを理由として、續紀の文面通り親王奉勅撰となせり。尤も皇代紀の如きは、文體各異なり、蓋し史臣の述ぶる所にして、一手に出でざるべければ、此は親王總裁せられしならんと言ひ、龍熙近の「系脈正矣。史法備矣。」と稱せるを引き、按を加へて、舊事紀、古事記、祖を混じ、統を紊る、帝者の實録に非ず。此の作有る所以なりと言ひ、口訣に、「此書於歷代書中、取寬語者爲本章。又兼存衆說、廣通而求深旨。」とあるを引き、垂加の「親王博

聚之。具記之。不敢取捨之。敬之至也。」の言をも併せ出せり。次に天地の題下には、口訣に天地海を以て一圓圖となせるを澁川氏（名は春海、開齋門の土御門泰福安倍神道の弟子）の贊せる言を載せ、自ら按じて、「神代上卷。主天照大神在高天而照臨六合。下卷主瓊々杵尊降襲峰而統理天下。末章主火々出見尊徙海宮而光被四表。此乃總說天地海也。又穗原祓除章。說日神治天原。月神治滄海。素尊治天下。此蓋言三神包化天地海也。」と言ひ、垂加の神道の宗源、土金に在りの説を附載せり。神道に就きては、名法要集、鎮座傳記等を引證せるが、士清の考ふる所は、天人一致説にあり。即ち

「神皇一體以同殿。以其床。祭政一訓乃主祭。乃執政。聖子神孫。繼々承々。則天地以御宇內。崇神化以布教令。故謂之神道。」とて、畢竟するに、林羅山の神道即王道と云へるに歸す。而も著しく垂加神道説の色彩有るは、垂加翁の、道は大日靈貴の道、教は猿田彦神の教と言ふを贊して、深く日徳に浴し、妙に土金を味ふに非ざるよりは、誰か能く此の言を發せんと言へること、又其の四化の説を奉せること、並に造化の妙合は至つて不測、示すに人事を以てし、曉すに天日を以てし、交互錯綜の妙筆宜しく推知すべしとの師説に則されることを以て想見す可きなり。次に神語の題下には、倭姫世記、寶基本紀、東家秘傳、神皇實錄等を引きて、正直と清淨とを要道とするを述べたるが、是亦歸する所は、垂加の「惟神天地之心。惟人天下神物。而其心則神明之舍也。人能靜謐。守混沌之始。祓邪穢。致清明。正直而祈禱。則止神申。福焉。邪神息。禍焉。豈可不敬乎哉。」と言ふに在り。國號に就きて

師説に則
ころ

神國（祭
政一致）

は、日本の字義を糺し、又ヤマトの意を明にせり。即ち上世履、遷都ありと雖も、大日本の域を出でず。是を以て遂に天下の大號となる。次に神國と云ふに就きて、神皇紀、三代實錄出下の出典を示し、元々集に、「神國之所。以有靈異者。以寶器也。」とあるを引きて國寶の事に及び、更に祭政の事を説くに、孝徳紀の「先以祭鎮神祇。然後應議政事。」を始め、禁秘鈔、職原鈔等を引きて、祭政一致の國風を明にし、尙我が邦の故實、淳素儉約を貴ぶ次第をも併せ載せたり。次に文字、倭訓、譯原、借音を説く。文字に就いては、古語拾遺及び三善清行の言を證として、上世文字存せず、皆口傳に出づといふに左袒せり。倭訓に就いては、我が五音相通圖の音韻の特質を論じて曰く、「今按。是我邦音韻自然之妙。而縱橫總五十音。以包括天下古今聲韻。但良利流禮呂五音無。倭語發聲。阿於二音相成首尾。而無結末之語。」と。又言語の實質を論じては、「我邦妙語。多由於音。故訓同而物異。義合而事乖。或一語涉多義。一句兼數意。」と言へり。中に新井白石の説を引出でたるあるは、注目に値す。譯原に就いては、倭語を以て漢文を譯誦せし濫觴を説き、ヲコト點、訓點の沿革を略叙せり。借音に就いては、字音を取るものは、磯馭盧島の類、假りて讀むものは、訓讀、義を須たず、狹槌の槌の如く、義を取りて字訓に拘らざるものは、白銅を眞澄と訓む如し。蓋し我が邦の言、漢字の悉く該ふる所に非ざるなりと言ひ、漢吳音講習の事、音博士設置の事に及べり。又轉じて國統、國威、國體觀念、中國、國郡、封國、姓氏、名字を説く。國統の條には、垂加翁及び谷秦山の言を掲げて、我が國體

の萬國無比なる所以を示し、國威の條には、亦外國は、革命易姓を常となせるに、我が國は泰然磐石の宗を固め、宇宙の間に獨立せるは、神明の風威なるを力説せり。其の他中國以下五條、何れも古書に參して、史實を考へたるものなり。文學上關係薄ければ、省略に従ふ。

附録

附録三篇、一は倭語通音と題し、音圖を掲ぐ。ヲを阿行に、オを和行に收めて、其の所屬の白石の東音譜、眞淵の語意考のものと同様なるを見る。二は假字正文と題し、片假名の字體を列擧し、其の字源と音の生ずる所以とを示せり。白石の同文通考の對照すべし。三は音韻類字と題し、五十音順に書紀中の眞假名を網羅せり。同一文字にして兩用あるものは、通音として註せり。即ち曳がエとヨとに、居がカとコとに、祁がキとケとに用ゐらるゝ類なり。終に舍人親王傳を垂加の藤森弓兵政所記に據りて出し、書紀講例を類聚國史卷一四七に據りて出せり。

通證

卷二以下通證に入る。卷七迄は神代卷にして、卷八以下皇代紀たり。書紀の本文は悉く之を出さずして、何々至何々と標せり。特に神代卷には章段の名目を標して、神世七代章、八洲起原章など題せるは、多くは正通の口訣のを踏襲せり。靈劍出現を寶劍出現、龍宮遊行を海宮遊行とせるは相違の點なり。其の註記する所、事の細密に互るものは、割註を以てす。總じて前賢の説を出し、之に今按を附せり。其の和漢佛を兼該して、博引旁搜頗る努めたるは、一見士清の博覽と精勉とを想はしむるものあり。我が古書にては、類聚神祇本源、舊事本紀玄義、寶鏡開始、神祇正宗の如き、

前註に今按を加ふ

資料の甄別に精査を缺か

選く近世の人々の説を引く

勿論之を參考せり。されど資料の甄別に精査を缺きたる結果、色弗の口訣、石見女體腦、孫姬式の如きものまでも之を出せるは、寧ろ惜しむべし。室町時代以往の人々の説にては、親房其の神皇正統記、東家秘傳、元々集よ正通、兼良、兼俱、宣賢のを參酌し、近世の人々の説にては、之を採る事極めて博洽にして、宗因、延佳延經父子、廣足、熙近、見林、天野信景等より、垂加、重遠、正英、強齋若林、良顯、松雲桑名、潜鋒栗山、玄達、景楨河北等に至るまで、其の述作、立言を參考せり。今其の他説を擧げたる状を見るに、一に偏せずして、博く探らんとする用意を示せり。例へば、書は正英の歴見の義とすと言ふを示して、重遠の文の音より來るといふを參考とし、千人所引磐石を以て坂路を塞ぐとは、兼良の幽明相隔つるを言ふとせるを掲げ、併せて正通の本心堅固を以て云ふといふ説と、重遠の幽暗を決して本明に復るといふ説とを示せるが如し。而して他説を批判せるものには、羽明玉ハカミタマは正通の伊弉諾尊の兒天明玉なりとの説を出し、重遠の人に先だちて明玉を知るの名なりとの説と、熙近の舊事、古事、日本紀中、櫛明玉、天明玉、羽明玉、豐玉、玉祖、玉屋命等の名あり、蓋し一神の異名ならんとの説とを併舉し、熙近の説之を得たりと贊せるが如きあり。又他説の糾纏をなせるものには、正通が皇孫は高皇產靈神に屬し、天孫は天照大神に屬すと説くを非とし、通號なりと言へる如き、兼良が「神明尙中故以鏡懸中枝蓋尊日像也。八坂瓊之御統嚮所謂神聖之玉。故懸之上枝其尊次於鏡也。幣則禮神之贊。故懸於下枝。貢于祭庭也。」と説けるに對して、「今

他説の批判

解説先哲
よりも歩
武を進む

按。日神既入石窟。何故懸神璽乎。況在誰手用之乎。蓋此章之瓊。則與幣同懸之上下。以表信述敬者耳。重遠亦曰。瓊仁惠之相鏡正直之體。以爲大神之形代。併言瓊者未是。或謂幣擬劍與瓊鏡。共是三種神寶也。可謂強會之說矣。此明主鏡而言。矧未有三種之目耶。」と辨せる如きものあり。

其の解説の先哲より更に歩武を進めて詳密とされるものには、例へば誓の釋に、「今按。凡謂誓者。皆約信於神明也。嘗聞之也。鴨祐之說。此章所誓之神。則天御中主尊也。此蓋自眞名井發揮來。有所承而言者也。玉木翁曰。共字當具眼。誓約之所主。在皇嗣。若唯爲無叛意之誓。則何故日神與之共立誓乎。又何以生子爲清濁之證乎。」と言へるが如し。其の他闇竈(三の二)の解に地名を參考せる、(六の四)の解、三綱葉(一三六)の解に故實典例を徵證とせる等精細なるもの尠からず。

士清の懷抱せる思想上より觀れば、尙神道者の立場に在るを免れず。未だ古文献の忠實なる闡明者となり得ざりし觀あり。是、一に時勢の然らしめし所と謂はざるべからず。見よ、舊說に捉へられて、之を擺脫せざるものあるを。其の依然として五行說に據り、土金の說を墨守せるは、其の一例なり。即ち日神、月神、蛭兒、素尊は、以て日月土金を語るこの垂加の言を布衍して、

尙、神道
者の立場
に在り

今按。天以日月。明。地以土金。成。日月陰陽之神靈。土金剛柔之體質。是故日神月神知天事。蛭兒素尊知地事。日神月神。性。蛭兒素尊。類。教。學。且月借日光爲用。土須金氣爲體。故天之明也。其德統于日。地之強也。其功專于土。是以二尊之處。于。雖。本。乎。其。德。性。而。經。緯。天。地。範。圍。國。統。之。功。悉。歸。乎。日。神。素。尊。二。神。而。已。日。神。而。女。體。金。神。而。男。體。蓋。當。天。地。交。泰。陰。陽。錯。

餘之妙也。(八三の)

と説けるが如き是にして、全く學統上の影響なり。随つて神道思想に於ても、敬を重んずる垂加の說を極致と信せるなり。即ち

今按。我神道以敬讓立。敬。讓。立。教。中。略。日。神。之。新。嘗。神。衣。素。尊。之。嚴。除。奉。饗。猿。田。彦。迎。天。孫。退。守。混。沌。之。初。也。事。代。主。踏。船。權。直。隱。乎。蒼。梁。垣。也。皆。乃。斯。道。之。極。致。而。莫。非。恭。敬。禮。讓。之。實。矣。(五の二) 六の二

と言へるが如し。和歌の解釋は著しく契沖の厚顔抄に負へり。

語學上の
研究態度
通音の説

次に士清の語學上の研究態度を一言し置かんとす。其の古語を解釋するや、最も多く通音の理を以てせり。例へば、原は開と通すといひ、祥、善、性は直と通すといふ類にして、随ひて通略の説を以て、葉木國のハコは豊と其の義通す、即ち繁榮の謂なりとまで極言せり。此くなりては、其の那邊迄信用すべきかは、更めて辨ずるを須るす。又語原を説明するに、神は赫見にて、鏡と通すといひ、其のカガは赫にて、篝の訓をも併せ想ふべしと説き、雪は齋清にて潔白の義なりと説き、窶は籠、縣は分、飯は炊と音通と説ける類にして、多くは類語を以て説明せるもの、常識的たるを免れず。此の語學方面の知識の背景たるは、蓋し益軒の日本釋名、白石の東雅たるべきは、書中、言の此の兩先輩に及べるあるにて知らるべし。例へば荒井氏曰く倭文と筋と通すと引用せるは、まさしく東雅に見えたり。尙語釋中に、萬葉、風土記、祝詞、伊勢、源氏等古文學書を引用せること

益軒と白
石との貢
ふ

多きは、士清の學殖の饒かなるを證して餘ありとす。然りと雖も探湯ウカケテの如きは訓義未詳とせり。此の類も尠からず。

士清には萬葉集に關する述作傳らずと雖も、私に研究する所ありしは、彼の書入本の存する事によりて知るべし。和田英松氏の所説(前掲同断)に據れば、書入本に三種を算す。一は和田氏自家の藏本にして、寶永版に書入せるもの、(但し卷八以下書入無し。)二は品田太吉氏の藏本(卷七、八書入無し。)にして、卷廿に左の奥書あるもの、

寛保第二壬戌十一月廿一日。以樋口氏藏書二校注畢。

安永三甲午春三月廿有三日。安濃津以三谷川氏秘書一寫畢。

谷川士清
服部保祐

三は宮内省圖書寮藏本(全部書入有り。)にして、右の奥書の前に、更に左の三行加り、安永の一行は無し。

元禄二年己巳四月十九日校讎了。

元禄十三年庚辰九月九日書入。

密乘末實契沖
今井氏

樋口氏宗武

宗武本に據る。而して每卷「伊勢國射和文庫西村喜左衛門廣美納本二十卷之内」の印を捺せるもの是なり。第二の如きは後輩の書寫に成れども、第二第三共に、士清自身の研究せることは明白にして、且其の徑路も知らるゝ次第なり。即ち樋口宗武(宗武は假名の門人なる。)本に憑據せるを以て、契沖の流を汲め

るなり。尙、此の圖書寮本の事は、福井久藏氏の考説にも委し。(谷川士清先生傳所載「谷川淡齋」爰に「翁の書入萬葉集等につきて」)の興味ある事は、其の寛保二年は、宣長が京都在學中、其の師堀景山の萬葉集(契沖の代匠記に據り、假名を以て校正せ)を書寫せる寶暦七年に先だつ十五年なる事なり。(尙、後節に説くべし。)

尙一言すべきは、士清の學問上心がけしは神典を主とすれども、語學者としての一面もあることとて、其の諸書に涉りし趣の想察せらるゝことなり。蜻蛉日記解環を見るに、淡齋の契沖本蜻蛉日記の事あり。「余が所見の契沖三本の内、尾州より求めし本は谷川淡齋の本をうつせしなり。それも本は契沖より出て、少異なるものにて、云々、間に淡齋の手とおぼしく異なる意ありて、云々」こ

契沖の學の影響の門人。あれば、士清の書入も存せしこと明なり。此等に由りて、契沖との交渉をも理解すべし。士清の門人は、七里政要、名島政方、唐崎辛齋赤齋の父子等十數名を算すと雖も、國文學の研究に於ては、殆ど聞ゆる無きが如し。

一三三 吉見幸和及び河村秀穎、同秀根

名古屋東照宮詞官吉見幸和(延寶元—寶曆一)は、恭軒と號し、風水翁と稱す。亦垂加流の人たるは、天野信景の鹽尻に、初め垂加翁に隨ひて神道を學び、後、正親町公通を拜して、猶子の約あり。又鴨祐之にも從學すとあるにて知られたり。而して幸和の述作中に淺見先生の講説を聽きし趣

一三 幸和及び秀穎、秀根

幸和
公通、祐
之、桐齋
を師とす

あるを以て見れば、網齋の教示をも承けしもの如し。而も師説に感溺せず、能く其の中を得、自ら見識を立て、研學せり。夫の神道史上に特筆せらるゝ五部書說辨の如き名著を出せるは、大に多とせざる可からず。こゝには書紀關係の二種の著述に就きて一言せん。

神代正義

神代正義 八卷(内閣文庫所藏寫本に據る。但、卷一、卷二、卷三、卷四、卷五、卷六、卷七、卷八、卷九、卷十、卷十一、卷十二、卷十三、卷十四、卷十五、卷十六、卷十七、卷十八、卷十九、卷二十、卷二十一、卷二十二、卷二十三、卷二十四、卷二十五、卷二十六、卷二十七、卷二十八、卷二十九、卷三十、卷三十一、卷三十二、卷三十三、卷三十四、卷三十五、卷三十六、卷三十七、卷三十八、卷三十九、卷四十、卷四十一、卷四十二、卷四十三、卷四十四、卷四十五、卷四十六、卷四十七、卷四十八、卷四十九、卷五十、卷五十一、卷五十二、卷五十三、卷五十四、卷五十五、卷五十六、卷五十七、卷五十八、卷五十九、卷六十、卷六十一、卷六十二、卷六十三、卷六十四、卷六十五、卷六十六、卷六十七、卷六十八、卷六十九、卷七十、卷七十一、卷七十二、卷七十三、卷七十四、卷七十五、卷七十六、卷七十七、卷七十八、卷七十九、卷八十、卷八十一、卷八十二、卷八十三、卷八十四、卷八十五、卷八十六、卷八十七、卷八十八、卷八十九、卷九十、卷九十一、卷九十二、卷九十三、卷九十四、卷九十五、卷九十六、卷九十七、卷九十八、卷九十九、卷一百)

は書紀神代卷の註解なり。幸和の子幸混の書後(延享三年三月記)に曰く、

(前略)後世讀此書者以謂神妙之理而非人事。適以理說佛意。妄議其不可測之事。可謂空遠難論也。蓋吾曹非可解得者。然因先進之謬說。生後學之疑惑。且至失國史之名。可歎之甚也。故家君自少至老。日夜勤而未怠。於是讀國史之所。以爲國史。辨先進之所。以爲此謬。而排其理說。斥其佛意。依事實之所。明採其實錄之可證。而著註解。爲八卷。名神代正義。讀者專事實。而用心於此。則於吾國學。未必無小補矣。後君子見此書。知家君學之力與其說之不誤。則幸也。

と。以て幸和の主義主張と著作有る所以とを了解すべし。

本書は書紀の本文を悉く出さずして、何々云々と抄録し、註の初に一章の綱領を示せり。例へば、「是後素戔嗚尊之爲行也甚無狀」の所には、「此章明日神入天石窟寶鏡斯成。科祓於素尊。」とあるが如し。其の註釋する所の一斑を擧げんに、天石窟の事を釋きて、

天石窟猶言夜御殿。祝曰石窟。堅固之稱也。一説日神崩御石墜坐。因諸神祈禱而蘇生矣。然所不言國史也。常聞凡人君不執政。則天下如闇夜。況於日神也。常聞不可疑焉。或問實天下常闇乎。但以廢朝廢務。比之暗夜乎。曰紀文言。不知晝夜之相代。古語拾遺言。乘獨辨之。神功紀曰。晝暗如夜。已經多日。時人曰常夜行之也。由此觀之。則日神發。輒入于天石窟。則

天下常暗何疑之有。

解釋法は事實に適合せしむるにあり

神武紀蒙訓抄

神武紀蒙訓抄 二卷(内閣文庫所藏寫本に據る)

卷頭に、寛延四辛未閏六月八日執筆、自書七月八日功畢、時に七十九歳なる旨記され、又卷尾に「右二冊子老年爲子孫令走秃筆。以俗語書之。努々不可他見。爲家珍則幸也。」とて自署あり。著作の年紀極めて明白なり。

燕近及び延佳の見を非とす

本書の註は、講義體の國文を以て記さる。今例に依り、注目すべき要點を擧げんに、先づ此の卷は日本書紀第三なる故に爾云ふのみ、然るに龍尙舎が説に、附會を云ふもの信すべからず。又度會氏の説、動もすれば、天神地神の名を以て人を謬らしむ。即ち神代上卷は天神を述べ、下卷は地神を明にす、第三に人皇を記す、是天地人の道也云々と云ふは、附會の鑿説也。上卷も下卷も皆天神にして地神にあらず。度會氏天神七代、地神五代の名目を僞作して、謬説を張皇す、一の僻説なりと論破せるは、當時に於ては、青天の霹靂の感あり。幸和が古史の解釋法に於ける傾向は、既に引例せる處なるが、本書には率直的確に言明せり。

予神代紀講習セシ トク、國常立尊七代共ニ人體ニテ筑紫ニ座シ、二尊ニ至リ、文物ヤ、調リ、舟ノ不ト云類、其他ノ器物備
 レル丁紀文ノ如シ。仍テ大和路へ渡海シ、大和ノ地主天御中主尊ニ御對面有テ、ソレヨリ八洲經營マシテ今ノ畿内ニ都ヲ
 トシ、天照大神ヲ天位ニツケ奉リ、初テ君臣ノ道嚴重ニメ、瓊々杵尊マテ三代大和國高天原ノ地ニ皇居ヲシメ座ストイヘル、
 山陽、山陰道ノ邊王化ニ不服ユヘ、經津主、武甕槌神ヲ遣シ平治セシメ、說ニ降臨ノキ、猿田彦大神ノ言上ニテ、御先祖國常立
 尊ヨリ諸尊尊マテ筑紫ニ座ノ舊都ナレバ、筑紫へ降臨可レ然ト被テ奏ユヘニ、日向へ降座メ、神武天皇マテ筑紫ニ座ス也。其内
 ニ又東方大和路王化ニ不服ユヘ、鹽土老翁ノ詞ニマカセ、大和ハ天照大神ノ舊都ユヘ都シ玉ハント思召メ、神武ノ東征思召立
 レテ、遂ニ長髓彦ヲ退治シ、大和ニ都ヲ建玉ヘリ。此皆事實ニノ理說ニ拘ルナシ。

此の如く、神世の事を律するに、徹頭徹尾人事を以てせるは、附會の説を排するは可なれど、事實に即し過ぎたるは否み難し。

他説の取捨

他説を取捨折衷せる状を見るに、鹽土老翁に就いて、祐之が之を土金の神となせるは、垂加流の口癖なれど下凡に見ゆと貶し、正英が一人の名に非すと云ふも非とし、照近が天神の所化となせるをも斥けたり。又高天原は、照近、正英が大虚の謂と言へるを排して、祐之が皇居也と言へるに賛せり。

解義

解釋にては、天磐船は、天とは上の御器物、磐は堅固の稱祝語、船は河海に限らず、總じて乗物を云ふとし、「有尾而披磐石而出」の尾有りとは大勢の從者を率ゐて出づる義とし、披磐石とは、石屋の中より出づるにて、上古山居の體なりとす。其の何處迄も合理的觀察に努めたるは前著の引

例と同様なり。此の點は白石の古史通と其の揆を一にせりと認むべし。

語釋の一斑を擧げんに、饗はミアへと訓す、アフとはアシラヒアフ事なりと言ひ、千木は違木にて、搏風に打違へたる木の事なりと説けり。

幸和の古史に對する見解、若しくは文學的研究の業績は概して此の如し。其の今日幾何の價値を保有し得べきかは嗚々を要せざれど、之を歴史的に考察すれば、舊説の迷妄より脱却して、覺醒の聲を放てる點は多とせざる可からず。(因みに予は恭軒先生神代卷開書にて、卷尾に廣隆と署名ある寫本を有す。尙か、門人の聽講筆記あるべし。)

幸和に學を問ひし者に、尾張人河村氏秀穎、秀根の兄弟あり。秀穎又秀興と云ふ。天野信景門人とも傳ふ。秀根、葎庵と號す。二子有り、長を般根、次を益根と云ふ。

日本書紀撰者辨

日本書紀撰者辨 一卷(刊本)

は秀興、秀根同考と署せる書にして、漢文にて記せる僅々四枚半の小冊なり。其の要領は、書紀を以て、舍人親王一人の手に成ると謂ふは、考へざるの誤なりとて、續紀の元明天皇和銅七年二月、紀清人及び三宅藤麻呂に詔して、國史を撰せしめられしこと、元正天皇養老四年五月、是より先舍人親王勅を奉じて日本紀を修められしもの、こゝに功成りしこと、養老中、清人に穀一百斛を賜りしこと、並に類聚國史、釋紀所引弘私記序等を引きて考證し、和銅中、清人、藤麻呂二人に詔して纂集せしめ、養老中、親王を總裁とし、清人をして之を助けしむるもの歟。恐らくは清人博學文

清人の功を揚ぐ

藻當時に冠たるを以て歟。弘仁私記、安麻呂の撰する所と記すと雖も、其の古事記は、書紀に載する所と齟齬乖戾多し。蓋し其の纂集に於けるや、清人の大手筆を以て之を專にせしめ、安麻呂等はたゞ其の員に備るのみならんとして、後の文德實錄は、藤原基經總裁し、都良香専ら之を撰し、三代實錄は藤原時平總裁し、大藏善行之を撰せし例を参考に供し、以て舍人親王の書紀に於けるも亦此の如き乎と結べり。是親王の一手に出づと云ふ玉木正英等の説に對する反對意見なり。

又續紀以下の正史（天明年）僉序表有り、養老の朝文學此の如く盛にして奚ぞ序表無からんや。蓋し混びしならん。系圖一卷亦滅びしなりと附説して、古典籍の混没を慨けり。

尙、右の考説を恭軒吉見先生に語るに、先生大に激厲せりと云ふ事を添へ、之を日本書紀を考ふるの嚆矢と爲すと識せり。時に延享四年の春なりと。

秀根遂に獨力を以て、

書紀集解

廿卷（刊本）

を大成す。其の序（天明五年十一月議）に言ふ所、彼の志を見るに足る。以爲らく、近代書紀の註釋、妄に秘訣を作り、古傳を矯飾し、庸鄙膚淺取る所無し。秀根草莽の微軀牆面の末學、好んで斯文を誦し、粗大義に通ず。陋質を勉め、篤志を勵まし、草藁再び換へ、二子の力を藉りて、（著者曰、該書に「男殿」根益根考訂とあり。）鉛槧交下り、漸く一家の言を成すと。其の前賢の述作に慊らずして發憤せる狀、想察すべし。而して

總論八條

長子天折し、難厄忽ち至り、編蒲久しく廢せるを併せ言へるは、大に同情に値せり。

總論八條、曰く第一論國家之號。曰く第二論（カケル）國家之號。曰く第三論著作之人。曰く第四論書紀之名。曰く第五論誰載一説。曰く第六論訓。曰く第七論諸本。曰く第八論註例。其の説往々傾聽すべきものあり。以下少しく之を陳べん。第一論は主としてヤマトの語義を考へ、ヤマは山、トは居住の義と説けり。而して「夫國家神統承一。帝業萬世。是故帝者不設姓氏。與異姓不混之故也。國家之號亦無建之。然歷世所都之國人習其久。遂稱耶麻騰。用字則喜而稱日之大號。是習俗所致非通義也。」と言へるは、味ふべし。第二論は題號は書紀を舊稱とすといふにあり。蓋し中古多く彼の土の書を傳ふ。學者彼此混淆を恐れて、傍に日本の二字を加註せしもの、轉寫遂に書の字を廢して日本紀となりしならん。第三論は書紀三十卷、神代上紀より天武天皇元年紀に至るものは、天武天皇十年大島、子首等筆削する所にして、天武天皇二年紀より持統天皇紀に至るものは、舍人親王勅を奉じて執行し、清人、藤麻呂等筆削する所なり。故に舍人親王一手に成るものに非ずと辨せり。此の説前著以上に精微なるは注目すべし。其の天武天皇の御代に成れりといふに就きて擧げたる證は、第一、天武天皇戰伐を以て即位し給ひ、史筆褒貶疑無きに非ざれば、史書を定めんと欲せられ、川島皇子以下に詔して、帝紀及び上古の諸事を記定せしめ、大島、子首筆録せし次第は天武紀十年三月に明文あり。其の帝紀とは神代紀より天武天皇紀に至るもの、其の上古の諸事とは、丹波國甕襲が家の犬

或は兎餓野の鹿の類載せて紀中に在るものは是なり。第二、天武天皇の十三年、八色の姓を作らる。例へば中臣連は朝臣、大伴連は宿禰となる。然るに神代上紀に中臣連遠祖、同下紀に大伴連遠祖の語あり。舍人親王の時何ぞ當時の姓を擧げずして猶舊姓に依らんや。是天武天皇十年に成る所以なり。第三、懷風藻を閲するに、天武天皇の當時文人輩出し、川島皇子、中臣大島等の篇章收めらる。養老の時に視ぶれば、筆削に堪ふる人乏しからず。書紀其の時に成るとすべしと。第四論は書紀の稱、釋紀開題に後漢書の例に準ずと言へるを引き、説文及び釋名に據りて字義を釋けり。第五論は紀中、一書曰、或曰、亦曰とあるものに就きて曰く、蓋し大島の時、古を距る未だ遠からず、諸氏の各家各傳書有り、正傳に據つて文を爲すと雖も、上古の事猶疑を存して之を傳へしなりと。第六論は釋紀開題の、假名日本紀は書紀を讀む爲に註出すといふ説と、書紀以前に成るといふ説とに對して、孰れか是なるを知らざれども、本註に某字此云某とは、書紀以前其の書有りて其の語を傳ふるに似たりとて、後説に傾けり。扱曰く、旁訓は七朝の私記訓める所なり。全き有り、上略有り、下略有り、交互附着、繁蕪雜沓、今或は正し、或は舊に依り、釋訓の別著に之を具すと。第七論は披閱せる諸本を解説す。要を摘めば左の如し。

原本 慶長刻本。清原國賢、洛酒野子三白の跋あり。經る所の校讎の人には兼頼、兼方、仲季、運基、兼員、實隆あり。
 古本 龍溪近の門人曾雲蝶の大和の一農家より得たる十四軸（第一、第十二、第十三、第十四、第十八、第二十乃至第三十の

十六卷開佚の古寫本。

熱田本 熱田神宮神庫本。天和三年四條金蓮寺の上人、權宮司祭主尾張仲宗の請に因りて納めしもの、十五軸（第十一及び第十六以下十六卷開佚、但神代上は二軸に分つ。）

活本 慶長活字本。

清本 清原國賢自寫本。神代上より武烈紀に至る。

中本 大中臣種忠手寫本。繼體紀より持統紀に至る。

壺本 壺井義知校定本。

第八論は校合上の諸用意を絮説し、又書紀の文辭は古文辭を修むるを以て、其の註や引書を先とし、文字に晦くして其の義を繆るの蔽を救はんことを言ひ、註例をも附言せり。

體裁

本書の體裁は、書紀の本文を出し、（一書の本文は字體を肉細に刻せり）之に割註を加ふ。今其の註釋を檢するに、字義を解くに最も意を用ゐたるが、士清の通證に比すれば、概して簡約なるを見る。例へば「乾道獨化」の語を註して、「周易繫辭曰。乾道成男。坤道成女。」と言ひ、「漢書鄒陽傳曰。聖王制世御俗。獨化於陶鈞之上。」と言ひて、多岐に互らさず。而も「照徹於六合之内」を註しては、「文選答賓戲曰。是以六合之内。莫不同源共流。善曰。韋昭曰。容天地四方也。」と六合の字例に止りて、照徹の字義に及ばざるが如きものあり。以て其の程度を了知すべし。語義を説明するも亦寧ろ粗鹵に失するの嫌あるを免れず。例へば國常立尊、國狹槌尊等の神號の如き、一言も之を辯せず。諾冉二尊の如き、イザは

通證よりは簡約なり

發語、ギは男神にしてミは女神なりと説くに止れり。されど全然語釋に不忠實なりとも見えざるは、允恭紀の「號濱藻謂奈能利會毛」の註に、

按。萬葉集寄物發思歌。名告藻訓ニ奈能利會。蓋奈能利會海苔藻總名。今穗俣謂ニ奈能利會。蓋奈能利會。延喜式民部交易雜物。伊勢國那乃利會五十斤。類聚鈔菜蔬部。莫鳴菜奈里會。漢語鈔云。神馬藻三字。云ニ奈乃里會。今按。本文未詳。但神馬莫騎之義也。

別著釋訓

ごあるが如き、其の體を得たるものあるを見て知るべし。且神武紀の註の中に、「内木綿眞注國」の内木綿、「礮輪上秀眞國」「虚空見日本國」の虚空見の如きは別著釋訓に詳述せる旨斷れるを想へば、此の方面の勞作の存せしを多とせざるべからず。

合理的解釋法

其の文面に對する解釋法の特徴は、努めて合理的ならんを期せるものにして、神話的觀察を用ふるの缺陷は、少時之を問はずとすれども、何等空想的餘地を認めず、著しく古意の闡明に遠ざかれる憾あり。例へば其の高天原を解して、天なりとし、而も古俗皇都を天と謂ふ、大和を指せるなりと言ひ、(一)天浮橋を解して、天は神世の尊稱にして、後世の御に當る、浮橋とは舟梁なり(四)と言ひ、事代主神、八尋の熊罴に化りて、三嶋溝樞姫に通ふと云ふを解して、これ微者の狀を爲して、行いて姫に通ずるなりと言ひ、(二)彦火々出見尊の幸せられし海神の宮を解して、對馬島(延喜式に對馬に海神を記する四社あるを證せり)なりと言へる、(三)以て全豹を推測すべし。惟ふに秀根の此の如き見解は、

白石及び幸和の影響

所説詳細に互らざる

蓋し一は白石の古史通に負ふものか。本書中古史通を引證する所有るは、此の間の消息を窺ふに足るといふべし。而して他の一は幸和の學說の影響なりと認めざる可からず。又彼の經津主、武甕槌の二神が出雲の五十田狹之小汀に到り、十握劍を抜きて、倒に地に植て、其の鋒端に踞せらるゝ事の如き、古俗二神驍勇の狀を傳説せりと註するに過ぎずして、(七)其の然る所以を詳説せず。無目籠は密籠隙無きもの、一書に照して舟なりと説きながら、之を籠といふは、古俗の傳説なりと註するに止る。(三)此等の釋義亦隔靴搔痒の憾あり。予輩秀根の懷抱する眞意を付得し得ず。

本書隨所に古事記を對照して考察する所あり。古註にては、釋紀、口訣、纂疏の類を參看せるは勿論にして、近世の註疏にては、直指詳解、私説、講述抄を始め通證に及べり。

歌謠の註解は釋紀に據れるは勿論にして、又最も多く契沖の厚顔抄を參考せり。而して夫の齊明紀童謠の如きは、荷田春滿の舳舻相反の解を、間強解有りと雖も、理相近しとて引き、併せて今案を加へたるを見る。

學風

之を要するに、本書は事實の考究に疎にして、古史の研究書としても遺憾なる點あり。又研究的態度は國學者風といふよりは漢學者風の傾ありて、古文献のフィロロジカルスタディーの結晶としては、頗る慊らざる所ありと認むるに躊躇せず。

秀根の著作は正史格式に關するもの多きに居ると雖も、近代名家著述目錄に載する所の中、文學

に關するもの尙、古事記集解、萬葉集集解、狹衣入紐の如き有り。

一四 本居 宣長

宣長

景山

契沖及び
眞淵の著
を讀む
眞淵の門
下に列す

其の學風

眞淵に師事せるもの多士濟々、就中本居宣長(享保一五——享和元 一七三〇——一八〇一)傑出せるは、世人周知の事なり。宣長伊勢松坂に生る。小津氏、富之助と云ふ。廿三歳後は本居氏を名のる。十一歳改名して彌四郎といひ、又廿四歳には健藏、廿六歳には字を春(又舜の字)庵、名を宣長、六十六歳には中衛と稱せり。宣長商賈たれども、學に志し、廿三歳上京して堀景山に漢學を受け、又廿五歳よりは武川幸順に醫術を學び、廿八歳歸郷して醫を業とせり。然りと雖も、生來の好學心は、彼を驅つて和學者たらしめたり。而して其の根源既に景山の門に在りし時に發せるが、更に契沖並に眞淵の著書を讀みて其の念益、加り、寶曆十一年(一七七)彼卅二歳の時、眞淵に面晤の機を得、後其の門弟となりたる次第は、彼自ら玉勝間二卷に「おのが物まなびの有しやう」とて記せるが如し。其の學漸く進むや、撰著する所多く、遂に一世の大學者と仰がるゝに至れり。彼の學風は公明を旨とす。其の「師の説になつまざる事」(玉勝間二卷)の説最も之を示せり。此は當時としては、頗る大膽なる提言なるが如しと雖も、道は天下の公道にして、私情を以て枉ぐべからざるは勿論なれば、眞理を尊び、眞理を愛する宣長が、日に新なる學説の起りて、斯學の發展せん事を庶幾し、師傳盲従の弊を打破して、自由研究を

高唱せるものにして、識見超過、襟度寛弘なるの致す所、正に國學史上特記すべき事なり。然れども妄に新説を標榜して、奇矯の言を弄する輩には、素より與せざる所なれば、一面消極的と思はるゝばかりの見解をも持せり。そは玉勝間一卷なる「あらたなる説を出す事」と題して、警世の苦言を發せるに見るべし。即ち

(前略)すべて新なる説を出すは、いさ大事也。いくたびもかへさひおもひて、よくたしかなるよりごころをさらへ、いづくまでもゆきまほりて、たがふ所なく、うごまじきにあらずば、たやすくは出さまじきわざ也。その時には、うげばりてよしと思ふも、ほごへて後に、いま一たびよく思へば、なほわるかりけりぞ、我ながらだに思ひならるゝ事の多きぞかし。

と。以て彼の研究態度の嚴正にして、操守の堅實なるを知るべきなり。

宣長の國文學上の主要なる述作を脱稿の年代順に排列すれば、大約左の如し。

主要著述
の年記

- 寶曆六年(廿七歳) 草庵集玉筍
- 安永八年(四十三歳) 萬葉集玉の小琴
- 寛政三年(六十二歳) 美濃の家裏
- 同五年(六十四歳) 出雲國造神壽後釋
- 同六年(其の以前 既に成る) 古今集遠鏡
- 同七年(六十六歳) 大祓詞後釋
- 同八年(六十七歳) 源氏物語玉の小櫛
- 同十年(六十九歳) 古事記傳

一四 宣 長

即ち宣長の勞作は、最も多く寛政年度に成れるを知るべく、彼の晩年約十年間は彼の傳記を飾る功業の顯著なる時期にして、本研究史に於て、亦大に意義有る年代なりとす。以下右の述作に就きて論述する所あらんとす。

宣長の國文學研究上の業績は、

古事記傳

古事記傳 四十四卷 (本居宣長全集第一、二、三、並に單行の校訂本)

の名著を以て人皆最も著明なるものとせり。抑、本書撰述に就きて、彼が其の著玉勝間二卷に「縣居、大人の御諭言」と題して、記せる所は、古事記研究に志を立てし次第及び眞淵より激勵せられし事を語れり。即ち左の如し。

宣長三十あまりなりしほど、縣居、大人のをしへなうけ給はりせめしころより、古事記の注釋を物せむのころさし有て、そのとうしにもきこえけるに、さとし給へりしやうは、われも、こより、神の御典をかむと思ふ心ざしあるを、そはまづからこゝろを清くはなれて、古のまことの意をたづねえすはあるべからず。然るに、そのいにしへのこゝろをえむとは、古言を得たるうへならではあたはず。古言をえむとは、萬葉をよく明らむるにこそあれ。さる故に、吾はまづもはら萬葉をあきらめんとする程に、すでに年老て、のこりのよはひ今いくばくもあらざれば、神の御ふみをさくまでにいたるをえざるを、いまは年さかりにて、行きき長ければ、今よりおこたるとなく、いそしみ學びなば、其心ざしとぐるを有べし。たゞし世中の物まなぶともがらを見るに、皆ひき、所を經ずて、まだきに高きこころにのぼらんとする程に、ひき、こころをたにうるにあたはず。まして高き所はうべきやうなければ、みなひがとのみすみり。此むねをわすれず、心にしめて、まづひき、こころよりよくか

ためおきて、こたかきこころにはほるべきわざなれ。わがいま神の御ふみをえさかざるは、もはら此ゆゑぞ。ゆめしなをこえて、まだきに高き所をなのぞみそと、いざれもこころになんいませし給ひたりし。此御さとし言のいたふさくおぼえけるまゝに、いよく萬葉集に心をそめて、深く考へ、くりかへし問たゞして、いにしへのこの詞をさりえて見れば、まことに世の物しり人といふもの、神の御ふみ説る趣は、みなあらぬから意のみにして、さらにまとの意はえ、ぬものになむ有ける。

眞淵の教示と宣長の精勵

之を見れば眞淵が古典研究の精神は、支那思想を去りて、我が固有思想を探究するを本旨とし、それには順序として古語に精通せざる可からずといふ持論を披瀝せるを、宣長此の教誡を遵守せる事情を詳にし得。果せるかな、積年累月、其の志す所に努力し、遂に大著の完成を告ぐるに至りしものにて、宣長が學問上如何に着實なる態度を持せしか、如何に期する所に向ひて精進せしかは、察するに餘有りと言ふべく、それと共に眞淵の薰化の如何に大なりしかも想ひやらるべきなり。

本書の功程

本書は右の文に見ゆる如く、眞淵に入門せる頃明和元年(卅五歳)より着手し、(此の事、本書卷二に自ら記せり) 寛政十年(九八)六月七日脱稿、同十三日淨書をも終へ、こゝに全部竣功を見しものにて、宣長時齡六十九、歿するに先だつこと三年なり。されば本書は實に前後卅五年を通じて手づから拮据せし貴重なる結晶物たり。尙各卷の起草、脱稿等の年紀を示せる功程表本居宣長稿本全集(第一輯九六)に載せらる。明細を知るに頗る便益あり。又本書、上卷の註の卒業に垂んとする安永七年の頃、相模なる飯田百頃に與へたる書面(大正十年版校訂)を見るに、宣長が註釋の筆を進め居りし狀況を知り得ると共

本書を以て國學全
系とする
抱負

に、本書を以て彼の國學全系を示さんとする大抱負を有せしを詳にし得て、頗る興味あり。そは左の文なり。

古事記の事もかにかくにいつさなく、世のいさなみのみしげき身に侍れば、心ばかりはいそぎ侍れど、すがくも事ゆか
で、漸に上つ巻をばりなんぞする程になん侍るを、其一まきの註十まり五巻ばかり侍れば、下つ巻まですべては四十まきばか
りにもや成侍りなん。大かた世の物しり人のもの註するは、たゞこそすくな、るをよきことにはし侍るめり。それはたさるこ
とに侍れど、おのがこの古事記の註は、つばらかなるがうへにもなほつばらかにせんごなん思ひ侍れば、うるさきまで長々し
く侍る也。さるは古事記にか、らぬあだしごなまへ何くれさかきくはへて、大よそ古學の道は、此ふみにつくしてん心
がまへになん侍る。

即ち本書撰述の計畫の規模大にして、隨ひて内容の多面的なるべきは、宣長が最初より期せし所なる
こと、是にて明なり。以下本書に就いて検討する所あらんとす。

卷一(總
論)

卷一は總論にして、其の要目左の如し。

古記典等總論 書紀の論 舊事紀といふ書の論 記題號の事 諸本又注釋の事 文體の事
假字の事 訓法の事

古記典等總論の條は、先づ史書の起原を史に徴して、履中紀四年八月、國史を置かれし記事を擧げ、
「既に當時の事記されたらむには、往昔の事はた語傳へたらむまに、かつんも記しごめら
るべき物なれば、其比よりぞ有そめけむ。かくて書記修撰しめ給ひし頃は、古記ごも多し有つご

書紀尊重
の世風を
慨く

見えたり。」と言ひ、推古朝の修史の事を述べて、之を此の事業の確なる濫觴なりと定め、次いで天
武朝の修史に及び、此の兩朝の記の共に世に傳らざるを言ひ、一轉して元明天皇和銅五年に此の古
事記の成れる次第を述べ、之を古記中の最古の物と稱し、更に書紀が右に後る、こと八年即ち元正
天皇養老四年に成れるを言ひて、此の記は、字の文をも飾らず、専ら古語を主として、古の實のさ
まを失はじと努められたる物なるにも拘らず、世人は概ね書紀を尊重し、此の記は、其の名だに知
らぬが多しと歎き、是漢學盛行の結果、世人は書紀が漢土の國史の體なるを喜び、却りて此の記の
率直なるを顧みざるに因ると論じたり。次いで此の記の後幾何ならずして書紀の撰あるは、記に誤
有る故ならんといふ或問を辨駁して言ふやう、否、然らず。書紀の撰あるは、公にも漢學を好ませ
られしかば、此の記の素樸なるを見立なしとして、廣く事を考へ、年紀をも立て、文飾を施して、
漢史に比肩すべき物を撰ばしめられしならん。天武朝の川島皇子等の撰、又和銅七年の紀清人、三
宅藤麻呂等の撰は、もと此の記と趣を異にし、彼は潤色を加へて漢史に擬するを旨とし、此は古の
正實のさまを傳へんためなるべく、重ねて養老の勅撰あるは、右の潤色の史二つながら宜しからざ
りしに由らん。書紀の撰あるは、此の記の誤有るが故に非ずして、元來其の特色を異にすればなり
と。又此の古事記勅撰の事は、續紀に見えぬを思へば、此は重き公事にはあらで、内々の事と見
え、又書紀神代卷の一書中に此の記を加へられたりと思はるれば、此は多くの古記録中の一書の觀

記の紀に
優れる點
を擧ぐ

あり。何ぞ此の記を完備せる書紀と同様に尙ぶべけんやとの或間に對して、答ふらく、書紀の詳密なるに比して、此の記の及ばざる所多きは勿論なれども、此の記の優れる所有り。其は此の記が古の語言を失はぬを主とせる點なり。凡そ意、事、言の三者は相稱へるものなるに、書紀は後代の意もて上代の事を記し、漢國の言もて皇國の意を記されたり。此の記は古より傳ふるまゝに記されたれば、意事言の三者相稱ひて上代の實を得たるなり。故に彼の一書ごもの一つにして、重き公の書ならずとも尙ぶべきに、此は天武天皇の大御心より起り、元明天皇の詔命による撰録なれば、輕々しき私の書の比に非ず。而も後漢學の盛行につれて、その事正史にも漏れたるならんと絮説し、終に、眞淵江戸に在りて古學を振ひ起し、より、漢籍意の排斥すべきを知る人も出で來り、隨つて此の記の尊重すべきことの知らるゝに至りしは、畢竟大人の功なり。宣長自らも其の御蔭に頼りて、此の意を了解せる結果、此の記を最上の史典と認め、書紀を其の次に置くに附説せり。其の所說中書紀以前の修史の事歴の如き、考證精細を缺く點有れど、只管古意古言を尊重する見地に於て、古事記を推稱せる熱心は、眞淵を承けて、更に其の上に出でたるを見るなり。

書紀の論ひの條は、古來世人書紀をのみ尊み、隨ひて其の神代卷の如き、註釋書も多きに、此の古事記を等閑に附して顧みざるは、世人たゞ漢籍意に泥みて、我が古意を忘れ果てたるに因る。故に漢意の惑を論し、此の記の尊ぶべき所以を顯し、以て國學のしるべせんとして、此の論をなすと

書紀の潤
色

提示し、偕曰く、書紀の潤色多きを知り、其の撰述の趣を解せざれば、漢意去り難く、隨ひて此の記の宜しき事顯れ難しとて、書紀の論に入り、先づ日本書紀といふ題號の非なること、即ち殊更に日本といふ國號を掲ぐる要なきに、其のこれ有るは漢國に對へたりと見えて、彼に詔へる名なり。次に其の記し體、漢土に擬せんとして、意も詞も漢風の飾を事とし、人の言語、物の實まで我が上つ代のに違へるが多きこと、例へば神代卷の首に、「古天地未剖。陰陽不分。渾沌如鷄子云々。然後神聖生其中焉。」の如きは漢籍より採りたる撰者の私説にして、却つて其の次なる「故曰開闢之時。洲壤浮漂。譬猶游魚之浮水上也云々。」とある方が實の上つ代の傳説なり。又「乾道獨化。所以成此純男。」といひ、「乾坤之道相參而化。所以成此男女。」といへる乾坤、伊邪那岐神を陽神、伊邪那美神を陰神と書けるなどの陰陽の如き皆漢意に出で、延いては學問の害となれり。そは易の理、陰陽五行の説を以て神代の事を解釋するに至り、爲に古傳説悉く漢意に奪はれて、我が古道没却せられたればなり。又、美都波能賣神を罔象女、綿津見を少童と書ける類も快からず。御代々々の詔亦漢文の潤色を以てしたれば、古言には訓み難し。其の他、天道、皇天之威など書かれたる天の思想、牛酒、神龜、斧鉞など國俗に合致せざる用字など、漢意に出づるに非ざるはなし。以上は書紀が潤色多くして、古學の害となるを論せるなりと。尙、書紀の訓讀の困難なるを追記して、文のまゝに訓まんに、字音を交へて漢籍を讀む如くにすべきなれど、又訓註を加へられたるを思へば、しか漢籍の如

く讀むべきにも非ず。さればとて古言にのみ訓み難きも多し。今の本は出來得る限、古言に訓みたる迹ありて、中に古き言ごもの遺れるが多けれど、漢文の所は、字に絶りたれば、古意の通らざるもあり。之を心得て看るべしと言へり。

舊事紀

舊事紀といふ書の論の條は、舊事本紀十卷は、後人の偽作にして、聖德太子の眞撰に非ず。此の古事記と書紀とを取合せて集めたりと見ゆ。但、卷三の饒速日命ニギハヤヒの天降らるゝ時の事と、卷五の尾張連物部連の世次と、卷十の國造本紀とは、他の古書より採れる物なるべし。故に今も用ひて助とするに足る事もあり。又古事記今本の誤字を此の書に參考すべきもありと述べたり。

古事記題號

記題號の事の條は、先づ古の事をしるせる記の意にて、書紀の川島皇子等に國史を撰ばしめらるゝ所に、「記定帝紀及上古之諸事」とある、その語、此の題號の意と同じと解釋し、撰者の心には、字音に讀めどにやあらん。されどヤマトブミの例を以てすれば、フルコトブミと訓まんと言ひ、書紀の如く國號を標せずして、單に古事と云へるを貴しと稱揚せり。併しながら、此の記紀題號の名分を云々せる優劣論は一種の僻見にして、今日よりすれば、價值有るものにあらず。

古事記の諸本

諸本又注釋の事の條は、古事記流布本に寛永版本と度會延佳の鼈頭古事記との二種あるを擧げて、前者は誤脱多く訓も悪しと評し、後者は誤脱の訂正も見え、訓も改められたれど、私見を以て文字を改易せるあり、古語に通せずして訓みたれば、言も意も古に違ひて、さらに用ゐる難しと酷評せり。

鈴屋本古事記

而して其の他には辛うじて得たる古本の一様あり。又閱覽せるには、延佳が諸異本を比較して書入れたる本の寫と村井敬義所藏古本とあり。何れも誤多しと言ひ、後又、尾張眞福寺藏古寫本の寫を見るに、此は他本に異なる珍しき事はあれど、誤脱尙多し。されば今は誤無き古本は存せざれど、右の諸本互に得失ありて、對校に益多きを肯へり。此の記の註釋は殆ど之を聞かず。たゞ元々集に古事記釋註を引きたれど、今聞ゆるなしと言へり。此の條に思ひ合すべきは、宣長が諸本を涉獵せし狀況の、鈴屋本古事記の奥書に據りて一層明白なる事にして、そは本居宣長稿本全集(第一輯九六頁以下)に見ゆ。即ち延佳本を以て校合せしは、安永九年、村井本を以て校合せしは天明三年、眞福寺本を以て校合せしは同七年なるを知るなり。且宣長が眞福寺本に就きて、下卷の附箋に識せる言は、古書校勘上の重要資料なれば、こゝに引抄し置くべし。(因みに、此の眞福寺本は、今や古典保存會之を複製せしかば、世に流布せり。)

右眞福寺ハ、尾張國愛智郡名古屋城下ニアリ。北野山眞福寺寶生院ト號ス。俗ニ大洲ノ觀音ト云。(中略)サテ此寺ニ五百年前ノ寫本ノ藏書多シ。コレ根來ノ藏書ヲ寫セル也ト云傳フ。又北畠氏ニ所以アリテ、伊勢神宮ノ藏書ヲモ多ク寫シ取テ藏ス。古事記モ其内也トゾ。天明六年丙午年尾張殿ノ命ニテ、右藏書ヲ寫サセラル、トキ、寫手ノ人、別ニ私ニ寫シ取レルトコロノ本ヲ此度借り寄セテ全部校合スルモノ也。

文體

文體の事の條は、宣長以爲らく、此の記の全文、漢文の格に書かれたり。抑、此は古語を傳ふるを旨としたれば、假字書にこそせらるべきに、漢文にもせられたる所以は、我が國も文字を有せず、古事ごも口々に相傳へしが、漢籍渡來後、其の文字を用ゐ、其の書籍の語を借りて事を記す

に至りしなれど、彼我言語の性質を異にせる爲に、我が國語のまゝには書取り難くして、萬事漢文の格に書き來れるなり。此くて國語のまゝに物書く事は、平安京になりて、平假字の利用せられしに始れるが、但、歌、祝詞、宣命等のみ、古より古語のまゝに書き傳へたることは、一字も違ひては悪しければ、漢文には書き難かりし爲なり。此の如き次第なれば、此の記撰定の頃には、歌、祝詞、宣命等の外には、未だ假字文の書法無かりしかば、世俗のまゝに漢文に書かれしなりと述べ、次いで此の記の漢文の格といふにも、純粹なる漢文に非ずして、種々の體を混用せるを觀察して言ふやう、

さて然漢文を以て書に就ては、そのころ其學問盛にて、そなたさまの文章をも巧にかきあへる世なれば、是も書紀などの如く、其文をかざりて物せらるべきに、さはあらで、漢文のかたはたゞありに掛けるは、ひたぶるに古語を傳ふることを旨とせる故に、漢文の方には心せざる物なり。故字の意にもか、はらず、又その虚置などにも拘らざるころ多かりかし。又序に、全以音連者。事趣更長。是以今或一句之中。交用音訓。或一事之内。全以訓録。とあるをもて見れば、全く假字書の如くにもせまほしく思はれけむ撰者の本意しられたり。故大抵は漢文のさまなれども、又ひたぶるの漢文にもあらず、種々のかきさま有て、或は假字書の處も多し。久羅下那洲多陀用幣流などもあるが如し。又宣命書の如くなるころもあり。在耶里また吐散登許會などの如し。又漢文ながら、古語格ともはら同じきころもあり。立天浮橋而下其沼矛などの如し。又漢文に引れて、古語のさまにたがへる處も、なりくは無きにあらず。名其子云云木保神とあるたぐひ、古語にか、ば、其子名云云木保神と、か、其子名云云木保神とが有べし。此謂之神語也とある、之字の添たるは、古語にたがへり。更往二題、其天之御柱、如先これらも如先てふ言の置所、此方の語とたがへり。更其天之御柱如先往二題といふぞ、此方の語つゞけなる。此類心をつくべきこ

となり。よくせずば漢文に惑ひぬべし。又懷妊臨産或は不_レ得_レ成_レ胎或は尼_レ亦_レ後世_レ或は不_レ得_レ忍_レ其見_レなどの類は、ひたぶるの漢文にして、さらに古語にかなはず。但からさまの文といへども、こころに好みてにはあらざるめれど、當時物書には、なべて漢文のみになれぬるから、よりはづしてはおのづからかゝるころも雜れるなるべし。又庶兄、嫡妻、人民、國家などのたぐひの文字も、此方の言には疎けれど、これらは殊に世に用ひなれたるまゝなるべし。山海、晝夜などの類も、此方には海山、夜晝といへども、これはた書なれたるまゝなり。

と。以て其の文體上の諸要素を甄別せることの精確なるを見るべし。次に古言の記し方に左の如く四種あるを認めたり。

- 一、假字書 其の言を少しも違へざるものにして最も正し。
- 二、正字 アメを天、ツチを地と書く類にて、字義言意相合ひて正し。
- 三、借字 字義を取らず、其の訓を異意に借りて書く。神名、人名、地名に多し。
- 四、以上三種の混用

假字

尙、右の四種以外に、所由ありて書き習へる一種あり。即ち春日、大神、三枝の類なりと附言せり。假字の事の條は、古事記に用ゐられたる眞名假名を精査したるものにして、書中の假名を五十音順に排列し、之に濁音のもの、又は清濁通用のものを區別し、必要に應じて説明をも加へたり。次に假字用格の事を辨明して曰く、大方天曆以往の書ごもは、伊章、延惠、於袁の音、又下に連なれる波比布閉本と阿伊宇延於、和章宇惠袁との類、錯亂せることなし。そは口に言ふ語の音に差別ありしかば、書く上にも自ら假字の差別ありしなりとて、中古以來、右の音の混同より、延いて假字

假名遣

の混亂を來し、こと、定家、假名遣を定めしこと、契沖、古書に参照して假名遣を正し、功を立てしこと等を縷述し、借、假字の正しきは、此の記と書紀と万葉と異なるが、就中此の記の正しきを主張して、清濁兩音の區別の嚴正なること、(此の記中まさしく清濁の違へるは、たゞ十ばかりに過ぎず。)又萬葉の假字は音訓を雜用せるに、此の記と書紀とは、音のみを取りて、毫も訓を用ゐざること、書紀は漢吳音を雜用し、又一字を三音、四音にも通用せるに、此の記のは、吳音のみに従ひて、漢音を取らず、一字をたゞ一音に用ひて、二音三音に通用せざること、此には入聲字を用ゐざること、又同音中、其の言に應じて、假字に定れる用法あること等の特徴を擧げて、弘く引證し、委しく考察せり。其の研究の精緻なるを稱するに足る。次に二合の假字(平群の群、阿曇の曇の類)及び借字(二合の借字も)の表を載せたり。

訓法

訓法の事の條は、古書は語を嚴重にすべき中にも、此の記は殊に古語を委して考へて、訓を重くすべきなりと提示し、理由を述ぶるやう、序文に、天武天皇が稗田阿禮に親ら仰せ賜ひて、帝皇の日繼と先代の舊辭とを誦み習はしむとあると、安万侶朝臣が阿禮の誦べたる勅語の舊辭を撰録すと言へるを見れば、古語を旨とせしを知るに足る。而して古語を違へじとては、容易に書取り難き故に、一往口に誦み習はしめて、さて書記さしめんとの大御心と推察せらるゝを以て、古語のなほざりにすまじきを知るべし。此の趣旨は記の文面に顯著にして、訓を註せる所、聲の上下を示せる

所あるを思ふべし。されば一字一言と雖も、安にすべからずと言ひ、隨ひて此の書の訓讀を嚴正にすることは、容易ならず。それには漢風の交らざる清き古語を求めて讀むこと詮要なりとて、其の爲には、宣命、祝詞に熟し、此の記及び書紀の歌並に万葉をも味ふべしと説きて、其の讀習上の注意を縷述し、進んで此の記の訓み方に及びて曰く、

さて又此記は、彼阿禮が口に誦習へるを録したる物なる中に、いさ上代のまゝに傳はれりき聞ゆる語も多く、又當時の語つきとおぼしき處もおほければ、悉く上代の語には訓がたし。さればなべての地を阿禮が語と定めて、その代のこゝろばへなして訓べきなり。

と断じ、更に文面と讀法との關係に就きて左の如く解決を與へたり。

- 一、同言を一は委しく書き、一は略きたるは、委しき方を標準とすること、例へば成坐流神之御名者といふを、成神名とも、所成坐神名とも、所成神御名ともあるは、同語として同一に委しく讀むが如し。
- 一、御、坐、賜、奉等の字(敬語)を略ける方にも、必ず添へて訓むべきこと。
- 一、同言を一は假字、一は漢文に書けるは、漢文の方をも假字の方に倣ひて訓むべきこと、例へば立天浮橋の立は、於天浮橋多々志のタ、シに準じ、不伏人は麻都漏波奴人に準するが如し。
- 一、同様の事を一は古語に書き、一は漢文の格に書けるは、古語の方を則として訓むべきこと、例へば二柱の方に倣ひて、十神をトバシラと訓むが如し。
- 一、一句全然漢文にして、古語に懸隔せる所も、文字に拘らず、古言を求めて訓むべきこと、神代紀に願賜之間。此云美羅摩沙可利爾とあるなごを旁例とすべし。

宣長は此の方針に基づきて、本文の訓點を改訂せるなり。其の成績は再び後に陳ぶべし。借右に次いで、古記を古語に訓む上に、且爾乎波を考へ正すことの肝要なるを言ひ、假字の清濁は、此の記殊に正しければ、そを嚴守すべきを述べ、又漢土の四聲（平上去入）の名目を借りて、神名などに上、去の字を註せる即ち聲の上り下りの事に就いても詳に講説する所あり。次に漢文の助字の類の記中の用法種々なるを見分け、一々之を拾ひ出し、之、於、者、而、矣などより、於是、是以、如此、然而などさては故於是、故是以に至る迄、其の用法と訓み方を註記する事大に努めたり。此の一條は前の文體の條と併せて、宣長が如何に古事記を精査せるかを最も能く示せり。

直毘靈

國學思想

以上は總論の梗概を述ぶるに共に、予の所見を附したるなり。次に直毘靈一篇を添へたり。此は道の本旨を論じて世人の惑を解かんとする意に出で、彼の國學思想を約説せるもの、明和八年の稿なり。以爲らく、我が國は皇祖大神の生れませる國にして、其の天壤無窮の神勅と共に國體の基礎定めり。歴代の天皇は天つ神の御心もて、神ながら知ろしめしければ、古の世には、殊更に道といふ事無かりしなり。もと萬の教を何々の道といふは、異國の風なり。世降りて、漢學起り、漢風を習ふに至りて、我が古の風を神の道と名づけて、區別するに至れるなり。抑、此の天地の間に有りて有る事は、皆神意に出でたるが、皇位の天壤無窮なるは、此の道の異國の萬の道に勝れたる靈妙にして高貴なる徵證なりとす。而して此の道や自然の道若しくは人爲の道にあらで、開國以來、神の傳

神の道

へ給へる道なり。さて此の道の眞意は、古事記並に諸の古書を味ひて知らるゝなるが、世人は佛敎と漢學とに溺れて、之を悟らす。されば世の所謂神道の教も、異國の道に倣へる私事なり。故に古の世には、天皇の大御心を心として、大命を畏み敬ひ、各、祖神を齋き祭り、家業にいそしみしなれば、今、道とて別の教あらんやと。此く論せる所を見れば、宣長は、若し道と云はゞ、固有の國風是なりとし、その字内に特絶せる點を寶祚の無疆にありと力説し、消極的には、漢佛を排し、後世の俗神道をも斥け、積極的には、古意を知る鍵として古典を重んじたり。而して畢竟するに、我が惟神の道の詮要は、尊皇、敬神、崇祖、勲業に在りとせるなり。素より一面に於て獨斷に失すれども、能く國體觀念と風敎思想とを結合せるものなり。是、彼が古典研究より歸納せる當然の結論なりとす。其の眞淵を紹述して、一層此の國學思想を弘布せる點は、宣長の功の大なるを認めざる可からず。

國體觀念
と風敎思想
との結合

本書卷二

本書卷二は古事記序文の註解と、大御代之繼々御世々々之御子等と題せる古事記に據れる神皇御系譜とを收む。前者の中に、此の序の後人僞作説を反駁すること、阿禮を稗田老翁と記して男子と見做せる事等注目すべし。後者は釋日本紀卷四の帝皇系圖を有力なる參考資料に仰ぎしなるべきが、而も極めて詳密なり。

卷三以下
(詳註)

卷三以下は記の本文に對する詳註なり。本書卷冊の關係左の如し。

一四 宣 長

上卷(神代)……………卷三より卷十七まで、
 古事記 中卷(神武天皇より應神天皇まで)……………卷十八より卷卅四まで
 古事記傳
 下卷(仁德天皇より推古天皇まで)……………卷卅五より卷四十四まで

校訂

先づ文字の校訂に就きて述べんに、總論に擧げたる諸本を以て對校せる由は、所々に斷れるにて知らる。例へば、「許袁呂許袁呂邇」は諸本に「許々袁々呂々邇」と書けるが、延佳本に従ひて正しく書けりといひ、(四卷)「其矛末垂落」の下なる之の字、諸本に鹽の字の下にあるは、上下轉倒の誤寫なれば、一本に従ひて訂せりといひ、(同)「爲生成國土」の爲は、眞福寺本には以爲とありて、確なれど、餘本皆、以の字無ければ、今は其に従へりと云ひ、(同)「肥國」以下十三字、眞福寺本及び一本に依る。此處を舊印本延佳本などに、「肥國謂速日別日向國謂豐久士比泥別」とすれども、上に「有面四」といふに合はざれば、日向國を加はへぬが、古本なるべしと云へる(五卷)が如し。尙、試に脱文を補填せる所もあり。

訓點

其の進展

次に訓點に就きて述べん。それに就きては、記の本文に訓を附したる(無註)彼の別刊本古訓古事記三卷(寛政十一年の宣長の序、享和三年の長瀬眞幸の跋あり)を見るも可なり。偕、宣長の古訓の研究が如何に進展せるかは、順次寛永版本、延佳本を経て、本書へと見較べ行けば、一目瞭然たり。今一例を擧げんに、概して寛永版本は訓を附くること粗く、誤も亦尠からず。古意に適へる書として見んには、殆ど其の用を爲

さざる物なり。即ち、

亦問 汝 哭 由者何答自言我之女者自本在ニ 八 稚女ニ是高志之八俣遠呂智以音 毎年来喫今且可来 時故泣全問ニ其形如何答白彼目如ニ赤加賀智ニ而身一有ニ八頭八尾ニ亦其身生ニ薙及檜樞ニ其長度ニ餘八谷峽八尾ニ而見ニ其腹ニ者悉常面爛也此訓ニ赤者今ノ酸醬者也

の如き程度なり。其の「高志」「峽」「爛」は誤讀なり。之に比すれば、延佳本は訓點漸く密になれるを見る。即ち、

亦問 汝 哭 由者何答自言我之女者自本有ニ八稚女ニ是高志之八俣遠呂智(註略) 毎年来喫今且可来時故泣。全問ニ其形如何答白彼目如ニ赤加賀智ニ而身一有ニ八頭八尾ニ亦其身生ニ薙及檜樞。其長度ニ餘八谷峽八尾ニ而見ニ其腹ニ者悉常面爛也(註略)

亦問 汝 哭 由者何 答自言我之女者自本在八稚女。是高志之八俣遠呂智(註略) 毎年来喫。今其可来時故泣。爾問其形如何 何。答白彼目如赤加賀智而身一有八頭八尾。亦其身生薙及檜樞。其長度餘八谷峽八尾而。見其腹者悉常面爛也。(註略)

古言を考へ、古意に悖らざらんを期したるは、延佳の上に嶄然として拔んでたる觀あり。されど文字に拘泥せず、古言に準據すとは云へ、右の「答」の字を訓まざるは如何、又文面に現れざる語法を用ひて、「ヤマタヲロチナモ……クフナル」の如き係結もて訓めるは如何、此等は宣長の訓法に首

宣長の訓法の得失

肯し難き點なり。尙、其の他の數例を舉げんに、本書卷四なる「各言竟之後」を敬語に訓みて、「オノノリヲマヒテヘテノチニ」とせるが、口調の上よりは、「オノノリヲヘタマヒテノチニ」の方優らずや。又卷十(白兔の段)なる族の字を、親族の意に非ざればとて、「トモガラ」と訓めるが、「ウガラ」又は「ヤカラ」と訓まざれば、族といふ字に離るゝに非ずや。(理に於て親族ならずとも、童話的の語) 此く見來れば、吟味の餘地少からざるなり。然りと雖も、能く師説の從ふべきに従ひ、又自ら工夫を凝らして、一字一語も忽にせざりし苦心には大に同情すべきものあり。卷四なる「矛末」の末を「サキ」と訓みて、「スエ」と訓まざる辯明、並に同卷の「不良」の字を「ヨカラズ」「サガナシ」「フサハズ」と三種に訓み得るを考證して、「フサハズ」に決せる次第などを讀まば、何人か之を肯はざらん。熟考ふるに、古事記を讀むことは、萬葉を讀むに比して、寧ろ困難なるものあり。即ち記の文が言ふまでも無く散文なることは、字數句數に拘束ある歌と頗る事情を異にせり。故に如何に文字を省き、若しくは語を補ひて讀むべきか。書紀の古訓、並に祝詞、宣命の文脈を以て類推すとも、そは程度の問題にして、阿禮が口誦のまゝ(少くとも上代の物語體)を、夫の文面より得んことは、嚴密に言はゞ、殆ど不可能の事なり。されば前述の如く、宣長の訓にも多くの議すべき點を存すべく、素より彼の努力が此の問題に解決を與へ盡し、ものごは斷じ難しと雖も、豊富なる古言の理解を以て、更に眞淵の上に一步を進むるに非ずしては、此く迄に改正し得ざりしを想へば、其の功を多

とせざる可からず。

事實の取
扱方
傳承の比
較研究

次に古事記記載の事實の取扱方に就きて、如何なる用意を以てせるかを見るに、毎に書紀其の他の傳承と比較考察せるは、當に然るべき事と言はざるべからず。例へば諾冉二神國生ノクニニクニの後に大事忍オホコトオシ男神以下十神を生みませる段に於て、下の阿波岐原アハギハラの御禊の段、書紀の一書並に大祓の祝詞を引來りて、此の十神は彼の御禊の時に成りませる神たちの一つの傳なりしが、錯亂して彼處と此處とに重出せしなりと考へたるが如き、又大國主神のこと、書紀本文には素尊の御子とありて、此の記と異なるに就きては、此の記の方を據るべしとして、論じて曰く、凡て上代には遠祖トホフヤまでを皆オヤと云ひ、子孫末々までを皆コと云へるを以て、書紀のは御子孫ミムスの意にて、御子と傳へたるより混淆を來せるなるべく、そは此の記に世々の神名さだかに見えて、六世の孫なること著ければなり。且書紀も一書、又一書二つとも、此の記に合ひ、姓氏錄の素佐能雄命六世孫大國主の文も一致せるをやと考へ説けり。かゝる類處々に存せり。此の方面の研究には、傾聽すべき説多し。

宣長の古事記の内容研究を吟味せんに、積極的に自説を披瀝するに當り、消極的に舊説を駁撃して、殆ど餘す所無し。即ち高天原タカマノハラの註に、「天皇の京ミヤを云など云る説は、いみじく古傳コトワザにそむける私説なり。凡て世の物知人みな漢籍意に泥み溺れて、神の御上の奇靈オモヒきを疑て、虚空カラの上に高天原あることを信ウケざるは、いと愚なり。」と難じ、幸魂サキミタマ、奇魂オモヒタマの註に、「此幸魂、奇魂を漢籍にいはいゆる魂

舊説を論
破す

魄にあて、云ふ説、又幸を先の義とせる説など皆ひがことなり。又この問答(著者曰、海より來れる神と大國主神との問答をさす。)を、山崎氏などが自問自答といふなどは、漢意に溺れて、神道をえしらぬものなり。」と打破せるが如し。如何に漢意の解釋を斥くるに急なるかを見るべきと共に、彼自身が古意の闡明を以て務せる態度をも認むべきなり。尙卷十五の外宮の考證の如き、完膚なきまでに舊説の陋を破せるを見る。

他説の採用

他説を甄別して、其の採る可きを探れるは、其の師真淵のを最とす。此の事は玉勝間二卷「おのれ縣居の大人の教をうけしやう」の條に、自ら「さて古事記の註釋を物せん心ざし深き事を申せしによりて、その上つ卷をば、考へ給へる古言をもて假字がきにし給へるをもかし給ひ、又中卷下卷はかたはらの訓を改め、所々書入ナなどをもてづからし給へる本をもかし給へりき。古事記傳に師説とて引きたるは、多く其本にある事ごも也。」と記せるにて、其の事情明白なり。吾友として引けるには、横井千秋、内山真龍の如きあり。千秋の勾玉考は之を賛して、卷十五の追考に入れ、真龍の出雲風土記解は殊に能く參考せり。門人田中道麻呂、澤真風、稻葉通邦の説の如きも引用し、準門人白尾國柱の神代山陵考の如きも之を涉獵せり。而して門下服部中庸ナカフネの天、地、黄泉の事を説ける三大考を稱揚して、本書卷十七の附録とせるが如きも、宣長の態度の寛裕なるを見るに足れり。其の衆説を涉獵せんとする熱心は、士清に寄せたる消息(本居宣長稿本全集第二輯所収)に、多田義俊の古事記註の事を言ひて、

士清との關係

多田兵部が作に、古事記の注釋有やうに覺えしよし、かの遠江人の物語なりしはいかゞ、見給ひし事は候はずや。かの多田氏はみだりなる事のみいふたのこなれば、さのみゆかしくも候はれど、たま／＼よき事もまじりもや候はん。ごあるに徴しても想察せらる。而して彼の此の神典研究に關して、大なる刺戟となりしは谷川士清なるを看過すべからず。士清は宣長に長すること廿一歳の郷國の先進にして、其の日本書紀通證は寶曆十二年即ち宣長卅三歳の時全く刊行を遂げられたるが、宣長は夙く同五年の比、通證卷一附録倭語通音を抄録して、其の卓見に推服し、後、明和二年初めて士清に一書を裁し、爾後漸次交情を重ね、互に學問上の意見の交換をなしたるものにて、其の往復文書の今に存するもの(本居宣長稿本全集第二輯所収)其の間の消息を示せり。それに據れば、宣長は士清より其の倭訓栞を借覽し、又士清へ自著古事記傳を示し、以て互に推重せる状態(卷十三、哭女の條)を詳にし得。兩者各、根本的に神典研究上の見地を異にすれども、宣長の本書に士清の影響の存するは否み難し。彼の本書總論の眞假名の考説の如き、通證の音韻類字の考究より感得せるものなるべく、又本書註釋中に、谷川氏云々として通證より引用せる所少からざるをも見受くるなり。

宣長の自見の觀念

偕、宣長自らの思考せる所を觀察せんに、先づ神の觀念を検するを第一歩とすべし。彼は神といふ名義ナノコトは強ひて説を立てず、其の概念を示して曰く、
凡て迦微カミとは、古御典等に見えたる天地の諸の神たちを始めて、其を祀れる社に坐御靈イミをも申し、又人はさらにも云ず、鳥獸木草のたぐひ、海山など、其餘何にまれ、尋常ならずすぐれたる靈のありて、可畏き物を迦微とは云なり。

一種の汎神論

さて、頗る廣義の解釋をなし、更に之を詳説して、「すぐれたる徳」といふには、惡しきもの、奇しきものをも含むと云ひ、人の神といふには、天皇は御世々々皆神にましますこと、次々にも神なる人古今にあること、一國、一里、一家にも程々に神なる人あること、神代の神々も其の代の人なりしこと、人ならぬ物には、雷、龍、樹靈、(即ち天狗)狐なども神なること等に及び、神は此く種々にて、貴賤、強弱、善惡區々たれば、一むきに論じ難し。且神々の事は靈妙なれば、人智の測るべきに非ず。たゞ畏み尊むべしと言へり。(三)是一種の汎神論 (Pantheism) なり。而して春秋の交代、風雨、若しくは國の上、人の上の吉凶等、總べて神の所爲なりと説ける(直鬼)は、自然及び人間に互りて、百般の事皆神慮に出づるを肯定せるものにして、隨ひて生死の問題も、神の支配に基づくものと信じて、凡て人の死ぬるは、泉神の御所爲にして、生るゝは、伊邪那岐神の御恩頼なりと解し、(六)吉凶禍福の問題も亦同様に觀て、世の中の有らゆる惡しき事は、皆黄泉の穢より起る。而して惡しき事を、古くはキタナシともマガとも云へり。此の凶惡をよくなすを、直す、よくなるを直るといふ。穢を清むるを、禍を直すと云へり。此くて有らゆる善き事は、此の穢より起る。故に吉善を、明し、清し、直しなご云へり。黄泉の穢によりて、禍津日神成り、凶惡を清むとして、マガを直し給ふ直鬼神成りませるなりと解せる(同)を見る可し。尙形而上の問題たる神の魂の解釋を見るに、和魂、荒魂と二つに對へ言ふは、其の徳用を云へるにて、全體の靈は靈として存して、此の二つに分れたる

神の魂の解釋

外無きには非ず。そは一つの火を分け取りて、燭と薪とに移すに、兩つながら然ゆれども、本來の火も尙消滅せざるが如しと説き、幸魂、奇魂は此の和魂の名にて、二魂に非ずとて、幸魂を荒魂、奇魂を和魂とする説を排せり。而して神に靈有るが如く、凡人にも程々に靈ありて、そは死ぬれば、黄泉國に去れども、尙此の世にも留りて、福をも禍をもなすこと神に同じと説けり。此は神人の一致よりして、靈魂の存在及び作用の兩々同様なるに論及せるものなるが、論旨常識的にして、深奥なる思索を敢てせるものには非ず。

高天原及黄泉の説

又高天原、黄泉の如きを如何に解釋せるかと云ふに、高天原は天なりとし、其の兩者名辭の差別は、天は天神の國なる故に、山川草木の類、宮殿其の他事々物々、此の國土の如くにして、尙優れたる所なれば、神々の御上の萬事も、此の國土に於けると同様なるが、之を高天原と云ふは、天上の事を此の國土より語る稱なりと説き、黄泉は死者の往き居る國にして地下に在り。根國と云ふも黄泉の事なりと説きて、出雲風土記なる出雲郡宇賀郷の洞穴の黄泉に通ふ一路なるを肯定せり。此等も哲理的思辨を用ゐず、單に現實に即せる常識的解釋に了れる觀あり。

神代の所傳に對する彼の考究法は、右の如く概して哲學的解釋を以てせるに非ず。又上代人の心理状態を主として、詩的空想の要素の多分なるを認むる態度に出でたるにも非ず。彼は「凡て神代の傳説は、みな實事にて、その然有る理は、さらに人の智のよく知べきかぎりには非れば、然る、

彼の考究法の批評

古意の尊重に偏す
論斷の控
目なるこ

(著者曰、漢意を指す) さかしら心を以て思ふべきに非ず。……凡てみな傳説のまゝに心得べきことなり。」(六卷)と其の意中を漏らせる如く、神典の記叙は皆事實なるが、其の理は人智の窺ふべきに非ざるを以て、その儘に體得すべきのみと主張せるなれば、其は神話と史實との辨別をなさず、神祕を神祕とし、此に對して無條件崇拜を唱道せるものと見ざるべからず。漢籍若しくは佛典の思想に馴致せられたる傳會説を排斥するは可なり。而も一面に於て、人智の窺ふべきに非ずとて不問に附するも不可ならずや。例へば迦具土神の身に成れる八柱の山津見及び伊邪那美命の御身に成れる八雷神の、それれ、其の體の部分と、そこに成れる神の名義との關係の如きは、最も解明を要すべき事なるに、之を考究せざるが如きは、頗る嫌らざる所なり。又素尊の大蛇殺戮の事が果して何を意味せるか、其の意義を明にせざるが如きも、今日よりすれば、甚だ遺憾なり。凡そ此の記の傳説たる、固より外來思想を以て牽強の説明を加ふるは不可なれども、其の上代の傳承も、阿禮が口誦し、安萬侶が筆録せし當時の背景たる文化の進展程度を以てすれば、毫も支那思想の混入無しとは保し難き所なり。例へば諾冉二神のミトノマダハヒに於ける夫倡婦隨の思想、若しくは諾尊が桃實を以て黃泉軍を撃たれし思想の如き、之を我が固有思想として其のまゝに看過せるは、所謂古意の尊重に偏して、比較研究を忘れたるものとなさざるべからず。

然りと雖も、其の論究せる所、考證的確にして、能く肯綮に中れるものあり。然るにも拘らず、彼

は極めて慎重なる態度を持して論斷を控目にせるも見ゆ。其の一例は卷九、大氣津比賣神へ保食神と同一神の註の中に、月夜見命と須佐之男命との同一神なるべき理由多しとて論じながら、尙斷定を憚れること左の如きを見るべし。

まづ月夜見の夜見は黃泉にて、須佐之男命の就歸たまへる國名なり。根國は即黃泉のこなる由は、既に上に云るが如し。晝夜を以て云ば、晝は此世、夜は黃泉なれば、夜食國も由あり。又此記に、須佐之男命に海原を治せし事依たまへると、書紀一書に、月夜見命に、滄海原潮之八百重を治せざるを思ひ合すべし。又この須佐之男命の、大宜都比賣神を殺し給へるを、書紀には月夜見命として、天照大神怒甚之。曰汝是惡神不須相見。乃一日一夜隔離而住。とあるも、須佐之男命めきて聞ゆるをや。然れど諸の古書に、此を一神としたる傳へはなくして、みな別神としたるは、全一神の如くにして、なほ別神に坐深き所以あることなるべし。今たやすく云べきにあらず。

卓見の一

而して夫の大蛇の段(卷九)の「於湯津爪櫛取成其童女」の意の如き、古來之を正解せるもの無きを、宣長は「是は比賣の身軀を櫛に變化て、須佐之男命の己命の御美豆良に刺給なり。」と斷定し、「中古より異説ありて、稻田姫の處女なるよそひを化て、櫛を其髻にさして、須佐之男命の御妻にしたまふなりといひ、或は須佐之男命の、稻田姫の形に化て、櫛を爲て御髻にさしたまふなりと云は、みなひがごとなり。」と駁せるが、此は千古の疑團を一掃せるものにて、説く所期せずして神話學上變形(Metamorphosis)の思想を以て解釋するものと其の揆を一にせり。此の如きは取るべき點なりとす。

語釋は宣長の最も意を用いたる所にして、一語を解するにも、博引旁證、綿密を期したるは、「言
 依賜也」(四卷)のヨサスの註に、神代紀、萬葉、續紀の宣命等を引證せるにも見るべし。而して他説
 を参照せるには、新井白石の東雅を引ける證迹あること注目すべし。(卷十七、葦草の註に東雅の萩
 の條を引ける如きを見よ。)若し夫れ其の語原を釋くに至りては、全く真淵の亞流にして、延約通略
 の學説を規矩準繩として、其の埒外に出でず。即ちイザナギはイザナヒギミ、イザナミはイザナヒ
 メギミの約略とする真淵の説を承けたる如き、又自ら説を立て、は、讚岐は竿の調の意(ノツ、ヌ
 と約り、ヲを省く。)かといひ、斐(國名)はオゾマシなどのオゾの約りなるべしといひ、蛇はヲオド
 ロチ(尾のおごろくしき意)ならんと云ひ、喪はマガコトの約り(マガ、マとなり、コト、コト
 なり、マコ、モとなり)なりと説けるなど、其の考究に努力せるは多とすべきなれど、餘に迂遠に
 して、容易に信憑し難きものあり。此も今日より見れば、幾何の成功を收め得たるか、覺束無しと
 言はざるべからず。洵に後世よりして逸乎たる上代の語を解明せんことの頗る困難なるは、宣長自
 ら既に能く體得せる所にして、左の言を發せるにも之を徵すべし。

凡て古語は、意はいさやすらかにて、こころなき物から、千歳の後の世に、其を解こころは、いさかたきわざになむ有ける。其
 故は、よるづの詞は、その體も意も、世々に移轉て、いたく變りきぬることなるに、奈何か容易は心得らるべき。彼狹土(著
 神の狹土なり)の狹を坂ぞと云が如きも、坂てふ言にのみ耳なれつる流の末の人心にはいとも物遠くて、信られぬことと思へ

り。こは古學をこくして、川の八十限を經のぼりて、潭に至り見む時ぞ然こころは覺ゆべき。然あるものを、代々の物知人
 の書紀の神名などを説たるは、後の世の心詞を以て、直に當たる故に、こころなく今人の耳には、やすらかに聞ゆめれど、源
 にのぼりて見れば、皆非(五)にて、中々に物遠くなむ。(五卷)

と言へるは、苦しき辯解に傾きたる觀あり。さは云へ、一語に數義を案出して、自ら取捨せる所な
 ざ少からず。其の苦心には深く同情せざるべからず。

歌謠の解

予は尙、本書中の歌謠の部分に就きて、宣長の努力せる點を略述し、以て本書に關する論述を終
 へんとす。其の詳細なる註釋の特色として擧ぐべきは、契沖の厚顔抄、真淵の略註若しくは冠辭考
 の如きを能く咀嚼して折衷をなせること、(殊に契沖を祖述せる通例として、卷十九、神武
 天皇御製「宇陀の高城に云々」の註を見よ。)古代語法の考察の
 緻密なること(例へば「解かれば」のイハ、
 はメニの意なりと云ふ類)一首の總意を懇切に説けること等なりとす。記紀の歌謠に就い
 て考究する者は、契沖、真淵の述作と久老、守部の撰著との間に、此の宣長の有力なる考説を逸す
 べからざるや勿論なり。

之を要するに、本書は以上縷述せる如く、主として國民的固有思想の發揮に努めたるものにして、
 能く外來思想を斥けて、古意を探り、後世よりして私意を逞しくすることを厭ひて、ひたすら古傳
 を尊び、其の用意としては、該博なる學殖を以て、聯關せる古書に徵證を求め、又遍く古語を考究
 して解釋の中正を期し、而も或は衆説に質し、或は自ら反復熟慮し、多年に亙りて砧々として電勉

し、拮据經營能く此の大著を完成せしが、是其の學風の綜合的にして、識見の超凡なるに加ふるに、其の精根の絶大なるに非ざるよりは、到底此の成果を見得ざりしや明なり。契沖に起り、春滿、眞淵に發展せし古典學は、宣長の此の大業に依りて、一層の進歩を示し、且一大集成を遂げられし觀ありとす。所謂本居學の旗幟こゝに至りて鮮明となり、海内の學徒適從する所を知るに至り、狹義には宣長は一大學者として崇敬の的となり、廣義には國學其の物は隆盛の機運に到達せり。これよりして國學圈内の人々は、とにかく古事記傳に學ばざれば、其の業を完うする能はず。随つて其の影響の及べる所、宣長以後の人と述作とに顯著なるものありとす。然りと雖も、既に論じたるが如く、宣長の説く所、言語文字に即する餘、更に深く歩武を進むべくして進めず、爲に神祕は神祕とせられて意義の闡明せられざるもの少からず。旺盛なる信念が却つて科學的思索に累をなせる觀あるは遺憾なりとなさざる可からず。されば後、守部の如き宣長の學説を反駁せる學者の起りしは、亦當然の事となさざるべからざるなり。

宣長が古事記を尊重せる立場よりして、書紀に對する考察は、一方に於て、

神代紀
華山陸

神代紀ワタケ華山陸カク 一卷（本居宣長全集第四の内）

となれり。此の書、鈴屋翁略年譜に、寛政十二年刻成る由見ゆ。同補正には、尙、同十年十一月脱稿の由見えたり。

宣長は書紀の漢文漢意の爲に、古傳の蔽はれたるを歎き、神代の眞の尊さを發揮せんとして、潤色の文意を甄別し、併せて神代の卷を讀むに心得べき節々をも書出せるなり。其の辨する所を檢するに、例へば、高天原に生坐せる神五柱イハましますをさし措きて、國常立尊を第一に擧げられたるは、これより前には、神無きが如くなるは、此の國土を主として、天に生坐せる神をば、撰者の心しらひを以て略かれたるものなりと言へる如き、又神代卷の本文は、古記の正説を探られしなるべけれど、却つて然らざるあるは、漢籍さまに近きを取合せて綴られしならんと言へる如き、古事記を古傳の典型と認めたる見地よりの立論たり。

乾道云々、乾坤之道云々は、撰者、漢意を以てさかしらに加へられし潤色の漢文にして、古の傳説にあらずと言ひ、又陽神陰神若しくは陰陽之理などの陰陽も、潤色にして、後世の邪説を招致し、古學の妨となれりと言ひ、靈運當邊の四字の如きは、除き去りて能く聞ゆと言ひ、雉堞、城闕云々の如き文字は全く漢文の添言なりと言へるなど、古事記傳の總論に述ぶる所と同一なるが、其の如何に漢文漢意を排斥せるかを見るべし。又正通の口訣などに始れる天神七代、地神五代の事の如きも、後世の俗説なりとて頗る之を貶せり。

見林の評閱、秀根の集解の如き、宣長の時代に比較的近き著作なるが、宣長之を參考に資せる迹あり。又門人上田百樹の意見を處々に引けり。

こゝに書紀關係の事にて一言すべきは、齊明紀童論の考究なり。即ち玉勝間^三に自見を記せり。其の訓註左の如し。

トワトヨミ。(トワは山のたわみたる所、トヨミは響動。)チノヘダチ。(尾上田也。)カリガリノクラフ。(雁々の食ふ也。)トワトヨミ。チノヘダチ。カリガリノクラフ。ヒラクヅマノ。(平儀儀の也。)ツクヤシ。(仰りし也。)オサヘダチ。(押塞田也。)カリガリノクラフ。

と云ふにあり。此は「或人の考へおきたるによりて、おのれ又考へたる」なりと言へるが、春滿の秘説とて流傳せるものを觀、契沖の説にも參へ考へて自説を立てたるものなり。

宣長亦古典研究の立場よりして風土記に注意を怠らざりき。玉勝間^四に、「風土記のおこり」と題して、續日本紀和銅六年五月の詔を摘録せるを見て之を知るべく、又同書^十に、「出雲風土記意字郡の名のゆゑをしるせる文」と題して、所謂國引の段を摘出し、校字加註をなせるをも注目すべし。抑宣長は明和八年、士清所藏の善本を借りて、出雲風土記一卷を書寫せること、鈴屋本奥書に證あり。後、寛政八年、出雲風土記意字郡古文解をものせるにて、古文解といふは即ち玉勝間所載の物に異ならずと云ふ。(本居宣長稿本全集 第二輯七六二頁)

宣長は祝詞に關して、左の二著を成せり。

大祓詞後釋 二卷 (本居宣長全 集第五の内)

出雲國造神書後釋 二卷 (前)

共に眞淵の祝詞考の追補にして、後釋と題する所以なり。前者は寛政七年に成り、後者は同五年に成れり。前者より論述せん。其の中に、先づ祝詞の語義に就いて言ふ所を見るに、

能理斗^{ノリト}登^トは宣説言也。其由古事記傳に委云り。すべて能流といふ言は廣くして、上へ申すにも、下へいひ聞すにもつかふ言なるを、詔字宣^{ノリト}字などは、上より下へいひきかす方につきて當たる物也。凡て皇國言と漢字と全くは合ざるを、かたへの合へるごころにつき當たる多し。必詔宣などの字にのみ泥むべからず。萬葉に告^{ツク}字をも詔字をも能流に用ひたるを思ふべし。斗^ト久も同じとにて、上へ申すにも下へいひきかすにも用ふる言也。是も説字には泥むべからず。かくてのりごごは神に申す詞也。言を省きて能理登ごのみいふ。

と云ふにありて、眞淵の説と異なるを知るべし。宣長重ねて辨するやう、

考(著者曰、祝)には、のりごごの本の意を思ひ誤りて、皇祖神の詔賜言と定めて説れたる故に、すべてあたらしむと多くして、祝詞の字をまかなはずといはれたれども、此字はのりごごによくかなへる字也。書紀に又、大詳辭も書れたる諱字は、告^{ツク}曉之熟也と注せり。これにても詔賜言の意にあらざるとを知べく、又此同じ事を神説もある、それにも祝字を書たるにても、祝詞の字のかなへるとをまゐるべし。

と。以て如何に眞淵の説を補訂せるかを見ん。祝詞製作の年代に關しても、亦眞淵に對して大に異見を立てたり。以爲らく、

宣長今此考の論につきて、猶つら／＼かむがふるに、祝詞式に出たるもの／＼の祝詞ごもの文、おの／＼まさりおこり見えて、まことにふるき後なるごのけぢめあり。そが中に、出雲の神賀詞ご、この大祓のまをふるしご云れたるなごも、まことにさると

見えて、此大人にあらずは、たれかはかゝる古文のさるけぢめをばよく見わかむと、いさたふさくぞおぼゆる。

と、一往眞淵の卓見に推服せるが、巨細に互りては、其の説を信用するに足らずとせり。即ち語を繼ぎて、

然れども、これはかれよりおされり。それはこれより後也など、一つ二つに品を定めていはれたるは信られず。すべて古の事さばかりこまかにけぢめの見え分るゝ物にはあらず。又出雲の神賀詞と此大祓の詞を、中にすぐれたりとして、そのさまを評めいはれたるをいふも、あたれりとも聞えず。今よく味はひ見るに、たゞそのいへる事のさまによりて、おのづからさも聞ゆるにこそあらめ。さらに造れる時代によりてにもあらず。又其人のたくみによれるにもあらざるをや。次に崇神、大殿は云々、新年、廣瀬、立田は云々、これらの評も、おのれはみな然らじこそ思へ。さて餘のは、さるにたらざるこそいはれたるも、心得ず。かの祝詞ごもおきて、外にもなほふるくめでたく見ゆるはある也。又それは其時代に作れりと、さだめられたるも、皆うけられぬ也。

と、其の意を漏し、次に自己の意見を吐露するやう、諸の古き祝詞は、初、辭句形式必ずしも一定せず、年ご共に先例を逐ふに至りて、いつとなく定り、物に書き記し置きて用ゐしならんが、それもいつ頃よりとは明言の限に非ずと説き、言を進めて、

さればもろくの祭の中ふるき祝詞は、おほかたはいさ上代より申しならへるまゝにて、いさくふるきを、そのつゞりさま、いひざまなど、いさかづは世々にうつりかはり來ぬるも、おのづから有さ見え、又後に加はりし、省かりし、かはりもしたるとなごも、すこしづはまじれるも有さ見えたり。かく有て、全く今式にのれる如く定まりたるは、大寶令のころならむか。はたそれよりや、前つかた、天智、天武の御世のほごなどより定まれるも有やしむ。それはたしかにはい

ひがたし。又後に始まれる祭の、又祭はふるけれど、その祝詞は、古のはうせたるにや、や、後に作れり見ゆるなど、作りざまはつたなく、さ、のはぬとあるも、猶ふるき他例にならひたるふるき祝詞はまじれり。

と説き、更に大祓の詞に就きて、

此大祓の詞も、大かたいさ上つ代の詞ごもにて、中には皇御孫命の天降、坐し御代のほごより傳はりけむまゝ、さおぼしき所も多く見え、又げに天津、清御原、藤原などのころにやくは、りけむ見ゆる詞もまじれる也。されどその、後の詞のまれにまじれるをさらへて、すべてを其代に作れりせむは、いさあたためさだめにぞ有ける。

と論せり。即ち宣長の説く所は、眞淵の推定を非として、祝詞一般の起原を尙悠遠なる上世にありとし、特に大祓の詞には、天孫降臨當時よりの傳來と思はるゝ要素の包含せらるゝを主張せり。眞淵も宣長も共に尙古の思想に富みたれど、自ら其の學風に差異あり、随つて兩々特殊の見地を保持せるなり。此の祝詞起原論に於ける兩者の論據は共に精確を缺き、多くは推測を事としたるものなるが、其の説の分岐點は眞淵は鑑識を先として知的に、宣長は信念を主として情的なるに在る觀あり。眞淵は寧ろ偶像破壊を専として頑迷なる神道者流を喫驚せしめ、而して宣長は眞淵の奇矯を調節して中庸穩健なるを示せるなり。

眞淵宣長の兩者立論の相違

眞淵の説を補正す

本書は祝詞考の説を「考云」とて、頭書迄も悉皆引出で、其の後に自説を列ねたり。多くは見解を異にせるより生せる反駁なるが、明に眞淵の失考たるものゝ、こゝに補正せられたるが尠からず。例へば集侍の二字を考にウゴナハリハムベルと訓めるを取らずして、ウコナハレルと訓むべしと言

へる、又千木を考に垂木の事とせるを非として、「屋の兩方の端にのみ有物にして、繁く有物にあらす。」と説ける、又畔を考にアゼの略とせるを、アがもにて、アゼは畔背なれば、本末違へりと言へるが如し。此等は單純なる例に過ぎざるが、尙、語義は勿論、文脈の如きにも幾多の異見を立てたり。

考證綿密
となる

其の考證の考に比して、遙に綿密とされるは、勿論の事なるが、其の一二を言はんには、考に諸國の大祓と朝廷の大祓との區別を説明せざるは精密ならずとて、縷々自見を述べたるが如き、罪の意義を釋きて、穢と奸と災と惡行との含まるゝを絮説せるが如き、其の精細なるもの少からず。而して伴男、神漏岐、神漏美等詳細を別著古事記傳に委ねたる事項亦頗る多し。又文章の構造に關する評も一二見えたり。

本書には尙「つけそへふみ」として、大祓以外の祝詞に就きて、考の遺漏を補ひ、紕繆を糾せり。是亦見るべきものありとす。其の所説中、傾聽すべきものを言はんには、廣瀬大忌祭の條に、此の祭は古き祭なれば、古き祝詞の有りけんを、そは早く失せたりしかと疑ひ、道饗祭の條に、此の祝詞は其の題名に合はず。思ふに、臨時祭式なる八衢祭の祝詞なりけんを、道饗のとして紛れしなるべく、遷却崇神と題せるもの却つて此の道饗のに當ると考へたるが如きあり。此は眞淵の説に暗示を得て、一步を進めたるものなり。其の他、考の神今食と相當とを混淆せるを糾せる、又大嘗、新嘗

の眞義を辨せる等、眞淵の疎略を補うて餘有りとす。

次に出雲國造神壽後釋に就きて一言すべし。先づ神賀詞はホムホギノコトバと訓み來れども、出雲風土記に國造神吉詞とも神吉事とも書きたれば、カムヨゴトと訓むべきなり（此の文の中に、神賀吉詞とあるは、カムホギノヨゴトと訓む。）と言へるを始め、眞淵の説に異見を立つるもの尠からず。即ち國造を考にクニツコと訓みて、國つくりの由に解き、たゞ造といふを宮造りの功によりとせるを非とし、國造はクニノミヤツコと訓みて、國々に在る御臣、たゞ造といふは、伴造ともいひて、諸の部の御臣なりと主張し、又考に熊野命とて、天夷鳥命を意味せるやうに言ひ、意宇郡の熊野神社を此の神と推定せるを、第一の僻事と難じて、熊野は須佐之男、大神に坐すとし、櫛御氣野命と申すは、即ち大神の此の熊野宮に鎮座御靈を稱へたる御名なりと論せるが如く、語釋に、考證に大に努むる所あり。殊に此の文は難解の個所ありて、容易に了解し難きものなるが、宣長を俟ちて後人其の津梁を得たる感あるものあり。例へば「若水沼間能彌若叡爾」のあたりの如き、眞淵は若水沼間を土器を造る泥の謂とせるを、宣長は下の續けざまより草木の義に解し、「若久留須能」の誤として、古事記雄略天皇御製「比氣多能。和加久流須婆良。和加久閉爾。」を旁證に供し、獻る御贊の中に栗もあるにつきての祝詞ならんとの説を立て、尙疑を存せり。一説に備ふべきものなり。

之を要するに、以上の兩書は宣長が古事記傳の餘材抄の觀あるものなるが、祝詞研究の方面に於て、能く眞淵の輔翼として大功を立てたるものとす。當年此等の學界に提供せらるゝや、眞淵の祝詞考を壓倒して世に弘布せられし狀は、祝詞考の寛政十二年上梓の際に於ける久老の跋に、世人後釋をのみもてはやして、此の考の存在を認めずと記せるにても知らる。

萬葉研究
鈴屋本

宣長の萬葉集研究の源流は、京都遊學中に發せり。其の模様は鈴屋本萬葉集に據りて、詳に知り得るなり。予の藏する該本の寫は、宣長の門人、松坂の長谷川常雄が、寛永版本に、該本を借用して、悉く其の書入を寫し入れし物にて、今本史を草するに方りて、究竟の資料となれり。借、鈴屋本の奥に、左の識語あり。

景山本

右萬葉集二十卷。以、景山風先生家藏本。按正之。至如冠註旁註。亦皆據其本。已。此本也。先生所自按正。蓋以契沖先師代匠記爲據。如其稱師云。則今井似閑翁之說也。翁亦契沖之門人也。先生與似閑之門人樋口老人宗武。友善。是故。先生以其本。按正。訓點冠註旁註之則實契沖傳說之義。不待代匠記而明焉者也。故予深崇信之。以餘力寫之。藏巾箱。爲秘珍矣。後之閱者勿忽諸爾。
寶曆七年丁丑五月九日卒。業子平安室坊寓居。

神風伊勢意須比飯高齋庵本居宣長識

是、其の師、堀景山の本(樋口宗武の本を以て校正せる物)に據りて寫し、由來を明言せるものにして、以て宣長の萬葉研究は、士清の場合と同じく、契沖の系統より起りしを見る。

士清本

此の鈴屋本の内容を點檢するに、契沖の加註と見るべきもの頗る多く、中に「長流云」「長流抄云」「管見抄」などあるもあり。「師云」(師は似閑)「三之云」(三之は木瀬氏)などあるもあり。堀本の面影想察せらる。該本は單にこれのみならず。後年順次に書入を加へしものと見え、士清の書入本のを寫し入れし形迹あり。「谷川氏云」とて、多くは地名の考證に關する註存す。又眞淵の萬葉考をも照合せしが如し。

眞淵に實
會讀

次に宣長が萬葉研究に努力せし次第は、其の師眞淵に對して再三質疑せしに徹すべく、既に眞淵の條に述べし如く、萬葉問目、萬葉再問等の書有りて、吾人をして之を詳にせしむ。又本集の會讀をなし、趣は、鈴屋本に、「天明六年丙午十月十二日夜會讀卒業」と識されたるにて知るべく、萬葉集會評錄(四冊あり、圖書寮に存す。初の三冊は先度會の分にて、安永六年正月廿四日)の傳れるにても明なり。

抑、萬葉集は師の眞淵已に最も力を盡し、宣長自らは古事記傳の事に専念したれば、本集に關する一部の主なる成書としては、僅に

萬葉集玉
の小琴

萬葉集玉の小琴 一卷(本居宣長全集第五の内)

を物するに過ぎざりしなり。本書は安永八年に成り、後天保年間、堀直孫子追考を加へて刊行せり。宣長は概ね眞淵の主張に基づき、本集の文字及び訓點の改むべきものに對して、自説を立てたり。(内容は要點の一つ書なり。)而も師説の首肯し難きは、忌憚無く之を破したるを見る。

如此許。戀乍不有者。卷二、戀乍不有者のこゝ、詞、瓊、輪の古風の部に委く云り。考の説は聞えぬこゝ也。
古之。延爾爲。卷二、延を考におよなき訓れたるは強事也。およなき云稱あることなき。をみなむかへて、延をおむなき云
こゝは、和名鈔のみならず、古書に是彼見えたるものをや。

の如し。又中には道麿、茂穂(大平)の説などを引ける所もあり。ともあれ本集卷四迄の考説に過ぎ
ざれば、委曲を期待し難し。又別に「萬葉集重載歌及び卷の次第」一卷あり。尙、宣長の此の方面
の考究は、隨筆玉勝間にも見ゆるを以て、轉じて之に就かん。其の主要なるものを分類すれば、

玉勝間に
見ゆる萬
葉關係事
項

- 人物に關する事項にては、鏡ノ女王、額田ノ王 (卷二、二八以下)
- 地理に關する事項にては、五十師原、山邊御井 (卷三、一)
- 文字に關するものにては、義之又は大師 (卷六、二) 不の字を略ける例 (卷十三、二) 「けり」けるに在を書ける事 (卷十三、三) 以下
- 「山」を「玉」に誤れる事 (卷十三、四) 以下
- 雖千跡の跡等衍字の事 (卷十三、六) 以下
- 訓點に關するものにては、莫鷺園隣の歌 (卷七、一)
- 釋義に關するものにては、藤原宮之役民作歌 (卷十三、八) 以下
- 語義に關するものにては、なづさふ (卷六、二) あり衣 (卷六、三) 「なちかへり」の「なち」 (卷八、一) 「たゞか」こ「まさか」 (卷八、一) 「わけ」さいふ稱呼 (卷八、三) 安禮衝 (卷十三、三) 恙無 (卷十三、五) 以下
- 生刀もなし (卷十三、五) 以下
- あえぬがに (卷十三、七) 以下
- 露霜 (卷十四、八) 以下
- 夜寝す起さるるを居といへる事 (卷十四、九) 以下

等あり。其の内容の一部を抽出すれば、鏡ノ女王、額田ノ王に就いては、鏡ノ女王を鏡王ノ女とあるは
誤なること、額田ノ王とは別なること等師説に辨せられたるが如しとて、古は女王も、男王と同様、

某ノ王といひ、万葉の比に至りては、女王を皆女王と記せるに、此の額田ノ王に女ノ字無きは、古き物
に據りしまゝなるべく、鏡ノ女王は父の名と紛るゝ故に、古くよりしか記せしなるべく、二女王共に
鏡ノ王の女にて、鏡ノ女王は姉、額田ノ王は妹と聞え、姉妹共に天智天皇に婿せられし人なりと言ふに
あり。又古來の難訓の歌「莫鷺園隣云々に」就いては、本文に改易を施して、「莫鷺園隣之。霜木兄氏
湯氣。吾瀬子之。射立爲兼。五可新何本。」と訓めり。其の理由はこゝに略す。以て一斑を知るに足
らん。

次に續日本紀の宣命六十二を一括して研究せし

續紀歷朝
詔詞解

續紀歷朝詔詞解 六卷 (本居宣長全集第五卷内)

に論及すべし。本書撰述の事は本居清造氏の鈴屋翁略年譜補正、寛政十二年の條に、「四月二十三日、
歷朝詔詞解の撰成る。起稿は寛政十一年六月八日なり。」とあり。而して其の刊刻は宣長の歿後享和
三年なり。

總論
宣命の意

卷頭の「まづとりすべていふ事ども」とある總論の要領を検するに、首に宣命の意義を詳にして、
世にいはゆる宣命は、すなはち古の詔勅にして、上代の詔勅は此外なかりとを、萬の事漢さまにならひ給ふ御世ノことなりて
は、詔勅も漢文のを用ひらるゝと多くなりて、後の世にいたりては、つひにその漢文なる方を、詔書勅書といひて、もさよ
りの皇國言のなば、分て宣命とぞいひならへる。(中略)さて宣命といふ日は、此續紀の十の卷に始めて見えて、そは命を宣よ

しにて、宣命は命を受傳へて、告聞するをいふ也。

と釋き、轉じて持統天皇以前の皇國言の宣命の、書紀の撰に入らずして亡びしを慨き、それに就きても、夫の延喜式に遺れる祝詞と、此の續紀なる宣命とは古言の文詞にて、最も尊重すべき物なるを悦び、之に比して後紀以下の史に見ゆる宣命の拙くなれる事を指摘せり。

其の書法

次に上古の歌謠並に祝詞、宣命の記しざまの事に及びて、「然語のまゝにしるしける故は、歌はさらにもいはず、祝詞も人に申し、宣命も百官、天下、公民に宣聞しむる物にしあれば、神又人の聞て、心にしめて感くべく、其詞に文をなして、美しく作れるものにして、一もしも讀たがへては有べからざるが故に、尋常の事のごとく、漢文さまには書がたければ也。」と論せり。尙、宣命の讀法及び儀禮に就きて説く所あり。

終に本書編纂上の凡例に渉る事として、訓を附くる事の慎重なるべき事、校合に用ゐたる印本、寫本の事、宣命書の大書、細書の統一を圖りし事、元來用字の不統一なる事等を列擧せり。

校字

進んで内容の概觀に移らんに、校字に就きては、其の用意周到なること、例へば、第一詔の「大八嶋國將知次止」の次の字、一本に須と誤れりといひ、同詔の「御子隨母」の母の字、印本には尔とあれど、今は一本に據れりといひ、同詔の「依之奉之隨」の次に、第十四詔、第廿三詔の例より類推して「聞看來」の三字脱漏せりとし、之を補へるなどに徴すべし。

訓點

訓に就きては、或は祝詞に参照し、或は此の紀の別詔より類推し、以て深く思を致せり。第一詔の「王臣」の如き、「タチ」を讀み添へて、「オホキミタチ、オミタチ」とし、同詔の「聞食止」の如き、「聞食倍」の傍例を以て「キコシメサヘト」とせるなどに見るべし。

語釋

語釋は眞淵の説を引きて云爲せるあり。疑はしき所に、試に自説を立てたるあり。又自著、大祓詞後釋若しくは古事記傳に讓れるもあり。其の古語の解明に努めたる態は、「オヨヅレ」「タハコト」の解義(六の一)を一例として示し置かん。

天智紀に、妖偽、天武紀に、妖言、萬葉三に、於余頭社可吾聞都流。狂言加我聞都流母。また逆言之狂言等可聞。高山之石穗乃上尔。君之風有。また逆言之狂言登加聞。七に、狂言香逆言哉。十三に、狂言説人之言釣。十七に、於餘豆所能。多邊許登等可毛。十九に、狂言説人之云都流。逆言平人之告都流など有。これらも皆、人の死たるを聞て驚きて、よも實にはあらじと思ひていへる言也。さて件の萬葉なる逆言を、いづれもサカゴトと訓、狂言をばみな狂言と作て、マガゴトと訓るは、みな今本のひがと也。十七の卷又此詔などの假字書の例をもて、其誤りを知べし。狂をタハミ訓べきとは、書紀に狂心、此紀の詔ごもに、くなたふれ、萬葉廿に、多波和射とあるなどは是也。これら頑狂狂態也。

事實の考證に就きても、能く古書を考究せるは、食封(一の二六)五節(二の三三)三關(四の二九)等の解説に、之を徴すべし。

語學的見地

又語學的見地よりして、宣命文の特徴に注意せるは、例へば第一詔の「貴支高支廣支厚支大命」の形容詞の重ね方に就きて、此く同類の語を重疊せしむるは、宣命の文にして、古文の一格なり。祝

詞にも歌にも無し。而も後世には、上を皆クとして、終の一つをキとするに、此く總てキとして重ぬるも古格なりと觀察し、又第六詔の「藤原麻呂等伊」のイといふ助詞に就きて、書紀の歌及び萬葉に旁證を求めて、多く人名の下に附くを言ひ、又人名ならぬには、「木乃關守伊」「家有妹伊」など、用言なるには、「治、賜、白」「花待伊間尔」などありとし、其の意を測りて、まづはヨといふに近けれど、未だし、其の味は諸例を考へて知るべしと説を立てたるが如し。

諸詔に顯れたる思想上の宣長の見解は、彼の古典研究を一貫せる古意の闡明を規矩準繩とせるより來れるものにして、其の漢意を排斥し、崇佛の世相を非とせるは、當然の事と言ふべく、既に總論中に、

思想上の
見解

(前略)この續紀の詔詞さいへども、まれには漢文言のまじり、又詞のみにもあらず、意さへに漢なるともおほかるこそなはいさあかぬわざなりけれ。かく皇國言の詔詞にしも、漢意をまじらへらるゝことも、推古天皇、孝德天皇、天智天皇などの御世くよりぞ始まりけむ。又聖武天皇、高野天皇の御世には、佛事のいさこちなくおほかるは、殊にうるさく、ふさはしからぬわざなりかし。

と概説せる所なるが、註解中に其の意見の表されたる具體例には、第卅一詔の「天乃不授所乎」の天の思想を漢意として排せるが如きあり。宣長曰く、

さて世中の萬事は、もこより神の御しわざなる中にも、殊に天津日嗣の御位の御事などは、天照大御神の御心なるべきは、論なきに、其をば忘れて、たゞ漢意によりて、かく天のしわざといひなせる物知人の心は、いかなる心ぞや。これらは道の太

本に關りて、いみじき詔言なり。

さて、神意を重んじ、之に悖るを名分を辨へざるものと貶せり。其の第十二詔(天平勝寶元年四月甲午朔、東大寺に幸せられ、盧舍那佛に白さしめられしもの)の冒頭に「三寶乃奴止仕奉流」天皇云々とあるに就いて、宣長は餘にあさまして、訓を闕き、「心あらむ人は、此はじめの八字をば、目をふたぎて過すべくなむ」と慨けるが、此は我が國は神國なりとの根本思想よりして、崇佛の風の盛なるを非とせるに由る。

文評

宣命の文品に對する評の中に、宣長が最も推稱せるは、第五十一詔(左大臣藤原永手に對する誅詞)なり。即ち此の宣命には漢文めきたる所混淆せず、全文古風にして優れたりとして、此の作者は大和魂強く、古言古意を體せるものと認めたり。是亦彼にして言ひ得べき當然の評なるを想ふ。

總評

要するに、如上の研究には、尙考究の餘地有るべし。(例へば第七詔の「己我夜氣授留人」の夜氣の夜を安の誤字として上なりと斷せる、又第卅七詔の「奉供之會」の礼方之會の之の如き、前者は麻氣なるべきかも知れず。後者は己曾とある本の必ずしも否定し難き感もあるなり。)然りと雖も、能く前人の企てざる所を大成せるは、其の功偉なりと言はざるべからず。宣長の此の方面に勞ける事夙く江戸に聞ゆるや、村田春海の如きは、其の訓點の寫を所望し、其の難語の質問をもなせる趣、書簡の傳存するありて、(本居宣長稿本全集 第二輯二七頁)詳なり。當時已に然り、今日に於ても宣命研究の津梁として

は、蓋し唯一の物たらん。

宣長又古今集に關し、其の俗語解をものして童蒙に資せり。

古今集遠鏡

六卷 (本居宣長全 集第五の内)

是なり。本居清造氏の鈴屋翁略年譜補正、寛政六年正月の條に、本書既に成れる由を記せり。以て著作年代を知るべし。本書を草せるは、横井千秋の需に應せるなりと云ふ。

其の體例

卷頭に明細なる凡例を載せたり。本書を繙く者必讀を要す。俗語譯の一例左の如し。春上、貫之

霞たちこのめはるの雪ふれば花なき里も花ぞちりける

○霞ガタツテ木ドモノコノメモ張出ル春ノコロ此ヤウニ雪ガフレバ花ノナイ里ニモ花ガチルワイトト花ト見エル

此く片假名交りに譯せり。旁線を施せる部分は、歌詞以外の餘情を添へて言へる所なり。又中には末に平假名交りの文言を加へたるものあるが、それは種々の考説を附したるなり。それには契沖の餘材抄、眞淵の打開の短評に及べるもあり。偕、本書中の解説に首肯し難き個所の存するもの、彼の「ほのくごあかしの浦の朝霧に」の歌の註の如きあり。

成章の挿頭抄等との交渉

本書を通覽して、端無く想ひ起さるゝは、富士谷成章の挿頭抄及び脚結抄に引例とせる古歌に、俚言もて旁註の施されたることなりとす。挿頭抄は明和四年、脚結抄は安永二年の開板にして、宣長が既に之を閲し居れるは、玉勝間藤谷成章といひし人の事」の條に言明せる所なり。彼が本書

をものするに就いて、動機を成章の著に發したりとせんは、或は早計に失すべしと雖も、此に感得する所尠少なざりしならんことは認めて可ならんか。何となれば、其の俚言解の態度が兩々相一致するものあればなり。例へば挿頭抄に、

秋風ドウカに山のこのはのうつろへば人のこゝろもいかにコチハとぞおもふ
こひしごはたがなづけむ事マテアラウテアラウならん しぬとぞたゞに何かシラズナンノナシニいふべかりける
大かたは月ヨクカヘシテミレバをもめでしこれぞこのつもれば人のおいとなるものマイガカノ チャソ

などある註の狀、其の餘情を補ひ、語勢を表せるなど、一般に亘爾乎波に意を注げること緻密なるは、皆亦宣長の口ぶりにも見ゆる所なればなり。而して宣長が本書の凡例に、「ヨカラウ」を「ヨカロ」といふ類は、打解けたる詞遣なれど、却つて適切なるものありとなせるは、挿頭抄に「あひみそめけん」タイアアロソ「あらたまるらん」タイアロカの如き例の存するを想はしめ、又雅言は一つにして、俚言にては、二つ三つに分れたるもあるを言へるは、挿頭抄の凡例にも同様の事を斷れるを想はしむ。要するに、本書は歌道初心者に裨益し來りし物にして、學術的研究書としては、宣長自らも之を期せず、隨ひて價値も優らざるを覺ゆ。

宣長又享和元年、(春庭の歌 に據る)

後撰集詞のつがね緒 一卷 (本居宣長全 集第五の内)

後撰集詞のつがね緒

をものせり。宣長以爲らく、後撰集は精撰せられざりしにや、其の歌玉石混淆し、作者の記しざまも妄なるが、詞書は前の古今集、次の拾遺集に比するに、殊に亂雜にして、心得難き事多し。是に由りて、惡き詞書の數々を捉へて、本文に改削を加へたるもの、やがて此の一冊たり。此の集を研究する者に取りては、一の津梁たらずんばならず。されど文學的研究としては、其の事柄餘に小なりとす。之を以てこゝに詳論せず。但、此は宣長の永き學者的生活の最後の述作として記念すべく、更に別個の意義あるを思はしむ。

源氏を講す

翻りて物語の方面に於ける宣長の研究を觀察するに、其の玉勝間五卷には、伊勢物語に關する數條の考説を收めたり。又源氏物語は能く之を涉獵して、屢、各地に講筵を張れり。一部の成書としては、

源氏物語玉の小櫛

九卷(本居宣長全集第五の内)

最も注目すべし。本書の著作年代に就きては、本居清造氏の鈴屋翁略年譜補正の寛政八年の條に、

康定

「是の年源氏物語玉小櫛成る。寛政五年頃起稿。九月十八日その淨書を始む。寛政十一年秋刊刻。」とあるにて明なり。(淨書云々の事は宣長の學業日録に其の證有り。) 門人高尚の記せる序文に據れば、此の書は石見濱田侯松平康定の望に應せるものなるを知る。初、康定其の儒臣小篠御野(鈴屋門人録、安永九年の條に、小篠大記敏、初稱道沖と見ゆ。)をして宣長に源氏の講説を聴かしめ、(鈴屋集卷八参照)又己が萬葉集八重疊に宣長をして序せしめし事あり。(鈴屋集卷六参照) 其の關係淺からざるを見る。

總説

物語の本質論

偕、本書卷一及び卷二は、源氏物語に關する總説なり。以下其の所論の要領を觀察せんに、すべての物語書の事の條は、物語の定義(昔話の意と解せり。)物語の始祖、源氏物語の前にも後にも多くの物語の作られしこと等を述べ、次に物語の本質論に入りて、

さてもろくの物語のさま、おのくすこしづかはりて、さまざまなれども、いづれも昔のよに有し事をかたるよしにて、あるはいさゝかかたち有し事をよりごころにして、つくりかへてもかき、あるは其名をかくしもし、かへもしてかき、あるはみながら作りもし、又まれには有しことをそのまゝに書るも有て、やうくなる中に、まづ多くはつくりたるもの也。と云へり。即ち其の意を約すれば、

- 一、實事そのまゝ、
 - 二、少しく實事に基づく(名を隠し、又は變ふる事あり)
 - 三、全く假作す
- || 創作的

其の目的論

となる。此は今日の小説の意義には少しく恰當せざれど、中古の物語に對しては正に此く解釋せざるべからず。而して宣長の「つくる」と言へるは、事實に即しては、假作の意、筆意を以てすれば、創作の義に解して可なり。物語の中には實事そのまゝの物ありても、概して創作的(作者の想像より出づ)なりと見做せるは、剴切なる見解となすべきなり。次に目的論に進みて曰く、

さてそれはいかなる趣なる物にて、何のためによむものぞいふに、大かた物がたりは、世の中に有る、よき事、あしき事、めづらしきこと、なかしき事、おもしろき事、あはれなる事などのさまんを書あらはして、そのさまを繪にもかきまじへなごして、つれづれなるほどのもてあそびにし、又は心のむすば、れて、物おもしろきなりなどのなごさめにもし、世の中のあるやうなも心得て、もの、あはれなもしろものなり。

と。此の説亦大に見るべきものあり。物語に描寫せらるゝ事柄に、「あしき事」をも擧げたるは、宣長の意中には、人生の裏面若しくは美に對する醜の一面を認め居るを想はしむ。而して物語は消閑遣悶の用なりと道破せるは、文學の目的の娛樂に存せるを體得せるものにして、暗に歴史の輔翼、又は教訓（廣義に、徳教に資し、又は道心を勸むる意）の用具といふ陋見を否定せり。而も世の中のあるやう云々と言へるは、今日の語を以てすれば、小説に依りて人生を解する義にして、こゝに着眼せるは、當時としては最も卓見とすべく、其の物のあはれ云々と言へるは、詩的情操を陶冶する義にして、彼の強調せる所は、此の點に在り。尙、物語に男女のなからひの多く描かるゝは、人情の大關係あるもの戀愛に過ぐるなければなりと附言せるが、其の立言、道學的短見者流と大に其の選を異にせり。

此源氏の物語の作りぬしの條は、紫式部が其の作者なるは勿論なるが、父爲時作式部續撰説並に御堂關白加筆説の非なるは、爲章の七論に辨へたるが如く、又宇治十帖非式部作説も辭事なりなど論せり。紫式部が事の條は、父爲時の閱歷、夫宣孝の素姓、式部の身分を吟味し、さて紫式部とい

卓見道學者流と大差あり

作者の説

ふ名の意義は、古來諸説あるが中に、御乳母の子なりし故に、一條のみかごの、わがゆかりのものなりと宣ひつる故といふも然るべき事なりと言ひ、ゆかりといふは武藏野の義なりとの舊説を賛して左の如く言へり。

古今集雜、上に、「むらさきの一もさゆゑにむさしの、草はみながらあはれとぞ見る」といへる哥の意にて、これより紫をゆかりといひならはせり。紫式部日記に、左衛門督公任あなかしこ、此わたりにわかむらさきやさぶらふと、うかゞひ給ふ。源氏に、るべき人見え給はぬに、かのうへは紫上まいていかで物し給はむと聞ふたりといへり。此日記の文につけても、ゆかりの説まさりておほゆる也。其故はゆかりの説によるときは、紫といふ名、かの紫、上にはあづからぬとなるを、それこそへてのたまへるぞ與なる。すべてたはぶれ言は、あらぬをなめづらかによそへていふをこそ與さはすなれ、もし紫、上の事をすぐれてかけるによりての名ならむには、たはぶれて若紫とのたまへる、なにのめづらしげあらむ。

つくれるゆるよしの條は、「いかなるよしにて作れりといふと、さだかにありがたし。」と提言して、上東門院にさぶらふ時、大齋院の所望に應じ、作りて上れりといふ説は、七論に辨へたる如く、承けられずと論じ、又西宮殿に、幼き時馴れ奉れりといふは、時代違へりと説き、石山寺に籠りて書けりと云ひ、須磨明石兩卷より書初めたりと云ふ類の舊説をもすべて打破せり。作れる時世の條は、寛弘の初に出來て、康和の末に流布すと河海抄に見えたるに對し、寛弘の初云々は、然るべし。康和の末云々は、いかゞなり。式部日記に據れば、式部宮仕の程、早くも宮中には弘れるさまなればなりと言へり。

著作の因縁と其の時代の論

舊説打破

此物語の名の事の條は、「大かたもろくの物語の名の例、おほくは其中に主としていふ人の名をもてつけたり。此物がたりもそのでうにて、光源氏、君の事を、むねとしてかける故に、源氏の物がたりといふ也。」とて、光といふ名の事を考證し、又必ずしも光源氏の物語といふべきに非ざるは、作者の日記にも、單に源氏の物語とのみあるを以て知るべしと言へり。

准據說を無用とす

准據の條は、以爲らく、諸抄に准據とて、光源氏は西宮左大臣高明になぞらへたりといふ類の事あれど、物語の人物皆准ふる所有るに非ず、大體作り事なる中に、少しく據り所を求め、又は事様を變へなごせり。源氏君一人の上にも、古人の事を和漢に求めて彼此取合せたるもありて、一定せる事無し。元來准據といふは、作者の方寸に存し、後人妄に付度すべきにも非ずと。准據說の無用を言へり。亦一種の見解なり。

くさくの事の條は、源氏六十帖とて天台の六十卷に擬すといふ説及び卷々の組織史記に據るといふ説を、共に非とし、豎横の並の事は無用なれど、一わたりは心得置くべく、又人々の系圖は確に覚えおくべきを言ひ、人々の年齢、卷々の紀年は正し置くべく、兼良の年立は誤多ければ、我が考へ辨へたるありと言ひ、本は河内本と青表紙と二様あるに、定家の本なる故を以て青表紙に就くは奈何、いづれの本にても善き悪しきにつきて取捨すべきものにて、その主によるべきに非ずと説き、自ら印本、寫本の考異をものせる由を述べ、假名書の古書には傳寫の誤謬多きに、此の物語は

前註の批評

世々用ゐられし爲に、誤脱少き事を附説せり。

註釋の條は、河海抄を第一とし、花鳥餘情之に次ぐ。此の兩抄は必讀の書なりとて、其の得失を評し、其の後の諸抄、咲花、細流以下を擧げ、最も流布せるは湖月抄なりとて、其の能く諸抄を綜合して至便の書なるを言ひ、轉じて源註拾遺に及び、其の虛妄の説を排し、専ら古書を證として、發明せる所多きを稱揚し、尙、紫家七論(註釋にはあらねど)の好参考書なるを言ふと共に、其の儒者の見に僻したるを惜しみ、更に眞淵の新釋、熊澤了介の外傳等に及び、左の如く、從來の諸抄の缺陷を指摘し、此の物語を讀む心得に及びて、此の條を結べり。

そもくかくしるべのみみどもは、いさこらあれども、なほうはべの一わたりのとこそあれ。文章のこまやかなるこゝろはへ、作りぬしのふかく心をこめたるおもむきなど、くはしきくまなくまでは、いまだゆきたらはぬ事のみ多かめれば、たと註釋にのみすがりて、事の意の聞ゆるなよきにして、やむべきにはあらず。なほこまやかなるこゝろをおく深く尋ねれば、えもいはぬあぢはひのあるふみぞかし。

此の説は洵に暗示に富みて、後の學者を裨益せり。

引哥といふものゝ事の條は、引歌の意義より説き起し、此の物語の引歌は大抵河海抄に出されたるが、失考少からざる由を述べたり。

湖月抄の事の條は、前の註釋の條に一往批評せるを、更に詳述せるものにして、此の書を見るに心得べき諸點を列擧せり。即ち本文大方宜しき中に脱漏なごあること(そは他本と比べて後に出せること) 句讀善から

ぬこと。語の清濁（ハミゴリ）の悪きこと、假名遣の相違せること、引歌の符に失當のもの多きこと、先註を措きて後註を用ゐたるものあること等なり。されど該書は遍く流布せるを以て、何事も之に據りて云爲せりと断れり。

次に「大むね」と題して論ずる所は、此の物語に對する古來の諸説は、物語の本旨を悟らず、儒佛の書に對すると同様なる見解を以てせるものにして、作者の趣旨に副はずとなし、總べて物語の趣、又それを讀みたる人の心ばへなどは、此の物語の所々に見えたるにて了解すべしとて、引證すること詳なり。其の一二の例を採らんに、蓬生の卷に、「はかなきふる哥ものがたりなどやうの御すさみ事にてこそ、つれづれをもまぎらはし、かゝるすまひ（著者曰、末摘花の條住まひ也）をも思ひなぐさむるわざなめれ。」とあるは、已が境遇と似たることを讀めば、自ら同情起りて、心の慰むを言へるなりと言ひ、又胡蝶の卷に、「むかし物語を見給ふにも、やう／＼人のありさま、よの中のあるやうを見しり給へば、」とあるは、物語を讀む要旨を最も適切に言明せるものなりと説き、之を約述して「昔の事を今のわが身にひきあてなすらへて、昔の人の物のあはれをも思ひやり、おのが身のうへをもむかしにくらべみて、ものゝあはれをしり、うきをも思ひなぐさむるわざ也。」と言へるは、卷頭、物語書に就きて論せる所を更に敷衍せる感あり。而して尙、宣長は式部が此の物語を書ける本意は、螢の卷に、例の古物語の上を源氏君が玉鬘君に語るさまにうはべには云ひて、實は此の物語の本意

主情主義
の説

を下に簡めたりと觀察し、依りて其の全文を引きて、其の意をも釋きたり。其の中に、此の物語の勸善懲惡に資し、若しくは好色の戒となるなど説くが如きを排斥すること、異國の書とことゝの物語との作意には大差あり、即ち彼は人情を蔽ひて以て表面を飾り、此は人情のまゝを寫して以て街はざること、物語の上にて、善き悪しきといふ用語の意は、儒佛の書に云ふものと異なり、即ち物語の上の人の心しわざの善き悪しきは、「物のあはれをしり、なさけ有て、よの中の人の情（コト）にかなへるをよしとし、」その然らざるを惡しとせること等最も注目すべし。是に由りて宣長の主張する所は、主情主義を採れるものなるを認むべきなり。即ち冷靜なる理智の判断を以て、非違を糾明するが如きは、物語の作者の態度に非ず。又褒貶の筆意を以てするは、物語の外に尙其の書有るべし。故に物語は直接に人を教ふる物に非ずして、單に人を感せしむるに在りといふ持論なり。然れども光源氏の空蟬、朧月夜内侍、藤壺中宮に關する事件は、不義惡行なれば、宣長は之を辯疏して、「その不義惡行なるよしをば、さしもたてゝはいはずして、たゞそのあひだのものゝあはれのふかきかたをかへす／＼書のべて、源氏君をばむねとよき人の本（ホ）として、よき事のかぎりを此君のうへにこりあつめたる、これ物語の大むね」なりと言へり。此の邊の論議は、源氏物語の純文學的本質並に價値を洞察せるに非ずんば爲し得ざる所にして、此く宣長が道學の見地より脱却せるは、當時に於ては實に希有の事に屬せり。

物のあは

以上は本書卷一の概要なり。卷二は右に續き、「なほおほむね」と題し、先づ物のあはれを論せり。即ち其の語義を縷々説明したる上、「さて人は、何事にまれ感すべき事にあたりて、感すべきころをしりて感するを、ものゝあはれをしるるとはいふを、かならず感すべき事にふれても心うごかず、感するとなきを物のあはれしらすといひ、心なき人といふ也。」と言ひ、此の物語は殊に人の感すべき限を書きて、あはれを見せたるものなりとて、適例を列擧せるが、其は(一)心に思ふ事ある時は空の景色、木草の色も、あはれを催す種なること、(二)人の容貌の好きに感すること、(三)人の品位に感すること等に分ちて言ひ、次に物のあはれを知らぬを悪しきことにしたる例に及べるが、こゝに辯じて、「そも／＼此物語のあるやう、源氏君の不義の事をばおきて、さしもあしきさまにもいはず。たゞ源氏君のかたさまに、心よからず、あしくあたれる人をば、みな物のあはれしらす、あしき人としたると」は、「源氏君をものゝあはれしりて、よき人とするが故也。」と言へること注目すべく、是やがて此の物語を讀むに心すべき詮要なり。されば書中亦物のあはれ知り顔に表面を飾りて、情を見せんとするを悪しとし、又物のあはれを知り過すをも悪しき事にせる趣の存せるを數々例示し、大様次の如く結べり。

そも／＼紫式部が本意、こにかくに物のあはれをしるをむねはして、しらざるがいかひなきとは、さらにもいはず。又そをしりたるふるまひの過たるもあぢきなく、よからぬとて、其事のすぢによりては、かならずあたなるかたにながれやすき

わざなれば、心には深く思ひしりて、そのよきはごを思ひめぐらして、願はしふるまふべきすぢもあると(中略)これぞ此物語の大むねなりける。さてそは作りぬしのみづからすぐれて深く物のあはれをしるる心に、世の中にありとある事のありさま、よき人あしき人の心しわざを見るにつけ、きくにつけ、ふる／＼につけて、そのころをよく見しりて、感するもの多かるが、心のうちにむすばれて、しのびこめてはやみがたきふし／＼を、その作りたる人のうへによせて、くはしくこまかに書顯はして、おのがよしとも、あしきとも思ふすぢ、いはまほしき事どもなも、其人に思はせ、いはせて、いぶせき心もちしたる物にして、よの中の物のあはれのかぎりは、此物語にのこることなし。さてこれをよむ人の心に、げにさもあらむと深く感ぜしめんために、何事もこごさらに深くいみじく書なしたり。

因みに宣長の物のあはれの説は、寶曆十三年(時年)の頃の石上私淑言(後)に見え、又其の書中に、此の事は紫文要領(玉の小櫛)にも述べたる由を言へるを以て、夙に懷抱せし所なり。

戀愛論

次に此の物語と戀愛との交渉を論じて曰く、凡そ人の情の感すること、戀に若くはなし。此の物語は世の中の物のあはれの限を書き集めて、讀者を感せしめんと作れるものなるに、戀ならでは人情の委曲を盡し難きを以て、殊に之を主として、戀する人の様々につけて、所業や思想のとり／＼にあはれなる趣を細密に寫して、物のあはれを見せたるなりとて、其の例を書中に求めて抜き出でたるが、彼の道ならぬ戀の見ゆるに就いては、かゝる不條理の戀愛にこそ一層物のあはれの深く籠る故に、殊更に之を描寫せるなりと辯疏し、尙其の文例を示して評を加へたる中に、柏木右衛門督の事に就きて、左の如く言へり。

そもく此右衛門督の事よ。不義なるふるまひ有て、身をさへいたづらになしぬるは、いかによき人ならんからに、世のつれの議論もていはむには、あはれむべきことにはあらざるを、かく殊にあはれ深きさまに書なして、世の人に生まれ、源氏君さへふかくなしみ、あはれがり給ふさまに、かへすんいへるは、戀の道にも、あはれのふかきこと、又よき人はあはれをしる事の深きこと、るをいへるにて、物語の本意さにかくに物のあはれをむれしたるほどをしるべき也。

善山及び
爲章の説
を排す

次に此の物語の趣旨を勸善懲惡といひ、好色の戒とする舊説を非として、之を論破すること亦詳なり。即ち儒佛の意を以て此の物語を解釋することの失當なるを力説し、物のあはれを知るといふを擴張せば、自ら修身齊家治國の要道にも互るべきものにて、初より教誡の書として、これに對せんことは、謬見なりとせり。尙、了介の外傳の此の物論は風化を本とすとの説を引き、之を駁して、儒者の見に過ぎずとなし、爲章の七論に見ゆる、此の物語著作の動機(身の窮愁より憤を發して作る事)及び目的(諷刺の用と見做す)の説をも同様に打破せり。

性格描寫
の妙を稱
揚す

更に、くさくさのころばへと題して、先づ此の物語は、その前後の物語書に比して著しく傑出せる所以を述べたるが、中に、「すべて書さためたき中にも、男女その人々のけはひ心ばせをおのくことくに書分て、ほめたるさまなども、皆其人のけはひ心ばへにしたがひて、一やうならず、よく分れて、うつゝの人にあひ見るごとく、おしはからるゝなど、おぼろげの筆の、かけても及ぶべきにあらず。」と評せるは、個々の人物の性格描寫の明晰なるに注目せるものにして、至言と謂ふべし。尙、叙述の詳細なるを稱し、又事件が「よのつねのなだらかなる事」のみにして、

而も長編なるに、人をして倦ましめざる點をも揚げたるが、宣長の意は、作意にローマンティックなる所無くして、實社會の寫實の趣あるを認め、而も變化に富めるを言へるものと認むべく、是亦適評なり。次に或問を設けたる條々の中に、伊勢物語との文章上の比較に就きて、其の優劣は必ずしも文章の長短に囚らざることを言ひ、此の物語の中の歌の勝れたること、且此の物語が詠歌の模範となることを言へるなど、見るべきなり。

宣長の見
解に對す
る批評

以上の説は、卷一のすべての物語書の事の條の趣旨を反覆詳述したるもの多きに居る。前にも述べたる如く、宣長は能く舊説より擺脫し、物語の本質を辨へ、自ら「物のあはれ」の原則を立て、物語鑑賞の方法を示せり。其の人生の美醜兩面と小説、小説と戀愛、小説と現實、小説と性格描寫等の問題に觸れたるは、當時としては、匹儔無き卓見なりと言はざるべからず。想ふに、宣長が儒者ならず、佛教家ならざる自由の立場に在るは、此の大膽なる論斷をも躊躇する所なく發表せしめしことに與りて力有りしが如し。洵に本書卷一、二は空前の文學評論にして、本研究史に特筆すべき物とす。

空前の文
學評論な
り

年立

卷三は年立なり。先づ改正したる年立の圖を出し、次に桐壺以下各卷に互りて、其の理由を述べ、殊に「匂宮卷より下、花鳥の年立いたくみだれ誤れる事」を記し、源氏以外の「人々の年立」をも物せり。抑、此の部は別に源氏物語年紀考(本居宣長全集第五の内)と題して、夙く稿せし所を用ゐしなり。今宣長

が舊説を糾せる所を窺ふに、次の如きものあり。諸抄帝本の卷を源氏十六歳とせるは誤にて、十七歳なること、(それは藤末葉、若菜上兩卷に據り、逆算して知るべきこと)橋姫卷は薰君廿歳より廿二歳の冬までなるに、細流等諸抄に、十九歳より廿一歳までとせるは、一年相違あること、此くて夢浮橋の卷迄一年づゝ違へること等なり。殊に匂宮の卷以下に就きて兼良の説を駁せり。

卷四は湖月抄本を主として、異本を以て對校し、其の語句の前者の悪き所にして、後者の善き限を擧げたるものなり。此は本文校勘の一事業として其の勞の多とすべきものなるが、其の對校せる異本は、何々を用ゐたるかは、宣長自ら言明せず。依りて其の詳細を知り難きは遺憾なりと謂ふべし。

湖月抄本の校正

摘註

卷五以下は主要語句を摘出して、諸抄の説を是非し、自見をも註せり。其の數例を示さんに、河海抄に、古語に對して、漢籍若しくは日本紀より熟字を引證せる事を評して、「それが中に、まれにはあたれるも有て、一ツの心得にはなるべきもあれども、おほくはあたりがたくして、みだりなることもおほし。さればひたぶるに注のもしにすがる時は、詞の意を誤ると也。」と言ひ、花鳥餘情の帝本の卷の語「なま／＼のかんだちめ」の註に就いて、「物のなまなりなる心とあるは、言の本の意にはかなふべし。始めて公卿になりたる家とあるは、いたくたがへり。」と是非の評を加へ、其の他多く湖月抄、源註拾遺、雨夜物語だみことば等の説に互れり。宣長自らの語釋上の意見としては、桐

壺の卷の語「になう」を釋きて、「無二の意とするは、ひがと也。又無似の意とするもよろしからず。言の本はいかなる意かしらず。たゞたぐひもなくといふやうの意につかひたり。」と言へる如きありて、徹底せざるものあれど、自見を主張して妄説に惑はざるものあること、橋姫の卷の「扇ならでこれしても月はまねきつべかりけり」の釋の如きに見るべし。曰く、

河海に、水源に、月を學ぶといふ説ありと見ゆ。此説然るべし。まれびを後にまれきとは改めつるなるべし。さるは次に入日をかへすばちこそ有けれとあるにつきて、まれびは、まれきの誤と、ゆくりなく思ひまじりて、さかしらに改めつるなれど、扇を以て月を招ける事、故事も何もしなきとなれば、中々にひがと也。そのうへ月のおかくさし出たる事あるにも、まれくは似つかはしからず。まれぶは、かの聲ノ扇喩之といふによくかなへり。下にこれも月にはなる、ものかはといへるも、まれぶにてこそよくかなへれ。さて入日をかへす云々とは、たゞ撥につきていへるなれば、まれぶといふに妨なし。

と。尙、語釋以外、宣長の見解の注目すべきものを見るに、帝本の卷の冒頭語の條に、

まづ此帝本卷は、細流にもしるされたる如く、此物語一部の序のごとくなるを、此發端の語も、又一部にわたりて、序のごとくにて、源氏君の壯年のほどの事を、まづとりすべて、一つに評したるもの也。此卷のはじめのころの事にはあらず。いひけたれ給ふごの多きといふも、かゝるすきこと、いふも、皆これより後の卷々にある事共をさしていへる也。これより前、桐壺卷にはいまださることなし。かたりつたへけむさいへる、すなはち此物語、此後の卷々の事ども也。かくてまだ中將などに物し給ひし時さいふより、其始めへ立かへりて、その有しやうをつぎ／＼に語るよし也。

と言へるは、概ね剴切なり。又雲隱卷に就いては、縷々舊抄の僻説を打破したれど、今日よりすれば、宣長の説にも論議の餘地あり。悉く傾聽すべからず。予は雲隱否定説(國語と國文學大正十四年十月號所載)を發表せ

る際、中に之に論及せり。

再び轉じて和歌の方面の述作に移らん。先づ述ぶべきは、

美濃の家
裏同折添

美濃の家裏並同折添 八卷(本居宣長全集第五の内)

の事なり。本編は五卷にして、新古今集の評論なり。大矢重門(鈴屋門人録、天明六年の條に、美濃の所に望に應じて撰述せしなり。折添は三卷にして、上卷は新勅撰集、續後撰集、中卷は續古今集、續拾遺集、新後撰集、玉葉集、續千載集、續後拾遺集、下卷は風雅集、新千載集、新拾遺集、新後拾遺集、新續古今集、千載集の序次を以て、新古今の後の十三代集及び其の前の千載集に互りて、あらく批評せり。共に寛政三年稿成れるなり。

歌評の態度

本編に於ける新古今集の論評を検するに、批評の態度に、善きを稱揚(若しくは是認)せると、惡しきを非難せるとの二様ありとす。前者に於ては、構想に關して、家隆の「霞たつ末のまつ山はのく」と波にはなる、横雲のそら」は、末の松山を浪の越ゆる物にして詠めるにて、かゝる趣は此の集の比の技巧なりと言ひ、又通具の「梅花たが袖ふれしにはひぞと春やむかしの月にとはゞやは、其の本歌の取りやう、普通ならで、第四句に業平の歌の上の句の意を籠めて、月は昔の春のまゝの月なれば、昔の事を知りたるべければ、昔誰が袖ふれし名殘のにはひぞと問はんと意なりと見、家隆の「さくら花夢かうつゝかしら雲のたえてつれなき峯の春風」は、白雲の絶えてといへ

ること、大歌の詞ながら、種々本歌に無き趣を籠めたるは巧妙なりと説けるなど、趣向上の批評の如何なるかを知るに足らん。其の形式上就中用語に關する評は甚だ多く且細密にして、大約左の如きものあり。

且仁平波の妙用を言へるもの、例へば夏經の「みよし野は山もかすみて云々」の「は」「し」も「や」も無き點、定家の「さくら色の庭の春風あさもなしは」ぞ人の雪さだに見む」の「ば」力籠り、「ばぞ」も巧に調へる點。

詞の上下の掛合の妙を言へるもの、例へば後鳥羽上皇の「ほのくゝと春こそ空に來にけらし天のかぐ山霞たなびく」の「空」と「天」、具親の「難波湯かすまね波もかすみけりうつるも曇る朧月夜に」の二三の句と四の句との掛合。

詞の續けがらの妙を言へるもの、例へば式子内親王の「山ふかみ春さもしらぬ松の戸に云々」の「春さもしらぬ」より「松」と續きたる巧、定家の「霜まよふ空にしなれしかりがれの歸る翼に春雨ぞふる」の「しなれし」は春雨にもひゞき「翼」は上へもひゞき「歸る」は上の去年の秋來りし意に關ゆる點。

詞の含蓄を賞せるもの、例へば宮内卿の「かきくらし猶ふる里の雪のうちに跡こそ見えれ春は來にけり」の「春は」といふに、人の來の意あらはれたる點、慈圓の「ちりちらす人も尋れぬふるさとの露けき花に春風ぞふく」の「露けき花」といふに、見る主の寂しき意の含まれたる點。

詞其の物の組立の妙を言へるもの、例へば西行の「ふりつみも高嶺のみ雪さけにけり清瀧川の水のしらなみ」の「水の白波」の如き、「此集のころ人の好みてよむ詞なり。よき詞なり。」と評せり。

用語上、作家の特色を認めたるもの、例へば西行の「岩間さちし水もけさはさけそめて苔の下水道もさむらむ」の「道もさむらむ」を一往告め乍ら、此の作者の口つきにて、他人の追隨を許さずと評せり。

次に後者に於ては、概ね左の諸點を論難の要項と認むべし。

題を離れたる(即ち傍題)を告めたるもの、例へば俊成の子日の歌たる「さ、波やしがのはま松ふりにけりたが世にひける子日なるらむ」の、子日の歌と聞えざること。

本歌の取りやうを難じたるもの、例へば良平の「ちる花の忘れがたみの峯の雲をなだにのこせ春の山風」は、本歌「あかてこそ思はむ甲は離れなめそなだに後の忘れがたみに(古今集)」の取りざま證なきが如しと評せり。

主要語の働かぬを告めたるもの、例へば真經の「空は猶かすみもやらす風さえて雪げにくもる春の夜の月」の「月」、慈圓の「天の原ふじのけぶりの春の色の霞になびく曙の空」の「曙」の如き類。

詞遣の不適當を告めたるもの、例へば俊成の立春の歌たる「けふさいへばもろこしまでもゆく春を都にのみと思ひけるかな」の「ゆく春」は、「立つ春」たるべし。

言語の不足を難じたるもの、例へば通光の「みしま江や霜もまだひぬ蘆の葉に」の第二句、さけて未び干ぬを、さのみ言ひては、言足らざる類。

詞の支離滅裂を難じたるもの、例へば俊成の「雨そ、ぐ花橋に風すぎて山ほま、ぎす雲になくなり」の「雨」「風」「雲」はなれんべなる類。

詞の卑しきを告めたるもの、例へば通具の「つものぐむほどの春風ぞ吹く」の「程の」は、「ばかりの」といふべきものにて、卑しと評せり。

字餘りを告めたるもの、例へば西行の「岩間さぢし氷もけさはさけそめて」の初句、聞き苦しと評せり。

互仁平波を告めたるもの、例へば實定の「なごの海の霞のまより」の初句の「の」は「や」とあるべしと難せり。

掛詞を告めたるもの、例へば真經の「歸る雁いまはのこ、ろありあけに」の第三句は、強ひたる言掛なりと評せり。

かゝる見地を以て褒貶を加へたる彼は、如何なる歌を姿、詞の整へるものとして是認したるか。其の「めでたし」と總評を下し、或はそれと共に特に上句若しくは下句の詞めでたきを附言せるも

是認せる
名歌

のは、彼が完璧と目せるものとして可なるを知るべし。今、此の如き物を、巻首より拾ひみるに、
(附圖の所は、特に詞優
れたりと評せるもの也)

山ふかみ春さもしらぬ松の戸にたえくかゝる雪の玉水(式子内親王)

ふりつみし高根のみ雪さけにけり清瀧川の水のしらなみ(西行)

梅がゝにむかしなこへば春の月こたへぬ影ぞ袖にうつれる(家隆)

梅花たが袖ふれしにほひぞ春やむかしに月にまはさや(通具)

きく人ぞなみだはおつるかへるかりなきてゆくなる明ほの、そら(俊成)

岩根ふみかさなる山を分すて、花もいくへの跡のしら雲(雅經)

朝日かげにほへる山のさくら花つれなくきえぬ雪かぞ見る(有家)

風かよふねざめの袖の花の香にかなる枕のはるのよの夢(俊成女)

花さそふひらの山風ふきにけりこぎゆく舟の跡見ゆるまで(宮内卿)

さくら色の庭の春風あそもなしはゞぞ人の雪またに見む(定家)

なごあり。

總評
叙上の點より考察すれば、其の評論多くは古來行はれたる歌合の判の亞流と見らるゝが、さすがに宣長一流の見地よりして、觀察の精緻なるものあり。然りと雖も、其の見方概して道理に過ぎ、歌の風姿に就きて、美感に憩へたる上の論評を細叙せざる缺點を有せるは、掩ふべからず。例へば西行の「葛城や高間の櫻咲きにけり立田の奥にかゝる白雲」に對して、高間、立田の内一つ位は、

情趣を忘
れて理窟
に走る

契沖以後の國文學研究

七六六

山といふ事あらまほしと評せるが、此の諧調ある名吟に、此の妄評を加へたるは、情趣を忘れて、理窟に走れるものとせざるべからず。正明の尾張の家苞の起らざるべからざる所以は、確にかゝる點に基すと謂ふべし。之を要するに、歌の構想の如き内容方面の批評の頗る鹵莽にして、詞遣の如き形式方面の觀察に偏したること著しきを知るべく、當然句法又は聲調にも及ぶべき修辭學的評論としては、大に距離を存せるを認めざるべからず。況や此の集の我が歌史に占むべき地位、若しくは各作家の特質の如き論題は、未だ本書に於ては接せられざるを憾む。尙、本書は歌意の註釋に及べる所あり。其の中には舊註の是正に努めたるもあり。

折添の方も本編と同様の態度筆意に出でたるものにして、取出で、言ふべき程の事も無きが、唯一つ記し置くべきは、新勅撰集に就きて、契沖の新勅撰評の説に異を樹てたる所有る事なり。其の一例次の如し。定家の山居春曙の歌たる「名もあらし峯のあらしも雪とふる山さくら戸を曙の空」の條に曰く、

契沖くさんく難をあげたれども、皆あたらす。其中に、山櫻戸といふと、萬葉によめる意だがへることをいひて、山居の意なしといへるも、時代をわきまへざる難也。此詞のころは、戸のあたりに櫻のある山家のことによめる也。其うへ此哥は峯の嵐も雪とふる山さつ々きたれば、たさひ萬葉によめる意にとりても、山居の櫻戸なるをや。

と。更に頼阿の草庵集に關する

草庵集玉

草庵集玉筭 五卷 (明和四)

續草庵集

續草庵集玉筭 一卷 (天明六)

諺解と難

に就きて一言せん。本居清造氏の鈴屋翁略年譜補正に據れば、正編は寶曆六年(廿七)五月に脱稿せるなりと云ふ。宣長が國學に志してより最初に述作せし物に當れり。抑、此の集に就きては宣阿の蒙求諺解あり、次いで元茂の難註あり。宣長は此の二者を捉へ、今按を加へて、得失を論せるなり。其の諺解を駁せる一例を擧げんに、「山のはも見ゆるばかりに明やらでなるこのおきにかゝるよこぐも」の諺解に、「夜の明る時分、世上が又一通りくらくなるを明暗アケクレといふ。其時分山のはも見ゆる程には明はなれずして、ほのぐらきに、鳴門の沖に横雲のかゝりたる景也。見るやう也。」とあるに對して、宣長は「哥の心は、横雲は山端にかゝる物なるが、その山のはの見ゆる程にはまだ明やらの故に、鳴門の沖にかゝりたるやうにみゆるけしき也。諺解趣意をしらす。哥のたましひぬけたり。明暗の事も此哥には用なし。」と酷評を下せるが如し。されど往々諺解の説を肯へる所も見えたり。難註の説に對しても「みなひが事也。」など駁せるも見受けれども、「かすみつゝふることも見えぬ春雨になか／＼ぬるゝ旅衣かな」の如きは、「難註にまたがふべし。」と揚げて、「諺解はなか／＼の説なども、一向にわかちもなき事也。」と貶せり。

宣長の所説中に注意すべき事項は、頼阿の原作に對する批評の存する事にして、そは「うき草の